

(案)

村上市地域防災計画

(資料編)

村上市防災会議

目 次

村上市地域防災計画（資料編）

1 災害履歴及び危険箇所等に関する資料	
1-1 災害履歴	1
1-2 重要水防箇所（河川）	5
1-3 重要水防箇所（海岸）	11
1-4 土砂災害危険箇所	13
1-5 土砂災害警戒区域等	30
1-6 山地災害危険地区	44
1-7 雪崩危険箇所	59
1-8 村上市が定める災害発生危険箇所	64
2 防災観測体制に関する資料	
2-1 村上市震度観測点一覧	65
2-2 村上市の気象状況	65
2-3 気象注意報・警報の種類と発表基準	66
2-4 放射線モニタリングポストの配備状況	73
3 防災組織に関する資料	
3-1 村上市防災会議条例	74
3-2 村上市防災会議運営規程	75
3-3 村上市災害対策本部条例	76
3-4 村上市災害対策本部運営規程	77
3-5 村上市災害義援金配分委員会設置要綱	80
4 消防・水防等に関する資料	
4-1 村上市消防本部及び消防署の設置等に関する条例	81
4-2 村上市消防本部組織規則	82
4-3 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例	85
4-4 村上市消防団の運営に関する規程	88
4-5 村上市消防団規則	90
4-6 消防力の現況	96
4-7 緊急消防援助隊応援要請系統図	97
4-8 新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領	98
4-9 水防用備蓄資器材	101
4-10 水防工法一覧	102
4-11 ダム・水門一覧	105
4-12 羽越河川国道事務所直轄樋門 退避目安水位	106
4-13 ダム操作の連絡	107
5 避難、被災者支援に関する資料	
5-1 指定緊急避難場所	111
5-2 指定避難所	114
5-3 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧	116
5-4 災害時緊急備蓄物資等数量	119
5-5 村上市災害救助条例	120
5-6 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例	121
5-7 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	126

5-8	村上市災害見舞金の支給に関する要綱	131
6	交通・輸送に関する資料	
6-1	新潟県 緊急輸送道路ネットワーク計画（起・終点表）	133
6-2	飛行場外離着陸場	134
6-3	ヘリポート適地の基準・ヘリポート	135
6-4	ヘリポート適地一覧	136
6-5	応援部隊活動拠点候補地	139
6-6	異常気象時通行規制	140
7	医療救護、防疫、火葬等に関する資料	
7-1	医療機関一覧	142
7-2	村上市岩船郡医師会救護活動要領	143
7-3	震災時の防疫対策指針	145
7-4	感染症指定医療機関	146
7-5	し尿及びごみ処理施設一覧	147
7-6	火葬場関係施設一覧	147
8	危険物等に関する資料	
8-1	危険物施設の現況	148
8-2	高圧ガス関係事業所の現況	148
9	各種様式	
9-1	火災・災害等即報要領関係様式	150
9-2	災害報告取扱要領	156
9-3	緊急通行車両等事前届出関係様式	165
9-4	自衛隊災害派遣要請依頼書	168
9-5	消防防災航空隊出場要請書	169
9-6	避難指示等発令（解除）情報	171
9-7	市町村から放送局への伝達ルート及び手段	172
9-8	被災者台帳情報の利用及び提供について	174
10	連絡先一覧、協定等	
10-1	防災関係機関等連絡先	182
10-2	災害時における応援協定一覧	184

作成 平成22年 3月
修正 平成26年 2月
修正 令和4年 3月

1 災害履歴及び危険箇所等に関する資料

1-1 災害履歴

(1) 地震災害

年月日	災害名等	内容	地域
昭和39年6月16日	新潟地震	震源は新潟県下越沖、マグニチュード7.5であった。この地震は、新潟、山形、秋田の各県を中心に被害があり、死者26名、全壊家屋1,960戸、半壊6,640戸、浸水15,298戸などとなったものである。そのた道路、船舶等の被害も甚大であった。この地震では、予想以上の流砂現象がみられ、津波が発生し、日本海沿岸一帯を襲い新潟県沿岸では波高4mに達した。そして震源付近の粟島が1m隆起した。 旧5市町村とも災害救助法の適用を受けた。	県内 全域
		全壊世帯55世帯、半壊世帯124世帯、部分損壊3,567世帯、床上浸水28世帯、床下浸水、45世帯	村上
		全壊世帯28世帯、半壊世帯67世帯、部分損壊167世帯	荒川
		全壊世帯126世帯、半壊世帯538世帯、部分損壊604世帯	神林
		全壊世帯33世帯、半壊世帯324世帯、部分損壊2,636世帯	朝日
		全壊世帯109世帯、半壊世帯151世帯、部分損壊763世帯、床上浸水10世帯、床下浸水60世帯	山北
昭和58年5月26日	日本海中部地震	震源は秋田沖、マグニチュード7.7であった。	
令和元年6月18日	山形県沖を震源とする地震	震源は山形県沖、マグニチュード6.7であった。村上市府屋では震度6強を観測した。この地震は新潟、山形県境を中心に被害があった。	新潟県 山形県
		重症2人、軽傷1人	山北
		大規模半壊3戸、半壊21戸、一部損壊554戸	山北
		一部損壊7戸	村上
		一部損壊3戸	神林
一部損壊2戸	朝日		

(2) 風水害

年月日	災害名等	内容	地域
昭和21年6月	集中豪雨	荒川増水により佐々木堤防決壊、羽越本線不通	荒川
昭和32年7月	集中豪雨	金屋川増水により床上浸水多数	荒川
昭和33年7月27日	水害	雨量250ミリを記録。被害総額2億円を越える。	朝日
昭和33年7月28日	水害（災害救助法、県災害救助条例適用）	台風11号がもたらした豪雨により大川、勝木川が増水。	山北
昭和34年7月22日	水害	荒川、小俣、中継の3河川の各所で氾濫した。堤防を破り、橋梁、家屋を押し流して耕地に侵入し、大きな被害を及ぼした。特に大川下流の惨状は著しいものとなった。	山北

年月日	災害名等	内容	地域
昭和36年9月16日	台風18号 第2室戸台風	住家全壊、半壊、一部損壊、非住家被害、漁船被害、電話不通等の被害を生じた。	村上 朝日
昭和41年7月17日	7.17豪雨災害	住家一部破損、床上浸水、床下浸水、非住家、田畑簡水、河川、道路、橋梁の被害を生じた。また、石川堤防決壊によりガス管が流出し市営ガスが供給不能となる。 荒川破堤、国道113号線・米坂線不通 死者17名（神林）	村上 荒川 神林
昭和42年8月28日	8.28水害	荒川の堤防破堤により住宅、農地に甚大な被害を受け、死者17名に及んだ。ことに福田集落は農業用水との合流点にあるため過去にも常に洪水の危険にさらされ、S41.7.17水害においても、建物、農地に大きな被害を受けたため連年災害となった。 村内の被害は、家屋の流失23戸、全壊85戸、半壊423戸、一部破損及び浸水家屋1385戸、農地の流出、埋没436ha、冠水1,338ha被害総額55億9700万円であった。	神林
		山寄りの小河川から流下した土石流と荒川の破堤、荒川頭首工の損壊により長政用水路及び鳥川は溢水し、家屋の流失、耕地の埋没等大きな被害を受けた。ことに貝附、花立集落は荒川と急峻な山地に挟まれた地点に位置していたために土石流入、家屋の全壊等激甚な被害を被った。 町内の被害は、死者行方不明者1名、家屋流失19戸、全壊家屋206戸、半壊308戸、一部破損147戸、浸水家屋1,404戸、農地の流失、埋没850ha、冠水田畑474ha、被害総額は120億9,700万円であった。	荒川
昭和44年7月31日	集中豪雨	住家床下浸水33棟、田畑冠水253ha、道路7箇所、河川10箇所、橋梁、鉄道、崖崩れ等の被害	村上
		梅雨末期の気圧配置が続き、下越地方を中心に大雨となり、村上での日雨量が30日に105ミリ、31日に62ミリを記録、このため神林の中小河川で被害が発生した。	神林
昭和44年8月6日	豪雨	住家床下浸水15棟、田畑冠水18.4ha、道路、河川、橋梁等の被害	村上
昭和45年2月1日	台湾坊主による 波浪災害	台風級に発達した低気圧「台湾坊主」による風雨のため、海岸沿いに強い風と高波が押し寄せ、桑川、脇川、出戸、碁石を中心に道路が決壊し家屋浸水の被害も発生した。	山北
昭和48年8月29日	局地豪雨水害 （災害救助法、 県災害救助条例 適用）	山地の崩壊により沢々から土石流が発生し、家屋の倒壊など大きな被害となった。上大鳥、板屋沢、塔下の3集落に避難勧告を行った。 被害は、特に小俣川、中継川流域に集中し、田畑冠水をはじめ、崖崩れ、道路や橋の流出などの被害が出た。また、寝屋地内裏山急傾斜地が一部崩壊、亀裂発生のため4世帯に避難勧告を行った。	山北
昭和51年8月6日	集中豪雨	住家床下浸水26棟、非住家14棟、河川1箇所、地すべり2箇所	村上
		三面川の堤防決壊。被害額4億8,840万円	朝日
昭和51年9月1日	豪雨	住家床下浸水20棟、非住家2棟、道路3箇所等の被害	村上

年月日	災害名等	内容	地域
昭和51年10月29日	強風波浪	住家床上浸水2棟、床下浸水2棟、道路9箇所、河川埋塞18箇所、海岸堤防3箇所、船舶30隻等の被害があった。	村上
昭和53年6月26日	豪雨	住家床下浸水4棟、崖崩れ6箇所、道路7箇所、河川11箇所、田畑冠水80ha等の被害があった。	村上
		梅雨前線の影響で下越地方を中心に大雨となり、村上での日雨量が25日に110ミリ、26日に62ミリ27日に71ミリを記録、このため神林でも中小河川流域で被害が発生した。	神林
昭和53年8月17日	豪雨	住家床下浸水64棟、道路2箇所、河川3箇所、田畑冠水102ha等の浸水。	村上
昭和54年7月28日	豪雨	住家床下浸水23棟、道路、河川、崖崩れ、地すべり1箇所等の被害があった。	村上
昭和54年9月4日	台風12号	住家床下浸水18棟の被害があった。	村上
昭和56年6月22日	豪雨	住家床下浸水16棟、崖崩れ6箇所、道路4箇所、河川30箇所、田畑冠水123haの被害があった。	村上
		日本海を通過した低気圧、台風5号くずれの熱帯低気圧の影響で県北の山沿いでは日雨量が200ミリを越え村上でも140ミリを記録した。	神林
昭和56年7月22日	豪雨	住家床下浸水90棟の被害があった。	村上
昭和62年8月29日	豪雨	床下浸水8棟の被害があった。	朝日
平成7年8月10日	豪雨水害	下越北部を襲った集中豪雨により、大川、勝木川とその支流である沢々が増水し、家屋の床上浸水や耕地の冠水、道路護岸の決壊及び河川護岸の洗掘等の大きな被害を受けた。床上浸水による被害が多かった大谷沢集落の住民に避難勧告を行った。また、県道陥没の復旧作業中の事故による死者が出た。	山北
平成16年7月17日	梅雨前線豪雨	県内では7月13日中越地方を中心に甚大な被害をもたらした。	県内
		7月17日荒川町災害対策本部設置。被害は町内全域に及ぶ。住家床上浸水1棟、床下浸水8棟、非住家床下浸水34棟、道路法面崩壊、隆起、一部流出8箇所、河川法面崩壊、矢板倒壊、護岸崩壊4箇所、田への冠水45ha、浸水130a、畑への浸水5ha、土砂崩れ2箇所	荒川
平成17年8月11日	集中豪雨	床上浸水3棟、床下浸水52棟、最大日雨量330ミリ、時間雨量66ミリを記録。被害総額76億円を越える。	朝日
		家屋の床上浸水や耕地の冠水及び土砂流入、道路護岸及び河川護岸の決壊等の大きな被害を受けたほか、桑川では山腹が崩壊し空き家の別荘が倒壊した。また勝木川では立島地内の頭首工が流出し甚大な被害を受けた。	山北

(3) 火災

年月日	発生場所	内容	地域
昭和32年8月22日	蒲萄	94棟焼失、1名死亡、被災者468名	朝日
昭和39年4月29日	早稲田	6棟全焼、1棟半焼、り災者4世帯20名、負傷者3名	朝日
昭和39年5月9日	荒沢	10棟全焼、り災者7世帯48名、負傷者1名ほか林野70aを焼く	朝日
昭和45年4月7日	佐々木	7戸焼失、1名死亡	荒川
昭和49年7月31日	坂町	損害額(当時)46,001千円	荒川
平成4年12月13日	藤沢	住宅、倉庫、144,713千円	荒川
平成12年12月24日	府屋	山北町森林組合の製材工場など5棟が(約3,300㎡)が全焼した。	山北
平成13年11月18日	佐々木	廃タイヤ粉碎工場 27,432千円	荒川
平成14年11月23日	坂町	畳工場 72,162千円	荒川
平成16年4月16日	府屋	山林火災。焼失面積196,300㎡と大規模なもので、新潟県、山形県、宮城県の防災ヘリコプターをはじめ自衛隊機の災害派遣要請を行う中で2日間にわたり消火活動を行った。	山北
平成20年4月5日	塩町	全焼8棟(住宅5棟 非住宅3棟)、部分焼2棟、り災者5世帯21名、負傷者なし	村上

(4) 雪害

年月日	災害名	内容	地域
昭和32年1月	豪雪	豪雪のため国鉄不通	荒川
昭和38年2月10日	豪雪	柳生戸集落が豪雪で孤立	朝日
昭和59年1月～3月	大雪	住家損壊、負傷者、住家の孤立、公共施設の破損	村上 荒川 朝日
昭和59年12月～3月	豪雪	住家一部破損6棟、非住家被害15棟、負傷者5名。このほか積雪による住家の孤立、公共施設の破損。	村上
		雪害対策本部設置	荒川
平成18年1月6日	豪雪	死亡者1名、負傷者5名	朝日

1-2 重要水防箇所（河川）

（1）重要水防箇所評定基準（河川）

国水環保第19号平成31年2月27日付「重要水防箇所評定基準（案）」

区分 種別	重 要 度			要 注 意 区 間
	重点区間	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 （溢水）	A区間で、特に水防時に重点的に巡視すべき区間	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水		堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障を生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水		堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返している箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障を生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水衝・洗掘		水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所等で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物		河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工				出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤跡・旧川跡				新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘				陸閘が設置されている箇所。

(2) 河川関係重要水防箇所（国土交通省直轄河川）

河川名	番号	位 置			管理団体	重点	A	B	要注意 区間	現 況	予想される 危険	対 策 水 防 工 法	
		郡市	町村区	大字									河口からの距離 (自〇km±〇m～至〇km±〇m)
荒 川	L1	村上市		海老江	0.25	～	0.75	村上市			越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	L2	"	"	海老江	0.75	～	1.00	村上市	左 250		越水(溢水)、堤体漏水	堤防決壊	積み土のう工、シート張り工
	L3	"	"	海老江 ～荒川線新	1.00	～	2.50	村上市	左 1,439		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	L4	"	"	大津 ～佐々木	3.50+100	～	4.25	村上市	左 661		水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張り工、木流し工
	L5	"	"	佐々木 ～荒島	5.75	～	6.25	村上市	左 495		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	L6	"	"	荒島	6.25	～	7.50	村上市	左 1,281	破堤跡			
	L7	"	"	荒島	7.75	～	8.25	村上市	左 535		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	L8	"	"	貝附	9.00	～	10.50	村上市	左 1,525		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	L9	"	"	大島	10.50	～	11.00	関川村	左 478		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	L10	岩船郡	関川	土沢	12.00	～	12.50	関川村	左 500		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	L11	"	"	上関	15.50	～	15.75	関川村	左 237		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	L12	"	"	上関	16.50+50	～	16.75	関川村	左 237		水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張り工、木流し工
	L13	"	"	上関	16.75	～	17.25	関川村	左 557		堤体漏水、水衝・洗掘	堤防決壊	シート張り工、蛇籠張り工、木流し工
	L14	"	"	上関	17.25	～	17.50	関川村	左 368		水衝・洗掘	堤防決壊	蛇籠張り工、木流し工
	L15	"	"	下川口	17.75	～	17.75	関川村	左 118		越水(溢水)、堤防断面不足	越水 堤防決壊	積み土のう工
左 小					(2)	807	(14)	7,903	(A+E)	(14)	7,903		

河川名	番号	位 置				管理団体	重点	A	B	要注 区 間	現 況	予 想 危 険	対 策 水 防 工 法
		郡市	町市区	大字	河口からの距離 (自〇km±〇m～至〇km±〇m)								
荒 川	R1	村上市		塩 谷	-0.25 ~ 0.00	村上市			右 392		越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工
	R2	"		塩 谷	0.00 ~ 0.25	村上市	右 258		右 258	基礎地盤漏水	堤防決壊	月の輸工、巻段工	月の輸工、巻段工
	R3	"		塩 谷	0.25 ~ 1.50	村上市	右 1,294		右 1,294	越水(溢水)、堤体漏水、基礎地盤漏水	堤防決壊	積み土のう工、シート張り工、月の輸工、巻段工	積み土のう工、シート張り工、月の輸工、巻段工
	R4	"		荒川線新田	1.50 ~ 1.75	村上市	右 270		右 270	越水(溢水)、基礎地盤漏水	堤防決壊	積み土のう工、月の輸工、巻段工	積み土のう工、月の輸工、巻段工
	R5	"		荒川線新田 ～牛 屋	1.75 ~ 2.50	村上市			右 765	越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工	積み土のう工
	R6	"		萬 龍 山	4.25 ~ 4.50+230	村上市			右 492	水衝・洗堀	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工	蛇籠張工、木流し工
	R7	"		萬 龍 山 ～川 部	4.75 ~ 4.75+150	村上市			右 150	破堤跡	堤防決壊		
	R8	"		川 部	5.50 ~ 6.25	村上市			右 758	破堤跡			
	R9	"		川 部	5.75 ~ 6.25	村上市			右 489	越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工	積み土のう工
	R10	"		川 部	7.75 ~ 8.25	村上市			右 527	越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工	積み土のう工
	R11	岩船郡	関川村	高 田	10.25+100 ~ 10.75	関川村			右 448	越水(溢水)、堤体漏水、水衝・洗堀	堤防決壊	積み土のう工、シート張り工、蛇籠張工、木流し工	積み土のう工、シート張り工、蛇籠張工、木流し工
	R12	"	"	高 田	10.75 ~ 11.00	関川村	右 469		右 469	越水(溢水)、基礎地盤漏水、堤体漏水、水衝・洗堀	堤防決壊	積み土のう工、月の輸工、巻段工、シート張り工	積み土のう工、月の輸工、巻段工、シート張り工
	R13	"	"	高 田	11.00 ~ 11.00+100	関川村	右 100		右 100	水衝・洗堀、堤体漏水	堤防決壊	蛇籠張工、木流し工、シート張り工	蛇籠張工、木流し工、シート張り工
	R14	"	"	高 田	11.00+100 ~ 12.25	関川村	右 1,122		右 1,122	堤体漏水	堤防決壊	シート張り工	シート張り工
	R15	"	"	高 田 ～小見前新	12.25 ~ 12.50	関川村			右 228	越水(溢水)	堤防決壊	積み土のう工	積み土のう工
	R16	"	"	小見前新田	13.25+200 ~ 13.75	関川村			右 869	堤体漏水、基礎地盤漏水	堤防決壊	シート張り工、月の輸工、巻段工	シート張り工、月の輸工、巻段工
	R17	"	"	湯 沢	16.50 ~ 17.50	関川村							
	R18	"	"	高 瀬	18.25 ~ 18.50	関川村			右 197	破堤跡			
右岸 小 計						(6) 3,513		(14) 7,723	(A+B) (14) 7,723				
荒 川 合 計						(8) 4,320		(28) 15,026	(A+B) (28) 15,026				

(3) 河川関係重要水防箇所（県管理河川）

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置				現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法
				箇所番号	都市	町村区	大字		重点区間	A	B			
一級河川														
33	荒川	2	鳥川	3	村上		坂町 十文字	越水			右 790 左 790		越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,580				
		6	春木山 大沢川	4	村上		坂町 春木山	越水			右 1,245 左 1,105		越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 2,350				
		9	堀川	5	村上		牛屋	越水			左 395		越水	積み土のう工
				6	村上		松沢	越水			右 1,600 左 1,600		越水	積み土のう工
								(小計)		(3) 3,595				
		19	桂川	7	岩船	関川	桂	越水	右 100 左 110	右 200 左 220			越水	積み土のう工
								(小計)	(2) 210	(2) 420				
		20	太田沢川	8	岩船	関川	高田	堤体漏水			左 450		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)		(1) 450				
		23	藤沢川	9	岩船	関川	中東	越水			右 170		越水	積み土のう工
								(小計)		(1) 170				
		24	中東川	10	岩船	関川	中東	越水			右 190 左 240		越水	積み土のう工
						(小計)		(2) 430						
27	赤谷川	11	岩船	関川	赤谷	越水			右 590 左 520		越水	積み土のう工		
						(小計)		(2) 1,110						
二級河川														
2	大川	1	大川	12	村上		堀ノ内 温出	越水 水衝・洗濯			右 750		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
				13	村上		大谷沢	水衝 洗濯			左 80		越水 欠壊	木流し工
				14	村上		温出	水衝 洗濯			右 390		欠壊	木流し工
								(小計)		(3) 1,220				
		2	大谷川	15	村上		大谷沢	越水			右 440 左 560		越水	積み土のう工
								(小計)		(2) 1,000				
		3	小俣川	16	村上		岩石	越水			右 400		越水	積み土のう工
				17	村上		遅郷	水衝 洗濯			左 200		欠壊	木流し工
								(小計)		(2) 600				
		4	水上沢川	18	村上		小俣	越水			右 30 左 90		越水 欠壊	積み土のう工
								(小計)		(2) 120				
		6	中継川	19	村上		塔ノ下	越水			右 200		越水	積み土のう工
				20	村上		荒川口	水衝 洗濯			左 100		欠壊	木流し工
				21	村上		半太平	越水			右 100		越水	積み土のう工
						(小計)		(3) 400						

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法	
				箇所番号	郡市	町村区		大字	重点区間	A				B
二級河川														
2	大川	7	荒川	22	村上		荒川	越水			右 150 左 150		越水 欠陥	積み土のう工
								(小計)			(2) 300			
4	碁石川	1	碁石川	23	村上		碁石	越水			右 640 左 640		越水 欠陥	積み土のう工
								(小計)			(2) 1,280			
5	勝木川	1	勝木川	24	村上		北赤谷	越水			左 100		越水	積み土のう工
				25	村上		上大蔵	越水			右 50		越水	積み土のう工
				25-1	村上		下大蔵	水衝 洗掘			右 500		欠陥	木流し工
				26	村上		中津原	越水 水衝・洗濯			右 50		越水 欠陥	積み土のう工
								(小計)			(4) 700			
		5	大毎川	27	村上		北中	水衝 洗掘			右 30		欠陥	木流し工
				28	村上		大毎	越水 水衝・洗濯			右 450 左 240		越水 欠陥	積み土のう工 木流し工
						(小計)			(3) 720					
6	葡萄川	1	葡萄川	29	村上		寒川	越水			左 360		越水	積み土のう工
				30	村上		寒川	水衝 洗掘			左 480		越水 欠陥	木流し工
				31	村上		越沢	越水 水衝・洗濯			右 470 左 310		越水 欠陥	積み土のう工 木流し工
				32	村上		中小屋	水衝 洗掘			右 520 左 620		欠陥	木流し工
								(小計)			(6) 2,760			
				33	村上		寒川	越水			右 30		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 30			
7	脇川	1	脇川	34	村上		脇川	越水			右 170 左 240		越水 欠陥	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 410			
8	笹川	1	笹川	35	村上		笹川	越水			左 70		越水	積み土のう工
								(小計)			(1) 70			
10	桑川	1	桑川	36	村上		桑川	越水			右 50 左 350		越水 欠陥	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(2) 400			
12	大川	1	大川	37	村上		柏尾	越水			右 65 左 65		越水	積み土のう工
								(小計)			(2) 130			
13	三面川	1	三面川	38	村上		瀬波	越水			左 300		越水	積み土のう工
				39	村上		羽下ヶ淵	越水			右 920		越水	積み土のう工
				40	村上		下新保	水衝 洗掘			左 400		欠陥	木流し工
				41	村上		岩沢	越水 水衝・洗濯			右 1,300		越水 欠陥	積み土のう工 木流し工

村上市地域防災計画【資料編】

1-2 重要水防箇所（河川）

水系番号	水系名	河川番号	河川名	位置			現況 (評定基準)	重要度			要注意区間	予想される危険	対策水防工法		
				箇所番号	都市	町村区		大字	重点区間	A				B	
二級河川															
13	三面川	1	三面川	42	村上		茎木	越水			左	200		越水	積み土のう工
								(小計)			(5)	3,120			
		2	門前川	43	村上		大栗田	越水			左	100		越水	積み土のう工
								(小計)			(1)	100			
		3	山田川	46	村上		下山田	越水			右	270		越水	積み土のう工
								(小計)			(2)	540			
		4	小谷川	48	村上		天神岡	水衝洗掘			右	20		欠壊	木流し工
								(小計)			(2)	40			
		5	高根川	49	村上		岩沢中原	水衝洗掘			左	2,400		欠壊	木流し工
				51	村上		高根	越水			右	200		欠壊	積み土のう工
								(小計)			(3)	2,800			
		6	前の川	52	村上		猿沢	越水	右 350 左 350	右 350 左 350		右 660 左 660	越水	積み土のう工 木流し工	
								(小計)	(2) 700	(2) 700	(0) 0	(2) 1,320			
		8	関口沢内川	53	村上		関口	越水		右 640 左 640			越水	積み土のう工	
								(小計)		(2) 1,280					
		12	荒沢川	55	村上		荒沢	越水			左	150		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工
								(小計)			(1)	150			
		14	長津川	56	村上		能登	越水			左	540		越水	積み土のう工
				57	村上		笹平	水衝洗掘			右 460 左 360		欠壊	木流し工	
				58	村上		釜杭	水衝洗掘			右 880		欠壊	木流し工	
								(小計)			(4)	2,240			
		15	新屋沢内川	59	村上		石住	越水			右 140 左 470		越水 欠壊	積み土のう工 木流し工	
								(小計)			(2)	610			
		16	鷹川	60	村上		猿田	越水			右 40		越水	積み土のう工	
60-1	村上				布部	越水			左 500		越水	積み土のう工			
						(小計)			(2)	540					
18	小揚川	61	村上		小揚	水衝洗掘			左 100		欠壊	木流し工			
		62	村上		小揚	越水			右 480		越水	積み土のう工			
						(小計)			(2)	580					
29	茎太川	63	村上		茎太	越水			左 200		越水	積み土のう工 木流し工			
						(小計)			(1)	200					

1-3 重要水防箇所（海岸）

（1）重要水防箇所評定基準（海岸）

区分 種別	水防上最も重要な区間 A	次に重要な区間 B	やや危険な区間 C
堤防高	既設堤防高が計画堤防高以下で背後地に公共施設及び人家が接している地区。	堤防高は計画堤防高であるが背後地に人家が多く特に注意を要する区域。	堤防高は計画堤防高である注意を要する区域。
漏水箇所	堤防より漏水の実績があるもの、又はその恐れが十分あるもの。	従来漏水の実績があり、これに対して措置講じられた実績があるもの。	漏水、法崩等の不安が考えられる箇所。
水衝箇所	護岸が破損しているもの又は破損の実績があるもの。	護岸が不完全と考えられるもの。	護岸が完全と考えられるが注意を要する区域。
洗掘	堤脚又は護岸の根固が洗掘しているもの。 波消等が破損して危険が予想される場合。	堤脚前が面洗掘の危険がある場合。	汀線が安定して洗掘の恐れがないと考えられるが注意を要する区域。
堤体の強度	施工してから年数がたち全体的に破損し又過去に大きな破損の実績があるもの。	施工してから年数がたち堤体に破損があるもの。または、その恐れが十分あるもの。	近年施工したものであるが注意を要する区域。

（「令和3年度新潟県水防計画」による。）

(2) 海岸関係重要水防箇所

海岸名	位 置				評 定 基 準	A	B	C	現 況	予想される 危険	対 策 水 防 工 法
	箇所番号	郡 市	町 村 区	大 字							
神林	74	村上		塩谷	洗濯	672			脚部洗濯	洗濯	ブロック投入工
瀬波	75	"		瀬波	"			1,637	"	"	"
岩ヶ崎	76	"		岩ヶ崎	堤防高			70	水防上注意	越波洗濯	"
岩ヶ崎 大月	77	"		"	洗濯		111	399	水防上注意脚 部洗濯	越波洗濯	"
大月	78	"		大月	"		448		"	"	"
野潟	79	"		野潟	水衝箇所			1,043	水防上注意	越波洗濯	"
間島	80	"		間島	"		240	160	脚部洗濯	"	"
柏尾	81	"		柏尾	洗濯 堤体の強度	50	350		水防上注意護 岸脆弱	" 崩壊	"
吉浦 早川	82	"		吉浦 早川	水衝箇所			1,571	脚部洗濯	"	"
馬下	83	"		馬下	"			295	水防上注意	"	"
浜新保	84	"		浜新保	"	150		450	脚部洗濯	洗濯	"
桑川	85	"		桑川	" 堤体の強度		290	796	" 護岸脆弱	越波洗濯 崩壊	"
板貝	86	"		板貝	洗濯			300	水防上注意	"	"
今川	87	"		今川	水衝箇所			400	"	"	"
脇川	88	"		脇川	"			150	"	"	"
脇川松影 浜平地先	88-1	"		脇川	堤体の強度	290			護岸脆弱	崩壊	"
寒川	89	"		寒川	洗濯			1,249	"	"	"
芦谷	90	"		芦谷	水衝箇所			400	脚部洗濯	"	"
寝屋	91	"		出戸	"		48	261	水防上注意	"	"
碓石	92	"		碓石	"			300	"	"	"
府屋	93	"		府屋	"			1,347	"	洗濯	"
中浜	94	"		中浜	"		70	704	前面洗濯	越波洗濯	"
内浦	95	岩船	栗島浦	内浦	洗濯		180	494	水防上注意脚 部洗濯	脚部洗濯	ブロック投入工
合計						(4) 1,162	(8) 1,737	(19) 12,026			

1-4 土砂災害危険箇所

(1) 地すべり危険箇所

【地すべり危険箇所数】

区分	地すべり危険箇所								
	国土交通省				林野庁		農村振興局		
	地域名	箇所数	面積 (ha)	保全対象		箇所数	民有林 面積	箇所数	面積 (ha)
人家				公共建物					
村上	2	13.2	27	2			1	5.1	
荒川									
神林	1	27.1	59	1	1	5.7	1	8.8	
朝日	2	90.6	35	2	4	183.7	9	1276.05	2
山北	5	200.5	268	6	4	149.2	6	552.01	2
計	10	331.4	389	11	9	338.6	17	1831.18	4

(注) 1 国土交通省所管分について

- (1) 「平成10年度地すべり危険箇所調査表」(砂防課)による。
- (2) 内訳は、上記調査表記載のとおり。

2 林野庁所管分について

- (1) 「山地災害危険地区一覧表」(新潟県治山課・平成24年度末現在)による。
- (2) 「地すべり等防止法」第3条の規定により指定された箇所及びその他の危険箇所である。
- (3) 内訳は、上記「山地災害危険地区一覧表」記載のとおり。

3 農林水産省農村振興局所管分について

- (1) 「地すべり防止区域指定地区及び事業一覧表(農村振興局)平成21年」による。
- (2) 内訳は上記「一覧表」の「B-5市町村別指定地域一覧表」及び「B-6要指定地域一覧表」記載のとおり。

【地すべり危険箇所(国土交通省所管)】

整理番号	箇所名	地域名	大字小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
212.01	大栗田	村上	大栗田	7.6	13	2
212.02	山居山	村上	南町2丁目	5.6	14	0
583.01	山田	神林	山田	27.1	59	1
584.01	寺尾	朝日	寺尾	7.6	10	1
584.02	薦川	朝日	薦川	83.0	25	1
585.01	向	山北	向	45.1	15	1
585.02	立島	山北	松木平	32.7	29	0
585.03	大沢	山北	大沢	9.2	24	1
585.04	雷	山北	雷	97.8	32	3
585.05	大毎南	山北	大毎	15.7	168	1

【地すべり危険箇所（林野庁）】

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
583-0001	神 林	山 田	北平	5.70	13	0
584-0001	朝 日	蒲 萄	峠山	43.19	14	0
584-0002	朝 日	大須戸	梨ノ木	31.40	0	0
584-0003	朝 日	高 根	菖蒲池	19.11	0	0
584-0004	朝 日	高 根	駒ヶ岳	90.00	0	0
585-0001	山 北	上大蔵	小 沢	34.96	17	0
585-0002	山 北	下大蔵	田ノ平上	5.00	11	0
585-0003	山 北	大 毎	瀬 戸	49.50	4	0
585-0004	山 北	大 毎	上大代	59.72	0	0

【地すべり危険箇所（農村振興局所管）】

箇所番号	箇所名	地域名	大字小字等地名	面積 (ha)	保全対象
25	蒲 萄	朝 日	蒲 萄	19.11	2
26	杉ノ森	山 北	大 毎	29.13	
27	間垣	山 北	大 沢	129.26	
84	小 松	山 北	大 毎	100.02	
96	ノゲト	朝 日	蒲 萄	68.90	
113	荒 沢	朝 日	荒 沢	62.30	
136	越渡沢	朝 日	高 根	35.48	
236	荒沢第二	朝 日	荒 沢	80.97	
270	矢 吹	朝 日	蒲 萄	45.79	
300	長 池	朝 日	蒲 萄	116.00	
304	大 毎	山 北	大毎・北中	57.50	2
331	大 向	朝 日	高 根	86.72	
(382)	下山田	村 上	下山田	5.10	
(519)	川 部	神 林	川 部	8.80	
(520)	中 部	山 北	大 毎	198.10	
(561)	中 浜	山 北	中 浜	38.00	
(563)	松ノ木平	朝 日	高 根	750.00	

(注) 箇所番号 () 表示は法規制なし

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所

【急傾斜地危険箇所数】

区分	急傾斜地崩壊危険箇所						
所管	国土交通省						
地域名	急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ			急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ		急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ	
	箇所数	保全対象数		箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数
		人家戸数	要配慮者 関連施設		人家戸数		人家戸数
村上	21	247	1	6	13	14	
荒川	3	36		1	4		
神林	15	117		8	24		
朝日	14	90		7	12		
山北	55	490	2	18	45		
計	108	980	3	40	98	14	

(注) <急傾斜地崩壊危険箇所関係>

1 国土交通省所管分について

- (1) 平成11年度から平成14年度に実施した新潟県内の急傾斜地崩壊危険箇所に関する調査結果による(砂防課)。
- (2) 内訳は、上記調査表記載のとおり。
- (3) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ」とは、被害想定区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある箇所。
- (4) 「急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ」とは、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所。
- (5) 「急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ」とは、被害想定区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。
- (6) 「要配慮者関連施設」とは、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所、医療提供施設、幼稚園等をいう。

【急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ】

斜面	箇所番号	箇所名	地域名	大字	小字	保全対象	
						人家戸数	要配慮者 関連施設
自然	I-212.001 (0001)	馬下1	村上	馬下	裏山	30	
自然	I-212.002 (0002)	早川	村上	早川	浦田	1	
自然	I-212.007 (0007)	菅沼	村上	菅沼	居平	8	
自然	I-212.008 (0008)	二之町	村上	二之町	羽黒口	26	
自然	I-212.009 (0009)	羽黒町1	村上	羽黒町		19	
自然	I-212.010 (0010)	宮ノ前1	村上	岩ヶ崎	宮ノ前	4	
自然	I-212.011 (0011)	岩ヶ崎	村上	岩ヶ崎	坂ノ下	15	
自然	I-212.012 (0012)	源十郎	村上	羽下ヶ淵	源十郎平	25	

村上市地域防災計画【資料編】

1-4 土砂災害危険箇所

斜面	箇所番号	箇所名	地域名	大字	小字	保全対象	
						人家戸数	要配慮者 関連施設
自然	I -212. 013 (0013)	タテノ淵	村 上	羽下ヶ淵	タテノ淵	17	
自然	I -212. 014 (0014)	瀬波温泉 1	村 上	浜新田	青山	40	
自然	I -212. 015 (0015)	馬下 2	村 上	馬下	裏山	16	
自然	I -212. 016 (0016)	羽黒町 2	村 上	羽黒町		13	
自然	I -212. 017 (0017)	宮ノ前 2	村 上	岩ヶ崎	宮ノ前	11	
自然	I -212. 020 (0020)	小路端	村 上	大月	小路端	6	
自然	I -212. 023 (0023)	サカサマ谷	村 上	三日市	サカサマ谷	8	
自然	I -212. 025 (1771)	野潟 1	村 上	野潟			
自然	I -212. 026 (1772)	羽黒町 3	村 上	羽黒町		3	
自然	I -212. 027 (1773)	馬下 3	村 上	馬下			
自然	I -212. 028 (1774)	柏尾 1	村 上	柏尾			
自然	I -212. 029 (1775)	南町 1	村 上	南町			
自然	I -212. 030 (1776)	吉浦 3	村 上	吉浦		5	1
自然	I-583. 001 (0056)	七湊西山	神 林	七湊	西山	7	
自然	I -583. 002 (0057)	城ノ下	神 林	南大平	城ノ下	8	
自然	I -583. 003 (0058)	湯ノ沢南部	神 林	葛籠山	湯ノ沢	14	
自然	I -583. 004 (0059)	小岩内	神 林	小岩内	永居	7	
自然	I -583. 006 (0061)	服部山	神 林	上助淵	服部山	5	
自然	I -583. 007 (0062)	八幡山	神 林	上助淵	八幡山	14	
自然	I -583. 010 (0065)	飯岡	神 林	飯岡	下屋敷	11	
自然	I -583. 012 (0067)	野田山	神 林	松沢	野田山	5	
自然	I -583. 015 (0070)	湯ノ沢北部	神 林	葛籠山	湯ノ沢	18	
自然	I -583. 016 (0071)	家の前 2	神 林	山田	家の前	6	
自然	I -583. 022 (0077)	屋敷添	神 林	山田	屋敷添	5	
自然	I -583. 024 (0079)	河内	神 林	河内	長峯	8	
自然	I -583. 025 (1780)	桃川	神 林	桃川			
自然	I -583. 026 (1781)	下助淵 1	神 林	下助淵		1	
自然	I -583. 027 (1782)	指合 2	神 林	指合		8	

斜面	箇所番号	箇所名	地域名	大字	小字	保全対象	
						人家 戸数	要配慮者 関連施設
自然	I-584.001 (0080)	瑞雲	朝 日	笹平	江添	6	
自然	I -584.003 (0082)	千縄	朝 日	千縄	上屋敷	12	
自然	I -584.006 (0085)	関口	朝 日	関口	寺山	9	
自然	I -584.008 (0087)	寺尾	朝 日	寺尾	桐木沢	11	
自然	I -584.009 (0088)	宮ノ下	朝 日	宮ノ下	番屋	13	
自然	I-584.011 (0090)	荒沢	朝 日	荒沢	西山下	5	
自然	I -584.012 (0091)	大須戸	朝 日	大須戸	大行	8	
自然	I -584.013 (0092)	蒲萄屋敷	朝 日	蒲萄			
自然	I -584.014 (0093)	蒲萄川下	朝 日	蒲萄	川下	2	
自然	I -584.015 (1783)	荒沢 2	朝 日	荒沢		1	
自然	I -584.016 (1784)	関口 2	朝 日	関口		7	
自然	I -584.017 (1785)	大場沢	朝 日	大場沢			
自然	I -584.018 (1786)	高根 3	朝 日	高根		10	
自然	I-585.001 (0094)	カキノ内	山 北	カキノ内	伊呉野	8	
自然	I -585.002 (0095)	岩崎	山 北	岩崎	白岩	10	
自然	I -585.004 (0097)	堀ノ内	山 北	堀ノ内	村浦	9	
自然	I -585.005 (0098)	温出	山 北	温出	屋敷添	14	
自然	I -585.006 (0099)	大谷沢	山 北	大谷沢	向山	18	
自然	I -585.007 (0100)	西沢	山 北	西沢	西沢	5	
自然	I -585.008 (0101)	杉平	山 北	杉平	山崎	7	
自然	I -585.009 (0102)	遅郷	山 北	遅郷	瀬ノ上	5	
自然	I -585.010 (0103)	岩石 1	山 北	岩石	家ノ前	14	
自然	I-585.011 (0104)	岩石 2	山 北	岩石	川下原	8	
自然	I -585.012 (0105)	塔ノ下	山 北	塔ノ下	屋敷添	16	
自然	I -585.013 (0106)	荒川口	山 北	荒川口	山添	9	
自然	I -585.014 (0107)	朴平	山 北	朴平	屋敷添	6	
自然	I -585.015 (0108)	小俣	山 北	小俣	加口田	10	
自然	I -585.016 (0109)	大代	山 北	大代	家ノ上	1	

斜面	箇所番号	箇所名	地域名	大字	小字	保全対象	
						人家戸数	要配慮者 関連施設
自然	I -585.017 (0110)	雷	山北	雷	宮ノ沢	6	
自然	I -585.019 (0112)	中継	山北	中継	新屋		
自然	I -585.020 (0113)	山熊田	山北	山熊田	岩野	6	
自然	I -585.021 (0114)	大沢	山北	大沢	家ノ上	5	
自然	I -585.022 (0115)	大毎	山北	大毎	鳥坂	6	
自然	I -585.024 (0117)	サルツボ	山北	中津原	サルツボ	7	
自然	I -585.025 (0118)	鵜泊	山北	鵜泊	屋敷添	31	
自然	I -585.026 (0119)	寝屋	山北	寝屋	寝屋平	58	
自然	I -585.027 (0120)	出戸	山北	寝屋	出戸	21	
自然	I -585.028 (0121)	碁石	山北	碁石	諏訪前	10	
自然	I -585.029 (0122)	勝木	山北	勝木	アラタ	2	1
自然	I -585.030 (0123)	間瀬	山北	間瀬	入ノ平	8	
自然	I -585.031 (0124)	大蔵	山北	大蔵	屋敷	13	
自然	I -585.032 (0125)	立島	山北	立島	宮田	11	
自然	I -585.033 (0126)	長坂	山北	長坂	家ノ前	9	
自然	I -585.035 (0128)	下大鳥	山北	下大鳥	家ノ前	6	
自然	I -585.036 (0129)	北田中	山北	北田中	家ノ前	5	
自然	I -585.037 (0130)	芦谷	山北	芦谷	家ノ上	14	
自然	I -585.038 (0131)	寒川1	山北	寒川	大久保	11	
自然	I -585.039 (0132)	越後寒川	山北	寒川	浜山	13	
自然	I -585.040 (0133)	寒川2	山北	寒川	浜山	10	
自然	I -585.041 (0134)	脇川	山北	脇川	松影	29	
自然	I -585.042 (0135)	今川	山北	今川	天神下	19	
自然	I -585.043 (0136)	板貝	山北	板貝	上山	6	
自然	I -585.044 (0137)	笹川	山北	笹川	坂ノ上	17	
自然	I -585.045 (0138)	北中	山北	北中	上山	5	
自然	I -585.046 (1787)	府屋1	山北	府屋			
自然	I -585.047 (1788)	府屋2	山北	府屋		2	1

斜面	箇所番号	箇所名	地域名	大字	小字	保全対象	
						人家戸数	要配慮者 関連施設
自然	I-585.048 (1789)	中継2	山北	中継			
自然	I-585.049 (1790)	勝木2	山北	勝木		3	
自然	I-585.050 (1791)	立島2	山北	立島		3	
自然	I-585.051 (1792)	北赤谷1	山北	北赤谷		5	
自然	I-585.052 (1793)	北田中2	山北	北田中			
自然	I-585.053 (1794)	寒川3	山北	寒川			
自然	I-585.054 (1795)	寒川4	山北	寒川			
自然	I-585.055 (1796)	今川2	山北	今川			
自然	I-585.056 (1797)	浜新保1	山北	浜新保		1	
自然	I-585.057 (1798)	浜新保2	山北	浜新保			
人工	I-582.001 (0141)	貝附1	荒川	荒島	大山	10	
人工	I-582.002 (0142)	上貝附	荒川	荒島	前山	14	
人工	I-582.003 (0143)	花立	荒川	花立	山ノ下	12	
人工	I-584.001 (0089)	下中島	朝日	下中島	元林	6	
人工	I-585.001 (0096)	古館	山北	古館	古館	7	
人工	I-585.002 (2356)	雷2	山北	雷		1	

【急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ】

斜面	箇所番号	箇所名	地域名	大字	小字	保全対象
						人家戸数
自然	Ⅱ-212.001 (0004)	間島	村上	間島	小口甲	2
自然	Ⅱ-212.002 (1686)	南町二丁目	村上	南町二丁目		3
自然	Ⅱ-212.003 (2379)	下山田2	村上	下山田		1
自然	Ⅱ-212.004 (2380)	菅沼2	村上	菅沼	居平	4
自然	Ⅱ-212.005 (2381)	菅沼3	村上	菅沼	居平	2
自然	Ⅱ-212.006 (2382)	大月1	村上	大月		1
自然	Ⅱ-583.001 (0068)	家の前1	神林	山田	家の前	4
自然	Ⅱ-583.002 (0069)	小岩内東	神林	小岩内	永居	4
自然	Ⅱ-583.003 (0073)	飯岡2	神林	飯岡	上屋敷	3

斜面	箇所番号	箇所名	地域名	大字	小字	保全対象
						人家戸数
自然	Ⅱ -583.004 (2386)	殿岡	神 林	殿岡		3
自然	Ⅱ -583.005 (2387)	志田平	神 林	志田平		4
自然	Ⅱ -583.006 (2388)	南大平	神 林	南大平		3
自然	Ⅱ -583.007 (2389)	下助淵2	神 林	下助淵		2
自然	Ⅱ -584.001 (2390)	大須戸2	朝 日	大須戸	大行	1
自然	Ⅱ -584.002 (2391)	大須戸3	朝 日	大須戸		1
自然	Ⅱ -584.003 (2392)	荒沢3	朝 日	荒沢		4
自然	Ⅱ -584.004 (2393)	高根2	朝 日	高根		1
自然	Ⅱ -584.005 (2394)	布部2	朝 日	布部		2
自然	Ⅱ -584.006 (0081)	小揚	朝 日	小揚		2
自然	Ⅱ -584.007 (2395)	山ノ花	朝 日	笹平	山ノ花	1
自然	Ⅱ -585.001 (0111)	興屋	山 北	興屋	興屋	2
自然	Ⅱ -585.002 (2396)	中継3	山 北	中継		3
自然	Ⅱ -585.003 (2397)	下大蔵	山 北	下大蔵	大蔵	3
自然	Ⅱ -585.004 (2398)	板屋沢	山 北	板屋沢		3
自然	Ⅱ -585.005 (2399)	桑川	山 北	桑川		3
自然	Ⅱ -585.006 (2400)	中浜	山 北	中浜		3
自然	Ⅱ -585.007 (2401)	勝木3	山 北	勝木		2
自然	Ⅱ -585.008 (2402)	遠矢崎	山 北	遠矢崎		3
自然	Ⅱ -585.009 (2403)	垣之内	山 北	垣之内		1
自然	Ⅱ -585.010 (2404)	板屋沢2	山 北	板屋沢		3
自然	Ⅱ -585.011 (0127)	北赤谷2	山 北	北赤谷		4
自然	Ⅱ -585.012 (2405)	上大鳥	山 北	上大鳥		3
自然	Ⅱ -585.013 (2406)	中津原	山 北	中津原		1
自然	Ⅱ -585.014 (2407)	荒川1	山 北	荒川		1
自然	Ⅱ -585.015 (0116)	荒川2	山 北	荒川		3
自然	Ⅱ -585.016 (2408)	山熊田2	山 北	山熊田		3
自然	Ⅱ -585.017 (2409)	桑川2	山 北	桑川		1

【急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ】

斜面	箇所番号	箇所名	地域名	大字	小字
自然	Ⅲ-212.001 (3951)	門前1	村 上	門前	
自然	Ⅲ-212.002 (3952)	下山田3	村 上	下山田	
自然	Ⅲ-212.003 (3953)	吉浦4	村 上	吉浦	
自然	Ⅲ-212.004 (3954)	吉浦5	村 上	吉浦	
自然	Ⅲ-212.005 (3955)	吉浦6	村 上	吉浦	
自然	Ⅲ-212.006 (3956)	柏尾2	村 上	柏尾	
自然	Ⅲ-212.007 (3957)	野潟2	村 上	野潟	
自然	Ⅲ-212.008 (3958)	大月2	村 上	大月	
自然	Ⅲ-212.009 (3959)	馬下4	村 上	馬下	
自然	Ⅲ-212.010 (3960)	早川2	村 上	早川	
自然	Ⅲ-212.011 (3961)	間島2	村 上	間島	
自然	Ⅲ-212.012 (3962)	松山1	村 上	松山	
自然	Ⅲ-212.013 (3963)	松山2	村 上	松山	
自然	Ⅲ-212.014 (3964)	新町	村 上	新町	

(3) 土石流危険渓流

【土石流危険渓流箇所】

地域名	国土交通省						
	土石流危険渓流Ⅰ			土石流危険渓流Ⅱ		土石流危険渓流Ⅲ	
	箇所数	保全対象数		箇所数	保全対象数	箇所数	保全対象数
		人家戸数	要配慮者 関連施設		人家戸数		人家戸数
村上	34	297		12	30	28	
荒川	4	14		2	4	3	
神林	17	148		8	20	8	
朝日	43	698	7	21	41		
山北	95	1,000	7	30	61		
計	193	2,157	14	73	156	39	

(注) <土石流危険渓流関係>

1 国土交通省所管分について

- (1) 平成11年度から平成14年度に実施した新潟県内の土石流危険渓流に関する調査結果による（砂防課）。
- (2) 内訳は、上記調査表記載とおり。
- (3) 「土石流危険渓流Ⅰ」とは、土石流危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある区域に流入する渓流。
- (4) 「土石流危険渓流Ⅱ」とは、土石流危険区域内に人家が1～4戸ある区域に流入する渓流。
- (5) 「土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ」とは、土石流危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる区域に流入する渓流。
- (6) 「要配慮者関連施設」とは、児童福祉施設、老人福祉施設、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、医療提供施設、幼稚園等をいう。

【土石流危険渓流Ⅰ】

渓流番号	渓流名	地域名	地名	保全対象	
				人家戸数	要配慮者 関連施設
212-Ⅰ-001	寺の沢	村上	馬下	3	
212-Ⅰ-002	大横寺沢	村上	馬下	10	
212-Ⅰ-003	滝ノ沢	村上	馬下	9	
212-Ⅰ-004	早川小沢	村上	早川		
212-Ⅰ-005	早川	村上	早川	8	
212-Ⅰ-006	ひの沢	村上	吉浦	7	
212-Ⅰ-007	吉浦沢	村上	吉浦	23	
212-Ⅰ-008	浦ノ沢	村上	吉浦	52	
212-Ⅰ-009	白沢川	村上	吉浦	7	
212-Ⅰ-010	白沢川	村上	間島	19	
212-Ⅰ-011	断木沢	村上	間島	19	
212-Ⅰ-012	境川	村上	野潟	10	
212-Ⅰ-013	陳竹沢	村上	野潟	4	
212-Ⅰ-014	十二沢	村上	野潟	8	
212-Ⅰ-015	花扶桑沢	村上	大月		
212-Ⅰ-016	北ノ川	村上	大月	32	
212-Ⅰ-017	南ノ沢	村上	大月	5	

溪流番号	溪流名	地域名	地名	保全対象	
				人家戸数	要配慮者 関連施設
212- I -018	滝ノ前沢	村 上	滝の前	12	
212- I -019	岩沢	村 上	下渡	1	
212- I -020	火の沢	村 上	下渡	1	
212- I -021	糸沢	村 上	下山田	8	
212- I -022	山田沢	村 上	下山田		
212- I -023	十二沢	村 上	上山田	6	
212- I -024	柄ノ木沢	村 上	大栗田	5	
212- I -025	座禅沢	村 上	鋳物師	7	
212- I -026	浦田山沢	村 上	瀬波温泉		
212- I -027	下ノ沢	村 上	瀬波温泉	3	
212- I -028	北狐沢	村 上	瀬波温泉		
212- I -029	狐沢	村 上	瀬波温泉		
212- I -030	臥牛沢	村 上	本町	5	
212- I -031	羽黒沢	村 上	羽黒町	9	
212- I -032	山居一の沢	村 上	山居町	10	
212- I -033	山居三の沢	村 上	山居町	6	
212- I -034	山居二の沢	村 上	山居町	8	
582- I -001	上江沢川	荒 川	花立	8	
582- I -002	ムジナ沢	荒 川	梨ノ木	6	
582- I -003	梨木沢川	荒 川	梨ノ木		
582- I -004	梨の木川	荒 川	梨ノ木		
583- I -001	トンビ沢	神 林	上助渚	3	
583- I -002	入り沢	神 林	山屋	2	
583- I -003	庵ノ入沢	神 林	山屋	7	
583- I -004	鳥越沢	神 林	山屋	5	
583- I -005	二ノ沢	神 林	滝ノ沢	6	
583- I -006	大平小沢	神 林	南大平	9	
583- I -007	細沢	神 林	南大平	9	
583- I -008	打越	神 林	河内	6	
583- I -009	二之沢	神 林	河内	3	
583- I -010	二之小沢	神 林	河内	3	
583- I -011	屋敷添	神 林	山田	10	
583- I -012	五十刈	神 林	松沢	5	
583- I -013	家の下	神 林	松沢	14	
583- I -014	湯の沢 1	神 林	平林	13	
583- I -015	湯の沢 2	神 林	葛籠山	22	
583- I -016	大小沢	神 林	小岩内	13	
583- I -017	小岩内大沢	神 林	小岩内	18	
584- I -001	水神沢	朝 日	蒲萄	5	
584- I -002	池の平川	朝 日	蒲萄	9	
584- I -003	長坂沢	朝 日	蒲萄	6	
584- I -004	蒲萄川	朝 日	蒲萄	8	
584- I -005	沢入沢	朝 日	蒲萄	13	
584- I -006	ジンタキ沢	朝 日	蒲萄	5	

溪流番号	溪流名	地域名	地名	保全対象	
				人家戸数	要配慮者 関連施設
584- I -007	北沢	朝 日	寺尾	10	
584- I -008	宮の沢	朝 日	宮ノ下	13	
584- I -009	内山沢	朝 日	下中島	24	
584- I -010	大堀沢	朝 日	鶉渡路	24	1
584- I -011	大平沢	朝 日	鶉渡路	58	1
584- I -012	一之沢	朝 日	鶉渡路	7	
584- I -013	薬師沢	朝 日	上野	29	
584- I -014	天照寺川	朝 日	猿沢	17	1
584- I -015	前の沢	朝 日	猿沢	9	1
584- I -016	中ぐるわ沢	朝 日	猿沢	6	
584- I -017	前の川	朝 日	猿沢	14	
584- I -018	松原蔵の沢	朝 日	猿沢		
584- I -019	柴尻川	朝 日	松原	10	
584- I -020	寺小路川	朝 日	板屋越	68	1
584- I -021	大沢	朝 日	板屋越	77	1
584- I -022	男川	朝 日	早稲田	16	
584- I -023	沢入	朝 日	大須戸	4	
584- I -024	オグリ沢	朝 日	大須戸	5	
584- I -025	大須戸沢	朝 日	大須戸	5	
584- I -026	東泉寺川	朝 日	大須戸	6	
584- I -027	東泉寺川2	朝 日	大須戸	8	
584- I -028	どうじ沢	朝 日	小須戸	12	
584- I -029	荒沢川	朝 日	荒沢	6	
584- I -030	水上沢	朝 日	高根	67	
584- I -031	中山沢	朝 日	高根	29	
584- I -032	関口沢内川	朝 日	関口	20	
584- I -033	黒田川	朝 日	黒田	9	
584- I -034	シシ沢	朝 日	薦川	10	
584- I -035	二子島沢	朝 日	三面	1	
584- I -036	西沢	朝 日	岩崩	14	
584- I -037	しいなし沢	朝 日	茎太	19	
584- I -038	じみ沢	朝 日	小揚	9	
584- I -039	うその沢	朝 日	小揚	8	
584- I -040	石住沢	朝 日	上中島	6	
584- I -041	だんの前沢	朝 日	笹平	9	
584- I -042	だんの沢	朝 日	笹平	8	
584- I -043	二の沢	朝 日	釜坑・笹平	15	1
585- I -001	上の沢	山 北	中浜	13	
585- I -002	寺沢川	山 北	堀之内		
585- I -003	うぐいす沢	山 北	温出	20	
585- I -004	宮の沢1	山 北	杉平	12	
585- I -005	宮の沢2	山 北	杉平	15	
585- I -006	シシワ沢	山 北	岩石	9	
585- I -007	小岩付沢	山 北	岩石	7	

溪流番号	溪流名	地域名	地名	保全対象	
				人家戸数	要配慮者 関連施設
585- I -008	家の沢	山 北	小俣	44	1
585- I -009	寺の沢	山 北	小俣	7	
585- I -010	宮の沢 1	山 北	雷	24	
585- I -011	宮の沢 2	山 北	雷	24	
585- I -012	クワエ沢	山 北	雷	23	
585- I -013	無沢	山 北	雷	8	
585- I -014	向沢	山 北	雷	8	
585- I -015	送滝沢	山 北	雷	8	
585- I -016	大代沢	山 北	大代	5	
585- I -017	砂沢	山 北	大代	15	
585- I -018	無沢	山 北	遅郷	5	
585- I -019	滝の沢	山 北	遅郷	7	
585- I -020	瀬の上沢	山 北	遅郷	6	
585- I -021	十二ヶ沢	山 北	塔の下	13	
585- I -022	オシノ木川	山 北	山熊田	8	
585- I -023	水沢	山 北	中継	35	
585- I -024	四十手川	山 北	中継	51	1
585- I -025	芋沢川	山 北	中継	51	1
585- I -026	たかな畑沢	山 北	中継	1	
585- I -027	興屋沢	山 北	中継	7	
585- I -028	おそば沢	山 北	中継		
585- I -029	茶が沢	山 北	荒川口	12	
585- I -030	寺の沢	山 北	朴平	4	
585- I -031	水上沢	山 北	朴平	19	
585- I -032	地蔵様の沢	山 北	荒 川	8	
585- I -033	トイタ沢	山 北	荒川口	6	
585- I -034	セキダ沢	山 北	荒川口	5	
585- I -035	中ノ沢	山 北	荒川口	7	
585- I -036	宮の沢	山 北	荒川口	12	
585- I -037	西ノ沢	山 北	大谷沢	26	
585- I -038	北西ノ沢	山 北	大谷沢	8	
585- I -039	府屋沢川	山 北	府屋	3	1
585- I -040	南沢	山 北	府屋	3	1
585- I -041	寺沢	山 北	府屋	10	
585- I -042	姥沢	山 北	勝木	6	1
585- I -043	小田沢	山 北	勝木	17	
585- I -044	トチノ木沢	山 北	勝木	7	
585- I -045	カウマ沢	山 北	下大蔵	1	
585- I -046	家ノ沢	山 北	下大蔵	15	
585- I -047	竹入沢	山 北	下大蔵	10	
585- I -048	大蔵川	山 北	上大蔵	11	
585- I -049	村中沢	山 北	垣之内	3	
585- I -050	峠ノ沢 2	山 北	下大鳥	6	
585- I -051	ヒメカサ沢	山 北	下大鳥	6	

溪流番号	溪流名	地域名	地名	保全対象	
				人家戸数	要配慮者 関連施設
585- I -052	小沢	山 北	下大鳥	13	
585- I -053	飲沢	山 北	上大鳥	11	
585- I -054	水上沢 1	山 北	中津原	6	
585- I -055	大林沢川	山 北	北黒川	14	
585- I -056	マキノ沢	山 北	北黒川	9	
585- I -057	山田沢 1	山 北	北中	15	
585- I -058	山田沢 2	山 北	北中	9	
585- I -059	大毎川	山 北	大毎	7	
585- I -060	沢口	山 北	中津原	11	
585- I -061	梵字沢	山 北	北田中		
585- I -062	香積寺川	山 北	北田中		
585- I -063	長右門沢	山 北	北田中	8	
585- I -064	北赤谷川	山 北	北赤谷	9	
585- I -065	板屋沢川	山 北	板屋沢	19	
585- I -066	布沢	山 北	板屋沢	8	
585- I -067	遠矢崎川	山 北	遠矢崎	6	
585- I -068	宮田沢	山 北	立島	7	
585- I -069	立島沢川 1	山 北	立島	8	
585- I -070	立島沢川 2	山 北	立島	4	
585- I -071	間瀬川	山 北	間瀬	9	
585- I -072	村の沢	山 北	鵜泊	16	
585- I -073	大沢川	山 北	大沢	6	
585- I -074	沈の内沢	山 北	大沢	6	
585- I -075	沈み内西沢	山 北	大沢	6	
585- I -076	男沢	山 北	越沢	23	
585- I -077	楯の峯沢	山 北	越沢	19	
585- I -078	戸沢	山 北	寒川	1	1
585- I -079	糸ヶ沢	山 北	寒川	4	
585- I -080	えどが沢	山 北	寒川	16	
585- I -081	大窪沢	山 北	寒川	3	
585- I -082	滝ノ前沢	山 北	寒川	5	
585- I -083	稲耕内右枝沢	山 北	脇川	12	
585- I -084	稲耕内沢	山 北	脇川	12	
585- I -085	大日沢	山 北	脇川	11	
585- I -086	今川駅の沢	山 北	今川	5	
585- I -087	天神沢	山 北	今川	1	
585- I -088	神宮沢	山 北	板貝	6	
585- I -089	笹川	山 北	笹川	12	
585- I -090	北桑川沢	山 北	桑川	5	
585- I -091	はちまん沢	山 北	桑川		
585- I -092	白岩沢	山 北	桑川	7	
585- I -093	駅ノ沢	山 北	桑川	2	
585- I -094	村の沢	山 北	浜新保	5	
585- I -095	家の上沢	山 北	浜新保	13	

【土石流危険溪流Ⅱ】

溪流番号	溪流名	地域名	地名	保全対象
				人家戸数
212-II-001	無谷川	村 上	馬下	2
212-II-002	無谷南沢	村 上	馬下	2
212-II-003	中の沢	村 上	早川	1
212-II-004	新保川	村 上	早川	1
212-II-005	大日川	村 上	吉浦	4
212-II-006	甥沢	村 上	野潟	3
212-II-007	雲寺沢	村 上	羽下ヶ渚	3
212-II-008	上ノ沢	村 上	上山田	3
212-II-009	吉田沢	村 上	上山田	3
212-II-010	大栗田沢	村 上	大栗田	1
212-II-011	四ノ沢	村 上	大栗田	4
212-II-012	臥牛南沢	村 上	本町	3
582-II-001	滝の沢川	荒 川	貝附	1
582-II-002	割山沢川	荒 川	荒島	3
583-II-001	牛沢	神 林	上助渚	2
583-II-002	鳥越南沢	神 林	山屋	2
583-II-003	宮の沢	神 林	里本庄	2
583-II-004	一ノ沢	神 林	指合	3
583-II-005	一之沢	神 林	河内	4
583-II-006	伝五郎沢	神 林	川部	1
583-II-007	川部沢	神 林	川部	2
583-II-008	高野沢	神 林	小岩内	4
584-II-001	水神北沢	朝 日	蒲萄	3
584-II-002	タテノ沢	朝 日	蒲萄	1
584-II-003	オバタケ沢	朝 日	蒲萄	4
584-II-004	桜清水	朝 日	猿沢	2
584-II-005	小倉沢	朝 日	桧原	3
584-II-006	五林沢	朝 日	大須戸	1
584-II-007	ボウ沢	朝 日	大須戸	4
584-II-008	上沢	朝 日	大須戸	2
584-II-009	コシガエ沢	朝 日	大須戸	2
584-II-010	コシガエ北沢	朝 日	大須戸	1
584-II-011	大行沢1	朝 日	大須戸	1
584-II-012	大行北沢	朝 日	大須戸	1
584-II-013	大行沢3	朝 日	大須戸	1
584-II-014	小栗沢	朝 日	大須戸	1
584-II-015	天の沢	朝 日	荒沢	2
584-II-016	関口沢	朝 日	関口	1
584-II-017	薦川	朝 日	薦川	3
584-II-018	布部沢	朝 日	布部	1
584-II-019	じよう沢	朝 日	小揚	2
584-II-020	角沢川	朝 日	小揚	2
584-II-021	宮の前の沢	朝 日	笹平	3
585-II-001	中浜沢1	山 北	中浜	3

溪流番号	溪流名	地域名	地名	保全対象
				人家戸数
585-II-002	法妙川	山北	中浜	1
585-II-003	中の沢川	山北	中浜	1
585-II-004	府屋沢	山北	府屋	1
585-II-005	宮の沢3	山北	杉平	1
585-II-006	水上沢	山北	岩石	2
585-II-007	清水沢	山北	小俣	4
585-II-008	水上沢	山北	小俣	4
585-II-009	芦ノ平沢	山北	中継	1
585-II-010	中継川左支川	山北	中継	1
585-II-011	コンザ南の沢	山北	中継	1
585-II-012	コンザの沢	山北	中継	3
585-II-013	下ノ沢	山北	中継	3
585-II-014	西山沢	山北	朴平	2
585-II-015	地藏南の沢	山北	荒川	2
585-II-016	大谷川	山北	大谷沢	3
585-II-017	ウルシ沢	山北	府屋	1
585-II-018	中の俣沢	山北	府屋	4
585-II-019	府屋下川	山北	府屋	1
585-II-020	峠ノ沢1	山北	下大鳥	4
585-II-021	水上沢2	山北	中津原	2
585-II-022	大毎沢	山北	大毎	1
585-II-023	イワデの沢	山北	北赤谷	2
585-II-024	芦屋板屋沢	山北	寒川	1
585-II-025	枝ノ沢	山北	脇川	4
585-II-026	板貝沢	山北	板貝	1
585-II-027	神宮東沢	山北	板貝	2
585-II-028	神宮西沢	山北	板貝	2
585-II-029	笹下川	山北	笹川	1
585-II-030	笹川支川3	山北	笹川	2

【土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ】

溪流番号	溪流名	地域名	地名
212-J-001	馬下北沢	村 上	馬下
212-J-002	馬下南沢	村 上	馬下
212-J-003	馬下沢川	村 上	早川
212-J-004	早川北沢	村 上	早川
212-J-005	早川中沢	村 上	早川
212-J-006	早川南沢	村 上	早川
212-J-007	吉浦沢	村 上	吉浦
212-J-008	柏沢北沢	村 上	柏尾
212-J-009	柏沢南沢	村 上	柏尾
212-J-010	間島沢	村 上	間島
212-J-011	間島南沢	村 上	間島

溪流番号	溪流名	地域名	地名
212-J-012	大月北沢	村 上	大月
212-J-013	大月中沢	村 上	大月
212-J-014	大月南沢	村 上	大月
212-J-015	岩崎沢	村 上	岩崎
212-J-016	大平川	村 上	羽下ヶ渚
212-J-017	羽下ヶ渚東沢	村 上	羽下ヶ渚
212-J-018	羽下ヶ渚	村 上	羽下ヶ渚
212-J-019	宮の沢	村 上	下渡
212-J-020	下渡沢	村 上	下渡
212-J-021	下山田沢	村 上	下山田
212-J-022	上山田北沢	村 上	上山田
212-J-023	上山田南沢	村 上	上山田
212-J-024	赤沢一の沢	村 上	赤沢
212-J-025	鑄物東沢	村 上	鑄物師
212-J-026	鑄物西沢	村 上	鑄物師
212-J-027	三日市沢	村 上	三日市
212-J-028	七湊沢	村 上	七湊
582-J-001	田の沢川	荒 川	花立
582-J-002	黒坪川	荒 川	荒島
582-J-003	春木山大沢川	荒 川	梨ノ木
583-J-001	里本庄沢	神 林	里本庄
583-J-002	指合西沢	神 林	指合
583-J-003	南大平東沢	神 林	指合
583-J-004	南大平東沢	神 林	南大平
583-J-005	南大平西沢	神 林	南大平
583-J-006	川郎西沢	神 林	川部
583-J-007	川郎東沢	神 林	川部
583-J-008	小岩内沢	神 林	小岩内

1-5 土砂災害警戒区域等

【土砂災害警戒区域の指定数】

基礎調査 実施箇所数	土砂災害警戒区域の指定数								指定 状況
	急傾斜		土石流		地すべり		小計		
		特別		特別		特別		特別	
621	296	281	301	180	24		621	461	完了

【土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域】

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
七湊	七湊(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
七湊	七湊西山	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
上助湧	上助湧	土石流	2014/2/25	2014/2/25
上助湧	上助湧(1)	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
上助湧	上助湧(2)	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
上助湧	上助湧(3)	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
上助湧	八幡山	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
上助湧	服部山	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
上大蔵	上大蔵	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
上大鳥	上大鳥	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
上大鳥	飲沢	土石流	2016/6/28	—
上山田	上ノ沢	土石流	2016/1/26	—
上山田	上山田(H25)	地すべり	2016/1/26	—
上山田	十二沢	土石流	2016/1/26	—
上山田	吉田沢	土石流	2016/1/26	—
上野	天照寺川	土石流	2012/3/27	2012/3/27
上野	無沢	土石流	2012/3/27	2012/3/27
下中島	下中島	急傾斜地の崩壊	2012/3/27	2012/3/27
下中島	内山沢	土石流	2012/3/27	2012/3/27
下助湧	下助湧(1)	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
下助湧	下助湧(2)	急傾斜地の崩壊	2014/2/25	2014/2/25
下大蔵	下大蔵(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
下大蔵	下大蔵(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
下大蔵	大蔵	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
下大蔵	大蔵川	土石流	2016/10/21	2016/10/21
下大蔵	家ノ沢	土石流	2016/10/21	—
下大蔵	竹入沢	土石流	2016/10/21	—
下大鳥	ヒメカサ沢	土石流	2016/6/28	—
下大鳥	下大鳥	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
下大鳥	小沢	土石流	2016/6/28	—
下大鳥	峠の沢(1)	土石流	2016/6/28	2016/6/28
下大鳥	峠の沢(2)	土石流	2016/6/28	—
下山田	下山田沢	土石流	2016/1/26	—
下山田	山田沢	土石流	2016/1/26	—
下山田	糸沢	土石流	2016/1/26	2016/1/26

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
下渡	下渡(1)	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	—
下渡	宮の沢	土石流	2016/1/26	—
下渡	岩沢	土石流	2016/1/26	2016/1/26
下渡	火の沢	土石流	2016/1/26	—
中津原	サルツボ	急傾斜地の崩壊	2021/6/4	2021/6/4
中津原	中津原	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
中津原	水上沢(1)	土石流	2016/6/28	2016/6/28
中津原	水上沢(2)	土石流	2016/6/28	—
中津原	沢口	土石流	2016/6/28	2016/6/28
中浜	上の沢-1	土石流	2011/3/22	—
中浜	上の沢-2	土石流	2011/3/22	2011/3/22
中浜	上の沢-3	土石流	2011/3/22	—
中浜	中の沢川	土石流	2011/3/22	2011/3/22
中浜	中浜(3)	急傾斜地の崩壊	2017/2/7	2017/2/7
中浜	中浜(1)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
中浜	中浜(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
中浜	中浜(4)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
中浜	戸ノ入沢	土石流	2011/3/22	2011/3/22
中浜	法妙北沢	土石流	2011/3/22	2011/3/22
中浜	法妙東沢	土石流	2011/3/22	2011/3/22
中継	おそば沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	たかな畑沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	ウドノ沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	オスギ沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	コンザの沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	ヒガシマタ沢	土石流	2011/6/28	—
中継	下ノ沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	中継(1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
中継	中継(2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
中継	中継(3)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
中継	中継(4)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
中継	四十手川	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	水ヶ沢	土石流	2011/6/28	—
中継	興屋	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
中継	興屋沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	芋沢川	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	芦ノ平沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
中継	長手沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
今川	今川駅の沢	土石流	2011/6/28	—
今川	今川(1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
今川	今川(2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
今川	今川(3)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
今川	今川(4)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
今川	天神沢	土石流	2011/6/28	—
仲間町	仲間町(1)	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	2014/10/17
仲間町	仲間町(2)	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	—
仲間町	仲間町(3)	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	2014/10/17

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
仲間町	仲間町(4)	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	2014/10/17
仲間町	仲間町(5)-1	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	2014/10/17
仲間町	仲間町(5)-2	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	2014/10/17
仲間町	仲間町(6)-1	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	2014/10/17
仲間町	仲間町(6)-2	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	-
仲間町	狼沢	土石流	2014/10/17	-
伊呉野	カキノ内	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
伊呉野	伊呉野	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	カウマ沢	土石流	2011/3/22	2011/3/22
勝木	トチノ木沢	土石流	2011/3/22	-
勝木	勝木(1)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	勝木(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	勝木(3)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	勝木(4)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	勝木(5)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	勝木(6)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	勝木(7)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	勝木(8)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	勝木(9)-1	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	勝木(9)-2	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
勝木	姥沢	土石流	2011/3/22	-
勝木	小田沢	土石流	2011/3/22	-
北中	フカ沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
北中	北中	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
北中	山田沢(1)	土石流	2011/6/28	2011/6/28
北中	山田沢(2)	土石流	2011/6/28	-
北中	山田沢(3)	土石流	2011/6/28	2011/6/28
北田中	北田中(1)	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
北田中	北田中(2)	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
北田中	長右門沢	土石流	2016/6/28	-
北田中	香積寺川	土石流	2016/6/28	2016/6/28
北赤谷	イワデの沢	土石流	2016/6/28	-
北赤谷	北赤谷(1)	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
北赤谷	北赤谷(2)	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
北黒川	マキノ沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
北黒川	大林沢川	土石流	2011/3/11	-
千縄	千縄(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
千縄	千縄(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
南大平	南大平	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
南大平	城ノ下	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
南大平	大平小沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
南大平	細沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
南町二丁目	山居山(H25)	地すべり	2016/9/27	-
南町二丁目	南町二丁目	急傾斜地の崩壊	2012/3/27	2012/3/27
吉浦	ひの沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
吉浦	下白沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
吉浦	吉浦(1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
吉浦	吉浦(2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
吉浦	吉浦(3)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
吉浦	吉浦(4)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
吉浦	吉浦(5)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
吉浦	大日川	土石流	2011/6/28	2011/6/28
吉浦	寺の沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
吉浦	浦ノ沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
吉浦	白沢	土石流	2011/6/28	—
垣之内	垣之内	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
垣之内	村中沢	土石流	2016/10/21	—
堀ノ内	堀ノ内(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
堀ノ内	堀ノ内(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
堀ノ内	寺沢川	土石流	2016/10/21	—
塔下	十二ヶ沢	土石流	2015/12/1	—
塔下	塔下	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
塔下	塔下(1)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
塔下	大谷沢・塔下(H25)	地すべり	2015/12/1	—
大代	大代沢	土石流	2016/6/28	2016/6/28
大代	砂沢	土石流	2016/6/28	—
大場沢	大場沢	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
大月	北の川	土石流	2011/6/28	2011/6/28
大月	南の沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
大月	大月(1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
大月	大月(2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
大月	大月中沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
大月	大月北沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
大月	大月南沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
大月	小路端(1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
大月	小路端(2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
大月	花扶桑沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
大栗田	ムカイ沢	土石流	2016/1/26	2016/1/26
大栗田	大栗田	地すべり	2016/1/26	—
大栗田	大栗田(1)	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	2016/1/26
大栗田	大栗田(2)	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	2016/1/26
大栗田	荒田沢	土石流	2016/1/26	—
大毎	サワノイリ	土石流	2011/6/28	2011/6/28
大毎	大毎	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
大毎	大毎	地すべり	2011/6/28	—
大毎	大毎南	地すべり	2011/6/28	—
大毎	大毎沢	土石流	2011/6/28	—
大毎	杉ノ森	地すべり	2011/6/28	—
大沢	ナガヒド	土石流	2014/3/18	—
大沢	大沢	急傾斜地の崩壊	2014/3/18	2014/3/18
大沢	大沢	地すべり	2014/3/18	—
大沢	大沢(2)	急傾斜地の崩壊	2014/3/18	2014/3/18
大沢	水上沢	土石流	2014/3/18	2014/3/18
大沢	間垣	地すべり	2011/6/28	—

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
大谷沢	北西ノ沢	土石流	2014/3/18	—
大谷沢	大谷沢	急傾斜地の崩壊	2014/3/18	2014/3/18
大谷沢	大谷沢(2)	急傾斜地の崩壊	2014/3/18	2014/3/18
大谷沢	大谷沢(3)	急傾斜地の崩壊	2014/3/18	2014/3/18
大谷沢	西ノ沢	土石流	2014/3/18	—
大谷沢	西沢	急傾斜地の崩壊	2014/3/18	2014/3/18
大須戸	オグリ沢	土石流	2013/2/5	—
大須戸	コシガエ北沢	土石流	2013/2/5	—
大須戸	コシガエ沢	土石流	2013/2/5	—
大須戸	ゴリン沢	土石流	2013/2/5	—
大須戸	ボウ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	上沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	大行北沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	大行沢(1)	土石流	2013/2/5	—
大須戸	大行沢(3)	土石流	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	大須戸	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	大須戸	地すべり	2013/2/5	—
大須戸	大須戸(H25)	地すべり	2016/8/9	—
大須戸	大須戸(2)	急傾斜地の崩壊	2018/12/14	2018/12/14
大須戸	大須戸(3)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	大須戸(4)	急傾斜地の崩壊	2018/12/14	2018/12/14
大須戸	大須戸(5)	急傾斜地の崩壊	2018/12/14	2018/12/14
大須戸	大須戸(6)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	大須戸(7)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	小栗沢	土石流	2013/2/5	—
大須戸	庄右エ門沢(1)	土石流	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	庄右エ門沢(2)	土石流	2013/2/5	2013/2/5
大須戸	沢入	土石流	2013/2/5	—
大須戸	行部沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
宮ノ下	宮の沢	土石流	2016/10/21	2016/10/21
宮ノ下	宮ノ下(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
宮ノ下	宮ノ下(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
寒川	イチヤ谷沢-1	土石流	2011/3/22	2011/3/22
寒川	イチヤ谷沢-2	土石流	2011/3/22	2011/3/22
寒川	上野沢	土石流	2011/3/22	—
寒川	大伝寺沢	土石流	2011/3/22	—
寒川	大窪沢川	土石流	2011/3/22	—
寒川	寒川(1)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
寒川	寒川(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
寒川	寒川(3)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
寒川	寒川(4)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
寒川	寒川(5)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
寒川	寒川(6)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
寒川	常福寺沢	土石流	2011/3/22	2011/3/22
寒川	滝ノ前沢	土石流	2011/3/22	—
寒川	越後寒川	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
寝屋	出戸	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	2015/7/31

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
寝屋	寝屋(1)	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	2015/7/31
寝屋	寝屋(2)	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	2015/7/31
寺尾	北沢	土石流	2016/10/21	2016/10/21
寺尾	寺尾	土石流	2016/10/21	—
寺尾	寺尾	地すべり	2016/10/21	—
寺尾	寺尾(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
寺尾	寺尾(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
寺尾	寺尾(3)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	—
小俣	家の沢	土石流	2015/12/1	—
小俣	寺の沢	土石流	2015/12/1	—
小俣	小俣	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
小俣	小俣(1)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
小俣	小俣(2)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
小俣	清水沢	土石流	2015/12/1	—
小岩内	下小沢	土石流	2015/7/31	—
小岩内	大小沢	土石流	2015/7/31	2015/7/31
小岩内	小岩内	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	2015/7/31
小岩内	小岩内(1)	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	—
小岩内	小岩内(2)	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	2015/7/31
小岩内	小岩内(3)	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	—
小岩内	小岩内大沢	土石流	2015/7/31	2015/7/31
小岩内	小岩内東	急傾斜地の崩壊	2015/7/31	2015/7/31
小岩内	居浦	土石流	2015/7/31	2015/7/31
小揚	うその沢	土石流	2016/10/21	2016/10/21
小揚	じみ沢	土石流	2016/10/21	—
小揚	じょう沢	土石流	2016/10/21	2016/10/21
小揚	小揚(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
小揚	小揚(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
小揚	小揚(3)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
小揚	小揚(H25)	地すべり	2016/10/21	—
小揚	角沢川	土石流	2016/10/21	2016/10/21
山居町1丁目	山居一の沢	土石流	2013/12/20	—
山居町1丁目	山居町(1)	急傾斜地の崩壊	2013/12/20	2013/12/20
山居町2丁目	山居二の沢	土石流	2013/12/20	—
山居町2丁目	山居町(2)	急傾斜地の崩壊	2013/12/20	2013/12/20
山屋	山屋(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
山屋	庵ノ入沢	土石流	2015/3/27	—
山屋	鳥越沢	土石流	2015/3/27	2015/3/27
山屋	鳥越沢(2)	土石流	2015/3/27	—
山熊田	山熊田	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
山田	家の前(1)	急傾斜地の崩壊	2017/2/21	2017/2/21
山田	家の前(2)	急傾斜地の崩壊	2017/2/21	2017/2/21
山田	屋敷添	土石流	2017/2/21	—
山田	屋敷添(1)	急傾斜地の崩壊	2017/2/21	2017/2/21
山田	屋敷添(2)	急傾斜地の崩壊	2017/2/21	2017/2/21
山田	山田	地すべり	2017/2/21	—
岩ヶ崎	不動沢	土石流	2011/6/28	—

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
岩ヶ崎	宮ノ前	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
岩崎	岩崎(1)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	—
岩崎	岩崎(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
岩崎	岩崎(3)	急傾斜地の崩壊	2011/3/22	2011/3/22
岩崩	ひとやきばの沢	土石流	2016/10/21	2016/10/21
岩崩	三面ダム	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
岩崩	二子島沢	土石流	2016/10/21	—
岩崩	岩崩	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
岩石	シシワ沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
岩石	小岩付沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
岩石	岩石(1)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
岩石	岩石(2)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
岩石	岩石(3)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
岩石	水上沢	土石流	2015/12/1	—
岩船三日市	サカサマ谷	急傾斜地の崩壊	2013/3/22	2013/3/22
川部	伝五郎沢	土石流	2013/3/12	—
川部	川部	急傾斜地の崩壊	2013/3/12	2013/3/12
川部	川部東沢	土石流	2013/3/12	2013/3/12
川部	川部沢(支流)	土石流	2013/3/12	2013/3/12
川部	川部沢(本流)	土石流	2013/3/12	—
川部	川部西沢	土石流	2013/3/12	2013/3/12
布部	布部(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
布部	布部(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
布部	布部(3)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
平林	平林(1)	急傾斜地の崩壊	2016/1/12	2016/1/12
平林	湯の沢(1)	土石流	2016/1/12	2016/1/12
平林	湯の沢1	土石流	2016/1/12	2016/1/12
平林	湯の沢2	土石流	2016/1/12	2016/1/12
平林	湯ノ沢北部	急傾斜地の崩壊	2016/1/12	2016/1/12
平林	湯ノ沢南部	急傾斜地の崩壊	2016/1/12	2016/1/12
府屋	ウルシ沢-1	土石流	2017/3/21	2017/3/21
府屋	ウルシ沢-2	土石流	2017/3/21	2017/3/21
府屋	ウルシ沢-3	土石流	2017/3/21	—
府屋	南沢	土石流	2017/3/21	2017/3/21
府屋	古館	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	常楽寺沢	土石流	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋(1)	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋(2)	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋(3)	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋(4)	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋(5)	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋(6)	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋(7)	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋(8)	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋(9)	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋下川-1	土石流	2017/3/21	2017/3/21
府屋	府屋下川-2	土石流	2017/3/21	2017/3/21

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
府屋	府屋沢川	土石流	2017/3/21	—
府屋	興屋	急傾斜地の崩壊	2017/3/21	2017/3/21
志田平	志田平	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
指合	一ノ沢	土石流	2015/12/1	—
指合	二ノ沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
指合	南大平東沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
指合	指合	急傾斜地の崩壊	2016/3/15	2016/3/15
指合	指合西沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
新町	新町	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	2014/10/17
早川	イ沢	土石流	2012/3/27	—
早川	中ノ沢	土石流	2012/3/27	2012/3/27
早川	保ヶ沢	土石流	2012/3/27	2012/3/27
早川	寺ノ沢	土石流	2012/3/27	—
早川	新保沢	土石流	2012/3/27	2012/3/27
早川	早川(1)	急傾斜地の崩壊	2012/3/27	2012/3/27
早川	早川(2)	急傾斜地の崩壊	2012/3/27	2012/3/27
早川	椿沢	土石流	2012/3/27	2012/3/27
早川	白ノ沢	土石流	2012/3/27	—
本町	二之町	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	2014/10/17
本町	臥牛南沢	土石流	2014/10/17	2014/10/17
本町	臥牛沢	土石流	2014/10/17	2014/10/17
朴平	寺の沢	土石流	2014/1/24	—
朴平	朴平	急傾斜地の崩壊	2014/1/24	2014/1/24
朴平	朴平(2)	急傾斜地の崩壊	2014/1/24	2014/1/24
朴平	朴平(2)	土石流	2014/1/24	—
朴平	朴平(3)	土石流	2014/1/24	—
朴平	水上沢	土石流	2014/1/24	2014/1/24
朴平	西山沢	土石流	2014/1/24	—
杉平	宮の沢1	土石流	2015/12/1	2015/12/1
杉平	宮の沢2	土石流	2015/12/1	—
杉平	宮の沢3	土石流	2015/12/1	2015/12/1
杉平	杉平	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
杉平	杉平(1)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
杉平	杉平(1)	土石流	2015/12/1	—
松山	松山(1)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
松山	松山(2)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
松沢	五十刈	土石流	2015/3/27	—
松沢	家の下	土石流	2015/3/27	2015/3/27
板屋沢	布沢	土石流	2016/10/21	—
板屋沢	板屋沢(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
板屋沢	板屋沢(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
板屋沢	板屋沢(3)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
板屋沢	板屋沢川	土石流	2016/10/21	2016/10/21
板屋越	大沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
板屋越	寺小路川	土石流	2011/3/11	2011/3/11
板貝	テンノウ沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
板貝	板貝	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
板貝	神宮東沢	土石流	2011/6/28	—
板貝	神宮沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
板貝	神宮西沢	土石流	2011/6/28	—
柏尾	山坂の沢	土石流	2011/6/28	—
柏尾	柏尾(1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
柏尾	柏尾(2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
柏尾	滝の沢	土石流	2011/6/28	2018/12/14
桃川	桃川	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
桑川	岩穴沢	土石流	2012/6/5	2012/6/5
桑川	桑川(1)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
桑川	桑川(2)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
桑川	桑川(3)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
桑川	桑川(4)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
桑川	桑川(5)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
桑川	桑川(6)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
桑川	桑川(7)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
桑川	滝の上沢	土石流	2012/6/5	2012/6/5
桑川	白岩沢	土石流	2012/6/5	2012/6/5
桑川	立原沢	土石流	2012/6/5	2012/6/5
梨木	ムジナ沢	土石流	2015/3/27	—
梨木	梨木(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
梨木	梨木(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	—
檜原	檜原	土石流	2016/10/21	2016/10/21
河内	一之沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
河内	二之沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
河内	打越	土石流	2015/12/1	—
河内	河内	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
河内	河内(1)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
河内	河内(2)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
浜新保	お寺の沢	土石流	2012/6/5	2012/6/5
浜新保	平沢	土石流	2012/6/5	2012/6/5
浜新保	浜新保(1)-1	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
浜新保	浜新保(1)-2	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
浜新保	浜新保(2)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
浜新保	浜新保(3)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
浜新保	浜新保(4)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
浜新田	瀬波温泉(1)	急傾斜地の崩壊	2013/3/22	2013/3/22
温出	うぐいす沢	土石流	2012/6/5	—
温出	温出(1)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
温出	温出(2)	急傾斜地の崩壊	2012/6/5	2012/6/5
滝の前	タテノ瀧	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	2016/1/26
滝の前	岩ヶ崎	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	2016/1/26
滝の前	源十郎	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	2016/1/26
瀬波温泉2丁目	下ノ沢	土石流	2013/3/22	—
瀬波温泉2丁目	瀬波温泉(2)	急傾斜地の崩壊	2013/3/22	2013/3/22
瀬波温泉2丁目	瀬波温泉(3)	急傾斜地の崩壊	2013/3/22	2013/3/22
瀬波温泉2丁目	瀬波温泉(4)	急傾斜地の崩壊	2013/3/22	2013/3/22

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
瀬波温泉 2丁目	瀬波温泉 (5)	急傾斜地の崩壊	2013/3/22	2013/3/22
瀬波温泉 2丁目	瀬波温泉 (6)	急傾斜地の崩壊	2013/3/22	2013/3/22
瀬波温泉 3丁目	北狐沢	土石流	2013/3/22	2013/3/22
瀬波温泉 3丁目	浦田山沢	土石流	2013/3/22	—
瀬波温泉 3丁目	瀬波温泉 (7)	急傾斜地の崩壊	2013/3/22	2013/3/22
瀬波温泉 3丁目	狐沢	土石流	2013/3/22	2013/3/22
猿沢	一の沢	土石流	2014/12/9	2014/12/9
猿沢	中ぐるわ沢	土石流	2014/12/9	—
猿沢	前の川	土石流	2014/12/9	2014/12/9
猿沢	天照寺沢	土石流	2014/12/9	2014/12/9
猿沢	桜清水	土石流	2014/12/9	2014/12/9
石住	石住 (H25)	地すべり	2016/10/21	—
石住	石住沢	土石流	2016/10/21	2016/10/21
碁石	碁石	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
立島	宮田沢	土石流	2016/10/21	—
立島	立島	地すべり	2016/10/21	—
立島	立島 (1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
立島	立島 (2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
立島	立島沢川 (1)	土石流	2016/10/21	2016/10/21
立島	立島沢川 (2)	土石流	2016/10/21	2016/10/21
笹川	板貝道沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
笹川	笹川	土石流	2011/6/28	2011/6/28
笹川	笹川支川	土石流	2011/6/28	—
笹川	笹川 (1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
笹川	笹川 (2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
笹川	笹川 (3)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
笹平	だんの前沢	土石流	2016/10/21	—
笹平	宮の前の沢	土石流	2016/10/21	2016/10/21
笹平	山ノ花	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
笹平	瑞雲	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
羽下ヶ渚	八ヶ沢	土石流	2016/1/26	—
羽下ヶ渚	宮ノ沢	土石流	2016/1/26	—
羽黒町	七湊川	土石流	2013/12/20	—
羽黒町	南町 1丁目	急傾斜地の崩壊	2018/12/14	2018/12/14
羽黒町	山居山	地すべり	2013/12/20	—
羽黒町	羽黒町 (1)	急傾斜地の崩壊	2013/12/20	2013/12/20
羽黒町	羽黒町 (2)	急傾斜地の崩壊	2013/12/20	2013/12/20
羽黒町	羽黒町 (3)	急傾斜地の崩壊	2013/12/20	2013/12/20
羽黒町	羽黒町 (4)	急傾斜地の崩壊	2013/12/20	2013/12/20
羽黒町	羽黒町 (5)	急傾斜地の崩壊	2013/12/20	2013/12/20
羽黒町	羽黒町 (6)	急傾斜地の崩壊	2013/12/20	2013/12/20
羽黒町	羽黒町 (7)	急傾斜地の崩壊	2014/10/17	2014/10/17
羽黒町	羽黒町 (8)	急傾斜地の崩壊	2013/12/20	2013/12/20
脇川	エダノ沢	土石流	2017/3/28	2017/3/28
脇川	大日沢	土石流	2017/3/28	2017/3/28
脇川	稲耕内右枝沢	土石流	2017/3/28	—
脇川	稲耕内沢	土石流	2017/3/28	2017/3/28

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
脇川	脇川(1)	土石流	2017/3/28	2017/3/28
脇川	脇川-1	急傾斜地の崩壊	2017/3/28	2017/3/28
脇川	脇川-2	急傾斜地の崩壊	2017/3/28	2017/3/28
脇川	脇川-3	急傾斜地の崩壊	2017/3/28	2017/3/28
脇川	脇川-4	急傾斜地の崩壊	2017/3/28	2017/3/28
芦谷	芦谷	急傾斜地の崩壊	2021/6/4	2021/6/4
花立	田の沢川	土石流	2015/3/27	2018/12/14
花立	花立	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
花立	花立(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	—
荃太	しいなし沢	土石流	2016/10/21	2016/10/21
荒島	割山	土石流	2015/3/27	2015/3/27
荒島	割山沢川	土石流	2015/3/27	2015/3/27
荒島	春木山大沢川	土石流	2015/3/27	2015/3/27
荒川	地藏南の沢	土石流	2016/6/28	—
荒川	地藏様の沢	土石流	2016/6/28	—
荒川	荒川(1)	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
荒川	荒川(2)	急傾斜地の崩壊	2016/6/28	2016/6/28
荒川口	アゲ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	コトウゲ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	シモフラ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	セキダ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	トイタ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	中ノ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	学校山沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	宮ノ沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	茶が沢	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	茶が沢2	土石流	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	荒川口	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	荒川口(2)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	荒川口(3)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	荒川口(4)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	荒川口(5)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	荒川口(6)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	荒川口(7)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
荒川口	荒川口(8)	急傾斜地の崩壊	2013/2/5	2013/2/5
荒沢	天の沢	土石流	2016/8/9	—
荒沢	荒沢(1)	急傾斜地の崩壊	2016/8/9	2016/8/9
荒沢	荒沢(2)	急傾斜地の崩壊	2016/8/9	2016/8/9
荒沢	荒沢第二	地すべり	2016/8/9	—
菅沼	菅沼	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	—
菅沼	菅沼-2	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	—
菅沼	菅沼-3	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	—
蒲萄	オバタケ沢	土石流	2017/4/28	2017/4/28
蒲萄	ジンタキ沢	土石流	2017/4/28	2017/4/28
蒲萄	タテノ沢	土石流	2017/4/28	2017/4/28
蒲萄	水神北沢	土石流	2017/4/28	—
蒲萄	水神沢	土石流	2017/4/28	—

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
蒲萄	沢入沢	土石流	2017/4/28	—
蒲萄	蒲萄中小屋	地すべり	2021/6/4	—
蒲萄	蒲萄川	土石流	2017/4/28	—
蒲萄	蒲萄	地すべり	2017/4/28	—
蒲萄	蒲萄(1)	急傾斜地の崩壊	2017/4/28	2017/4/28
蒲萄	蒲萄(1)	土石流	2017/4/28	2017/4/28
蒲萄	蒲萄(2)	急傾斜地の崩壊	2017/4/28	2017/4/28
蒲萄	蒲萄(2)	土石流	2017/4/28	—
蒲萄	蒲萄屋敷	急傾斜地の崩壊	2017/4/28	2017/4/28
蒲萄	蒲萄川下	急傾斜地の崩壊	2017/4/28	2017/4/28
蒲萄	長坂沢	土石流	2017/4/28	2017/4/28
薦川	シシ沢-1	土石流	2016/10/21	2016/10/21
薦川	シシ沢-2	土石流	2016/10/21	—
薦川	薦川	地すべり	2016/10/21	—
薦川	薦川(1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
薦川	薦川(2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
貝附	上江沢川	土石流	2015/3/27	2015/3/27
貝附	上江沢川2	土石流	2015/3/27	2015/3/27
貝附	上貝附	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	—
貝附	貝附(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
貝附	貝附(1)	土石流	2015/3/27	—
貝附	貝附(2)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	—
貝附	貝附(2)	土石流	2015/3/27	2015/3/27
貝附	貝附(3)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
貝附	貝附(3)	土石流	2015/3/27	2018/12/14
貝附	貝附(4)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
貝附	貝附1	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
貝附	貝附2	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
貝附	黒坪川	土石流	2015/3/27	2015/3/27
越沢	楯の峯沢	土石流	2015/12/1	—
越沢	矢止沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
越沢	越沢(1)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
遅郷	滝の沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
遅郷	瀬の上沢	土石流	2015/12/1	2015/12/1
遅郷	無沢	土石流	2015/12/1	—
遅郷	遅郷	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
遅郷	遅郷(1)	急傾斜地の崩壊	2015/12/1	2015/12/1
遠矢崎	遠矢崎	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
遠矢崎	遠矢崎川(1)	土石流	2016/10/21	2016/10/21
遠矢崎	遠矢崎川(2)	土石流	2016/10/21	—
里本庄	宮の沢	土石流	2015/3/27	—
里本庄	里本庄(1)	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
野潟	十二川	土石流	2011/6/28	2011/6/28
野潟	境川	土石流	2011/6/28	2011/6/28
野潟	野潟	土石流	2011/6/28	—
野潟	野潟(1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
野潟	野潟(2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
野潟	陳竹沢	土石流	2011/6/28	—
釜杭	だんの沢	土石流	2016/10/21	—
釜杭	釜杭 (H25)	地すべり	2016/10/21	—
鑄物師	座禅沢	土石流	2016/1/26	2016/1/26
長坂	長坂 (1)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2018/12/14
長坂	長坂 (2)	急傾斜地の崩壊	2016/10/21	2016/10/21
門前	門前 (1)	急傾斜地の崩壊	2016/1/26	2016/1/26
間島	断木沢	土石流	2017/1/13	2017/1/13
間島	白沢川	土石流	2017/1/13	2017/1/13
間島	間島 (1)	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
間島	間島 (2)	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
間島	間島南沢	土石流	2017/1/13	2017/1/13
間島	間島沢	土石流	2017/1/13	2017/1/13
間瀬	間瀬川	土石流	2011/3/11	—
間瀬	間瀬 (1)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
間瀬	間瀬 (3)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
間瀬	間瀬 (4)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
関口	関口 (2) - 1	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
関口	関口 (2) - 2	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
関口	関口 - 1	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
関口	関口 - 2	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
関口	関口沢内川	土石流	2017/1/13	—
関口	関口沢川	土石流	2017/1/13	2017/1/13
雷	お宮の沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
雷	向	地すべり	2011/6/28	—
雷	向沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
雷	宮の沢 (1)	土石流	2011/6/28	—
雷	宮の沢 (2)	土石流	2011/6/28	2011/6/28
雷	徳名沢	土石流	2010/6/28	—
雷	沢見の沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
雷	滝の沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
雷	雷	地すべり	2011/6/28	—
雷	雷 (1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
雷	雷 (2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
雷	雷 (3)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
雷	雷 (4)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
雷	雷 (5)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
雷	雷 (6)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
雷	雷 (7)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
飯岡	飯岡	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
飯岡	飯岡2	急傾斜地の崩壊	2015/3/27	2015/3/27
馬下	ヲえん沢	土石流	2017/1/13	2017/1/13
馬下	大横寺沢	土石流	2017/1/13	2017/1/13
馬下	寺ノ沢	土石流	2017/1/13	—
馬下	榎沢	土石流	2017/1/13	—
馬下	滝ノ沢	土石流	2017/1/13	2017/1/13
馬下	無谷南沢	土石流	2017/1/13	—

所在地(字単位)	区域名	災害の種類	指定年月日	
			警戒区域 (イエローゾーン)	特別警戒区域 (レッドゾーン)
馬下	無谷川	土石流	2018/12/14	2018/12/14
馬下	馬下(1)	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
馬下	馬下(2)	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
馬下	馬下(3)	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
馬下	馬下(4)	急傾斜地の崩壊	2017/1/13	2017/1/13
高根	中山沢	土石流	2011/3/11	—
高根	水上沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
高根	高根(2)	急傾斜地の崩壊	2016/3/15	—
高根	高根(1)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
高根	高根(3)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
高根	高根(4)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
高根	高根(5)	急傾斜地の崩壊	2011/3/11	2011/3/11
鵜泊	鵜泊沢	土石流	2011/6/28	2011/6/28
鵜泊	鵜泊沢左支溪	土石流	2011/6/28	—
鵜泊	鵜泊(1)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
鵜泊	鵜泊(2)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
鵜泊	鵜泊(3)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
鵜泊	鵜泊(4)	急傾斜地の崩壊	2011/6/28	2011/6/28
鵜渡路	一之沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
鵜渡路	大堀沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
鵜渡路	太平沢	土石流	2011/3/11	2011/3/11
黒田	黒田	土石流	2016/10/21	2016/10/21

1-6 山地災害危険地区

【山地災害（山腹崩壊・崩壊土砂流出）危険地区数】

所管 区分	林野庁							
	山腹崩壊危険地区				崩壊土砂流出危険地区			
	箇所数		計	民有林 面積(ha)	箇所数		計	民有林 面積(ha)
国有林	民有林	国有林			民有林			
村上		22	22	53.0	1	59	60	182.9
荒川	2	5	7	9.0	2	2	4	0.2
神林	2	17	19	30.0		33	33	35.7
朝日	1	21	23	71.0		117	117	193.2
山北	1	96	97	314.0		236	236	484.3
計	6	161	167	477.0	3	447	450	896.3

(注) <山地災害危険地区（山腹崩壊・崩壊土砂流出危険箇所関係）>

1 林野庁所管分について

- (1) 「山地災害（山腹崩壊・崩壊土砂流出）危険地区数」（新潟県治山課・平成24年度末現在）による。
- (2) 内訳は、上記調査表記載のとおり。

【山腹崩壊危険地区】

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
212-0001	村上	馬下	大小浦（オオコウラ）	3.00	0	0
212-0002	村上	馬下	ワキノ平（ワキノタイラ）	2.00	6	0
212-0004	村上	大月	小滝（コタキ）	2.00	0	0
212-0005	村上	羽下ヶ淵	火打山（ヒウチヤマ）	1.00	28	0
212-0006	村上	浜新田	青山（アオヤマ）	3.00	39	0
212-0008	村上	羽黒町	瑞宝寺山（ズイホウジヤマ）	2.00	16	0
212-0009	村上	羽黒町	愛宕山（アタゴヤマ）	2.00	30	0
212-0010	村上	本町		3.00	10	0
212-0011	村上	本町		4.00	15	0
212-0012	村上	下山田	家ノ後（イエノウシロ）	10.00	34	0
212-0013	村上	赤沢	田沢七（タザワ）	1.00	16	0
212-0014	村上	赤沢	田沢二（タザワ）	1.00	1	0
212-0015	村上	赤沢	田沢七（タザワ）	1.00	0	0
212-0016	村上	吉浦	月夜出（ツキヨダシ）	1.00	0	0
212-0017	村上	下渡	上平（ウエタイラ）	3.00	9	1
212-0018	村上	羽下ヶ淵	タテノフチ（タテノフチ）	3.00	19	0
212-0020	村上	下渡	入ノ沢（イリノサワ）	2.00	6	0
212-0021	村上	岩船浦田山		1.00	1	1
212-0022	村上	羽下ヶ淵	東野（ヒガシノ）	3.00	0	0
212-0023	村上	早川	寺坂（テラサカ）	1.00	34	0
212-0024	村上	本町	臥牛山（ガギユウザン）	3.00	81	2
212-0025	村上	村上	羽黒町（ハグロマチ）	1.00	25	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
582-0001	荒川	梨木	谷内(タニウチ)	1.00	25	0
582-0002	荒川	切田	横釜(ヨコガマ)	1.00	12	0
582-0003	荒川	貝附	モンキツ(モンキツ)	1.00	0	0
582-0004	荒川	貝附	山ノ下(ヤマノシタ)	5.00	0	0
582-0005	荒川	花立	山ノ下(ヤマノシタ)	1.00	1	1
583-0002	神林	下助淵	山元(ヤマモト)	1.00	4	0
583-0003	神林	山谷	山添(ヤマゾエ)	1.00	20	0
583-0004	神林	里本庄	後山(ウシロヤマ)	4.00	30	1
583-0005	神林	南大平	城ノ沢(ジョウノサワ)	1.00	30	0
583-0006	神林	飯岡	山ノ館(ヤマノタテ)	1.00	5	0
583-0007	神林	松沢	館野(タテノ)	1.00	23	0
583-0008	神林	桃川	滝ノ沢(タキノサワ)	2.00	0	0
583-0009	神林	河内	上平(カミヒラ)	6.00	12	0
583-0010	神林	桃川	野地山(ヤチヤマ)	1.00	5	0
583-0011	神林	南大平		1.00	10	0
583-0012	神林	南大平	川向(カワムカイ)	1.00	5	0
583-0013	神林	志田平	後山(ウシロヤマ)ほか	1.00	20	0
583-0014	神林	平林	保呂羽山(ホロハサン)	2.00	2	0
583-0015	神林	七湊	蛭田(ヒルタ)	3.00	2	0
583-0016	神林	飯岡	熊野山(クマノヤマ)	1.00	7	0
583-0017	神林	南大平	葛平(クヅヒラ)	2.00	0	0
583-0018	神林	松沢	堤平(ツツミダイラ)	1.00	0	0
584-0001	朝日	大須戸	五倫(ゴリン)	10.00	23	0
584-0002	朝日	大須戸	沢田(サワダ)	6.00	64	0
584-0003	朝日	大須戸	滝ノ沢(タキノサワ)	2.00	0	0
584-0004	朝日	荒沢	東山下(ヒガシヤマシタ)	3.00	40	0
584-0005	朝日	薦川	雁沢(カリサワ)	2.00	0	0
584-0006	朝日	薦川	日陰(ヒカゲ)	1.00	0	0
584-0007	朝日	宮ノ下	岩山(イワヤマ)	6.00	40	0
584-0008	朝日	寺尾	大ハゲ(オオハゲ)	3.00	20	0
584-0009	朝日	大場沢	熊登(クマト)	2.00	0	0
584-0010	朝日	荒沢	東山下(ヒガシヤマシタ)	1.00	40	0
584-0012	朝日	千縄	フタ滝山	3.00	30	0
584-0013	朝日	小揚	八ツ橋(ヤツハシ)	14.00	2	0
584-0014	朝日	高根	小ヶ崎(コガサキ)	1.00	0	1
584-0015	朝日	高根	小山(オヤマ)	2.00	20	0
584-0016	朝日	荒沢	スケタ(スケタ)	1.00	5	0
584-0017	朝日	岩崩	鷺ヶ巣(ワシガス)	2.00	0	1
584-0018	朝日	大須戸	前東山(マエヒガシヤマ)	2.00	9	0
584-0019	朝日	荒沢	西山下(ニシヤマシタ)	3.00	20	1
584-0021	朝日	布部	上山六(ウエヤマ)	2.00	0	0
584-0022	朝日	寺尾	大沢(オオサワ)	1.00	16	1
584-0023	朝日	大場沢	城の下(ジョウノシタ)	4.00	2	0
585-0001	山北	堀ノ内	向山(ムコウヤマ)	1.00	6	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
585-0003	山北	岩石	西山(ニシヤマ)	1.00	30	1
585-0004	山北	小俣	稲場(イナバ)	2.00	0	0
585-0005	山北	小俣	稲場(イナバ)	6.00	60	0
585-0006	山北	小俣	稲場(イナバ)	6.00	60	0
585-0007	山北	雷	宮ノ沢(ミヤノサワ)	6.00	25	0
585-0008	山北	雷	向山(ムカエヤマ)	7.00	25	0
585-0009	山北	雷	大平(オオヒラ)	1.00	0	0
585-0010	山北	雷	大平(オオヒラ)	1.00	0	0
585-0013	山北	中継	ウロイ渚(ウロイブチ)	4.00	0	0
585-0014	山北	中継	興屋(コウヤ)	5.00	30	0
585-0015	山北	中継	大平野(オオダイラノ)	5.00	30	0
585-0016	山北	山能田	通り前(トウリマエ)	2.00	20	0
585-0017	山北	朴平	家ノ下(イエノシモ)	5.00	30	0
585-0018	山北	荒川	盆鉢	8.00	0	0
585-0019	山北	荒川	二本漆(ニホンウルシ)	6.00	10	0
585-0020	山北	荒川	家ノ上(イエノウエ)	7.00	15	0
585-0021	山北	荒川口	下平(シモヒラ)	3.00	6	0
585-0022	山北	勝木	箱壁山(ハコダテヤマ)	3.00	3	0
585-0023	山北	勝木	大平(オオヒラ)	1.00	15	1
585-0024	山北	勝木	小田(コダ)	3.00	5	1
585-0025	山北	下大蔵	カヤノ木平(カヤノキダウ)	3.00	100	1
585-0026	山北	垣之内	道上(ミチウエ)	3.00	4	0
585-0027	山北	下大鳥	サン平(サンプライ)	14.00	45	0
585-0028	山北	上大鳥		4.00	15	1
585-0029	山北	上大鳥	上大鳥(カミオオトリ)	1.00	0	0
585-0030	山北	上大鳥	上大鳥(カミオオトリ)	1.00	0	0
585-0031	山北	上大鳥	上大鳥(カミオオトリ)	1.00	0	0
585-0032	山北	上大鳥	上大鳥(カミオオトリ)	2.00	0	0
585-0033	山北	中津原	宮ノ台(ミヤノダイ)	4.00	0	0
585-0034	山北	寒川	笹花(ササバナ)	4.00	0	0
585-0035	山北	中津原	北山(キタヤマ)	12.00	0	0
585-0036	山北	北中	荒田(アラタ)	4.00	5	0
585-0037	山北	北中	長瀬(ナガセ)	12.00	0	0
585-0038	山北	北中	赤沢(アカサワ)	3.00	0	0
585-0039	山北	中津原	板木沢(イタキサワ)	3.00	0	0
585-0040	山北	中津原	板木沢(イタキサワ)	1.00	0	0
585-0041	山北	中津原	板木沢(イタキサワ)	3.00	5	0
585-0042	山北	北田中	山崎(ヤマザキ)	4.00	30	0
585-0043	山北	間瀬	家ノ上(イエノウエ)	4.00	25	0
585-0044	山北	寝屋	出戸ノ浜(デトノハマ)	3.00	30	0
585-0045	山北	寝屋	出戸ノ浜(デトノハマ)	4.00	30	0
585-0046	山北	鵜泊	ヲイ落(ヲイオトシ)	3.00	0	0
585-0047	山北	芦谷	鉄道林(テツドウリン)	5.00	0	0
585-0048	山北	寒川	大窪(オオクボ)	1.00	50	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
585-0049	山北	寒川	家ノ裏 (イエノウラ)	1.00	30	0
585-0050	山北	越沢	ダンダラ (ダンダラ)	7.00	0	0
585-0051	山北	大沢	神社沢 (シャガミザワ)	2.00	0	0
585-0052	山北	大沢	神社沢 (シャガミザワ)	2.00	0	0
585-0053	山北	大沢	神社沢 (シャガミザワ)	2.00	0	0
585-0054	山北	大沢	丸倉 (マルクラ)	3.00	0	0
585-0055	山北	大沢	コワ清水	5.00	15	0
585-0056	山北	脇川	松景 (マツカゲ)	3.00	15	0
585-0057	山北	脇川	家ノ上 (イエノウエ)	4.00	50	0
585-0058	山北	今川	宝屋 (ホウヤ)	5.00	0	0
585-0059	山北	今川	宝屋 (ホウヤ)	3.00	0	0
585-0060	山北	今川	宝屋 (ホウヤ)	5.00	0	0
585-0061	山北	今川	宝屋 (ホウヤ)	3.00	0	0
585-0062	山北	浜新保	家の山 (イエノヤマ)	2.00	30	0
585-0063	山北	浜新保	家の山 (イエノヤマ)	3.00	15	0
585-0065	山北	岩石	岩渕 (イワブチ)	3.00	0	0
585-0066	山北	下大島	カニ平 (カニタイラ)	2.00	7	0
585-0067	山北	寝屋	出戸ノ浜 (デトノハマ)	2.00	30	0
585-0068	山北	寝夜	神平	1.00	20	0
585-0070	山北	岩崎	白岩 (シライワ)	2.00	6	0
585-0071	山北	杉平	上山六 (ウエヤマ)	3.00	10	0
585-0072	山北	岩石	西山 (ニシヤマ)	2.00	20	1
585-0073	山北	岩石	ウソウ (ウソウ)	4.00	0	0
585-0075	山北	塔の下		5.00	20	0
585-0076	山北	鶴泊	榎峠 (エノキトウゲ)	2.00	0	0
585-0077	山北	芦谷	向平 (ムコウダイラ)	4.00	0	0
585-0078	山北	芦谷	家ノ上 (イエノウエ)	3.00	13	0
585-0079	山北	笹川	上ノ山 (ウエノヤマ)	2.00	10	0
585-0080	山北	大谷沢	西ノ沢 (ニシノサワ) ほか	2.00	10	0
585-0081	山北	大毎	間垣 (マガキ)	1.00	177	0
585-0082	山北	桑川	北沢 (キタサワ)	2.00	10	0
585-0083	山北	山熊田	通り前 (トウリマエ) ほか	2.00	26	0
585-0084	山北	荒川口	向山 (ムカイヤマ)	1.00	0	0
585-0085	山北	府屋	府屋沢 (フヤサワ)	1.00	0	1
585-0086	山北	寒川	上野 (ウエノ)	3.00	1	1
585-0087	山北	大谷沢	ワキノ沢 (ワキノサワ)	2.00	1	0
585-0088	山北	下大蔵	田ノ平上 (タノヒラウエ)	4.00	15	0
585-0089	山北	塔下	坂見平 (サカミダイラ)	7.00	0	0
585-0090	山北	雷	宮ノ沢 (ミヤノサワ)	1.00	2	1
585-0091	山北	芦谷	家ノ上 (イエノウエ)	2.00	0	1
585-0092	山北	上大島		1.00	0	0
585-0093	山北	山熊田	岩野 (イワノ)	1.00	0	0
585-0094	山北	脇川	稲耕地 (イナコウチ)	1.00	12	0
585-0095	山北	寒川	大窪 (オオクボ)	1.00	2	1

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
585-0096	山北	寒川	大休(オオヤスミ)	1.00	0	0
585-0097	山北	寒川	尼ヶ沢(アマガサワ)	1.00	1	0
585-0098	山北	北中	宮田(ミヤタ)	3.00	5	1
585-0099	山北	北中	上ノ山(ウエノヤマ)	7.00	40	1
585-0100	山北	大毎	腰前(コシマエ)	1.00	3	0
585-0101	山北	温出	宮ノ郷(ミヤノゴウ)	1.00	0	0
585-0102	山北	岩崎	白岩(シライワ)	1.00	1	0

【崩壊土砂流出危険地区】

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
212-0001	村 上	馬下	南ハゲ沢(ミナミハゲサワ)	4.80	0	1
212-0002	村 上	馬下	大小浦(オオコウラ)	0.18	0	1
212-0003	村 上	馬下	八幡沢(ハチマンサワ)	2.64	0	1
212-0004	村 上	馬下	ワキノ平(ワキノヒラ)	0.36	5	1
212-0005	村 上	馬下	大横路(オオヨコジ)	1.68	4	1
212-0006	村 上	馬下	裏ノ山(ウラノヤマ)	0.18	10	1
212-0007	村 上	馬下	梨木沢(ナシキサワ)	7.20	0	1
212-0008	村 上	馬下	榎沢(エノキサワ)	0.09	0	1
212-0009	村 上	馬下	下足長山(ゲアシガヤマ)	1.92	0	1
212-0010	村 上	早川	椿川(ツバキガワ)	5.52	0	1
212-0011	村 上	早川	ホカ沢(ホカサワ)	1.27	0	1
212-0012	村 上	早川	宮ノ沢(ミヤノサワ)	19.89	10	1
212-0013	村 上	早川	新保沢(シンボサワ)	1.20	2	1
212-0014	村 上	吉浦	ヒノ沢(ヒノサワ)	11.31	3	1
212-0015	村 上	吉浦	太田(オオタ)	3.36	3	1
212-0016	村 上	吉浦	ウラノ沢(ウラノサワ)	5.04	30	1
212-0017	村 上	吉浦	白沢(シラサワ)	0.90	0	1
212-0018	村 上	柏尾	小蛇沢(コヘビサワ)	13.68	0	1
212-0019	村 上	柏尾	上の山(ウエノヤマ)	0.54	10	2
212-0020	村 上	柏尾	フカ沢(フカサワ)	34.71	10	1
212-0021	村 上	柏尾	ヒトハネ山(ヒトハネヤマ)	2.70	0	1
212-0022	村 上	間島	劔山沢(ツルキヤマサワ)	1.65	0	1
212-0023	村 上	間島	日ノ沢(ヒノサワ)	2.88	30	1
212-0024	村 上	野瀉	上山沢(ウエヤマサワ)	16.77	10	1
212-0025	村 上	野瀉	十二沢(ジュウニサワ)	4.32	0	1
212-0026	村 上	大月	花見沢(ハナミサワ)	3.84	10	1
212-0027	村 上	大月	追付沢(オツツケサワ)	5.76	4	1
212-0028	村 上	大月	立岩(タテイワ)	0.03	0	1
212-0029	村 上	大月	白岩(シロイワ)	0.81	0	1
212-0030	村 上	岩ヶ崎	滝ノ上(タキノウエ)	1.50	0	0
212-0031	村 上	岩ヶ崎	トヒガ沢(トヒガサワ)	4.56	10	1
212-0032	村 上	羽下ヶ瀨	大平山(オオダイラヤマ)	5.76	5	1
212-0033	村 上	羽下ヶ瀨	沢田(サワダ)	0.72	0	1

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
212-0034	村 上	羽下ヶ淵	宮ノ沢 (ミヤノサワ)	0.37	12	1
212-0035	村 上	下渡	岩沢 (イワサワ)	0.61	3	0
212-0036	村 上	下渡	火ノ沢 (ヒノサワ)	0.29	16	1
212-0037	村 上	下渡	姥ヶ懐 (ウバガフトコロ)	0.10	0	0
212-0038	村 上	上山田	ヨシ田 (ヨシダ)	0.18	3	0
212-0039	村 上	小谷	大丸山 (オオマルヤマ)	0.12	0	0
212-0040	村 上	鋳物師	和田沢 (ワダサワ)	0.06	3	0
212-0041	村 上	門前	後谷 (ウシロダニ)	0.36	10	0
212-0042	村 上	門前	大谷 (オオタニ)	3.60	10	0
212-0043	村 上	赤沢	オオザワ山	2.07	5	0
212-0044	村 上	門前	向ヒ山 (ムカヒヤマ)	1.20	0	0
212-0045	村 上	大栗田	椿沢 (ツバキサワ)	0.24	5	0
212-0046	村 上	大栗田	裏林 (ウラバヤシ)	0.30	5	0
212-0048	村 上	赤沢	雨池 (アマイケ)	1.95	5	1
212-0049	村 上	菅沼	運上沢 (ウンジョウザワ)	1.13	25	0
212-0050	村 上	大月	花見沢 (ハナミサワ)	0.30	10	0
212-0051	村 上	上山田	ヨシ田 (ヨシダ)	0.12	3	0
212-0052	村 上	門前	川原 (カワラ)	0.90	0	0
212-0053	村 上	羽下ヶ淵	中平 (ナカタイラ)	0.36	8	0
212-0054	村 上	下渡	坂ノ木	0.05	0	0
212-0055	村 上	羽下ヶ淵	東野 (ヒガシノ)	0.12	0	0
212-0056	村 上	下渡	シライタカミノヤマ	0.16	1	0
212-0057	村 上	野瀉	ヲソ沢 (オソザワ)	0.16	4	1
212-0058	村 上	大月	道ヶ崎南沢 (ドウカサキナミザワ)	0.27	0	0
212-0059	村 上	鋳物師	和田沢 (ワダサワ)	0.06	0	0
212-0060	村 上	柏尾	上の山 (ウエノヤマ)	0.06	0	1
582-0001	荒 川	貝附	寺ノ沢 (テラノサワ)	0.11	0	1
582-0002	荒 川	花立	中島 (ナカジマ)	0.10	0	0
583-0001	神 林	里本庄	主膳田 (シュゼンダ)	0.90	20	0
583-0002	神 林	南大平	滝ノ沢 (タキノサワ)	0.36	0	0
583-0003	神 林	南大平	日ノ沢 (ヒノサワ)	0.54	0	0
583-0004	神 林	南大平	城ノ沢 (ジョウノサワ)	0.12	13	0
583-0005	神 林	桃川	北山 (キタヤマ)	1.50	60	1
583-0006	神 林	桃川	檜木沢 (ナラノキザワ)	3.00	0	0
583-0007	神 林	河内	上平 (カミヒラ)	1.20	4	0
583-0008	神 林	河内	上ヶ瀬沢 (カミカセサワ)	0.54	5	1
583-0009	神 林	河内	上ヶ瀬沢 (カミカセサワ)	0.72	5	0
583-0010	神 林	河内	姫田沢 (ヨメタサワ)	4.50	0	0
583-0011	神 林	桃川	ボタ坂 (ボタザカ)	0.24	0	0
583-0012	神 林	桃川	峠 (トウゲ)	0.18	0	0
583-0013	神 林	桃川	峠 (トウゲ)	0.18	0	0
583-0014	神 林	桃川	峠 (トウゲ)	0.06	0	0
583-0015	神 林	桃川	論地 (ロンチ)	2.10	0	0
583-0016	神 林	桃川	滝ノ沢 (タキノサワ)	0.18	0	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
583-0017	神林	桃川	下フツベ沢 (シモフツベザワ)	2.88	0	0
583-0018	神林	桃川	根古屋 (ネゴヤ)	3.60	0	0
583-0019	神林	桃川	一ノ沢 (イチノサワ)	1.08	0	0
583-0020	神林	桃川	六段 (ロクダン)	0.60	11	0
583-0021	神林	桃川	水林 (ミズバヤシ)	1.11	0	0
583-0022	神林	川部	桜峰 (サクラミネ)	1.08	0	1
583-0023	神林	川部	十二ノ山 (ジュウニノヤマ)	0.45	25	1
583-0024	神林	小岩内	大小沢 (オオコサワ)	0.10	15	1
583-0026	神林	小岩内	中ノ沢 (ナカノサワ)	0.90	0	1
583-0027	神林	小岩内	下小沢 (シモコサワ)	0.45	20	1
583-0028	神林	南大平	中尾沢 (ナカオザワ)	0.09	0	0
583-0029	神林	川部	大石沢 (オオイシサワ)	2.25	25	0
583-0030	神林	葛籠山	山添 (ヤマゾエ)	0.09	22	1
583-0031	神林	南大平	小田沢 (オダザワ)	3.09	0	0
583-0032	神林	南大平	獅子沢 (シシザワ)	0.30	0	0
583-0034	神林	桃川	六段 (ロクダン)	0.30	0	0
583-0035	神林	平林	山添 (ヤマゾエ)	1.05	2	0
584-0001	朝日	蒲萄	ヒラタ平 (ヒラタダイラ)	1.50	0	0
584-0002	朝日	蒲萄	川下 (カワシモ)	0.96	40	0
584-0003	朝日	蒲萄	西山 (ニシヤマ)	0.45	40	0
584-0004	朝日	蒲萄	廣久郎 (ヒロクロウ)	6.00	7	0
584-0005	朝日	蒲萄	川下 (カワシモ)	0.06	9	0
584-0006	朝日	蒲萄	西山 (ニシヤマ)	0.09	1	0
584-0007	朝日	蒲萄	池ノ平 (イケノタイラ)	2.76	11	0
584-0008	朝日	大須戸	組無返り (クナシガエリ)	0.72	0	0
584-0009	朝日	塩野町	合谷 (ゴウダニ)	6.90	0	0
584-0010	朝日	高根	与右エ門沢 (ヨエモンザワ)	1.20	0	0
584-0012	朝日	高根	駒ヶ嶽 (コマガタケ)	1.35	0	0
584-0013	朝日	高根	四郎右エ門 (シロウエモン)	0.45	0	0
584-0014	朝日	小須戸	キメノ沢 (キメノサワ)	0.72	20	0
584-0015	朝日	北大平	モグラ沢口 (モグラザワグチ)	3.12	5	0
584-0016	朝日	高根	ヨシ谷 (ヨシダニ)	0.75	0	0
584-0017	朝日	高根	ヨシ谷 (ヨシダニ)	0.84	0	0
584-0018	朝日	高根	山口 (ヤマグチ)	3.00	0	0
584-0019	朝日	高根	小山 (オヤマ)	1.20	30	0
584-0020	朝日	高根	小ヶ崎 (コガサキ)	0.45	0	0
584-0021	朝日	高根	藤倉 (フジクラ)	6.00	0	0
584-0022	朝日	関口	小カツラ沢 (コカツラザワ)	0.18	0	0
584-0023	朝日	関口	沢内 (サワウチ)	6.96	30	1
584-0024	朝日	黒田	スノ脇 (スノワキ)	4.08	10	0
584-0025	朝日	高根	試田 (ココロビタ)	6.72	0	0
584-0026	朝日	高根	仮田沢 (カリタザワ)	0.63	0	0
584-0027	朝日	薦川	桃木沢 (モモキザワ)	0.45	0	0
584-0028	朝日	薦川	桃木沢 (モモキザワ)	1.35	0	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
584-0029	朝日	薦川	赤倉 (アカクラ)	0.72	0	0
584-0030	朝日	薦川	赤倉 (アカクラ)	1.26	0	0
584-0031	朝日	薦川	ツキノキ (ツキノキ)	1.20	0	0
584-0032	朝日	薦川	中畑 (ナカバタケ)	0.54	0	0
584-0033	朝日	薦川	沢入 (サワイリ)	0.90	0	0
584-0034	朝日	薦川	山田 (ヤマダ)	0.90	0	0
584-0035	朝日	薦川	シシ沢 (シシザワ)	1.68	30	0
584-0036	朝日	薦川	雁沢 (カリサワ)	1.05	0	0
584-0037	朝日	布部	川向 (カワムカイ)	0.45	0	0
584-0038	朝日	布部	上山 (ウエヤマ)	1.20	0	0
584-0039	朝日	早稲田	柳沢 (ヤナギサワ)	3.36	0	0
584-0040	朝日	板屋越	山額 (サンガク)	3.36	0	0
584-0041	朝日	板屋越	山額 (サンガク)	2.16	6	0
584-0042	朝日	桧原	シバシリ (シバシリ)	4.32	7	0
584-0043	朝日	猿沢	ニレ沢 (ニレサワ)	3.78	65	1
584-0044	朝日	猿沢	葎沢 (ムグラサワ)	1.08	20	1
584-0045	朝日	猿沢	新蔵沢 (シンゾウザワ)	4.32	15	2
584-0046	朝日	上野	スガダイラ	1.89	20	0
584-0047	朝日	鶺鴒渡路	落シ (オトシ)	1.35	30	2
584-0048	朝日	下中島	内山 (ウチャヤマ)	4.50	14	0
584-0049	朝日	宮ノ下	大平 (オオヒラ)	0.96	12	1
584-0050	朝日	寺尾	谷沢山 (タニサワヤマ)	0.96	16	0
584-0051	朝日	布部	古蔵 (コゾウ)	4.50	0	0
584-0052	朝日	布部	赤溝 (アカミヅ)	0.36	0	0
584-0053	朝日	布部	二夕滝山 (フタタキヤマ)	6.30	4	0
584-0054	朝日	岩崩	沼田 (ヌマタ)	1.68	0	0
584-0055	朝日	岩崩	片田 (カタダ)	0.96	0	0
584-0056	朝日	岩崩	坂ノ上 (サカノウエ)	0.36	8	0
584-0057	朝日	荃太	高石 (タカイシ)	8.19	4	0
584-0058	朝日	荃太	南沢 (ミナミザワ)	1.32	31	0
584-0059	朝日	小揚	後山 (ウシロヤマ)	0.36	14	0
584-0060	朝日	小揚	高窓 (タカマド)	0.27	20	0
584-0061	朝日	小揚	高窓 (タカマド)	0.36	20	0
584-0062	朝日	笹平	カラメ沢 (カラメザワ)	2.70	4	0
584-0063	朝日	釜杭	ワング (ワング)	1.56	12	0
584-0065	朝日	柳生戸	家向 (イエムカイ)	0.63	8	0
584-0066	朝日	塩野町	合谷 (ゴウダニ)	1.26	0	0
584-0067	朝日	塩野町	合谷 (ゴウダニ)	0.90	0	0
584-0068	朝日	塩野町	アユノサワ	0.75	0	0
584-0069	朝日	塩野町	三ツ谷 (ミツダニ)	0.60	0	0
584-0070	朝日	大須戸	長者越 (チョウジャゴエ)	1.44	50	0
584-0071	朝日	高根	須戸俣川	6.00	0	0
584-0072	朝日	高根	藤沢 (トウゾウ)	4.20	0	0
584-0073	朝日	高根	大ドヤ (オオドヤ)	7.50	0	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
584-0074	朝日	高根	赤田(アカダ)	3.86	1	0
584-0075	朝日	関口	板沢	3.00	0	0
584-0076	朝日	薦川	日倉(ヒグラ)	7.35	30	0
584-0077	朝日	桧原	タナ畑(タナバタケ)	0.30	4	0
584-0079	朝日	薦川	堤沢(ツツミザワ)	0.24	0	0
584-0080	朝日	葡萄	マキ(マキ)	3.96	0	0
584-0081	朝日	鵜渡路	タカナリヤ	0.66	5	0
584-0082	朝日	鵜渡路	大平(オオヒラ)	0.54	5	0
584-0083	朝日	上野	林添(ハヤシゾエ)	0.15	0	0
584-0084	朝日	上野	新沢(シンザワ)	0.15	0	0
584-0085	朝日	猿沢	ニレ沢(ニレサワ)	0.15	0	1
584-0086	朝日	猿沢	山下(ヤマシタ)	0.09	2	0
584-0087	朝日	桧原	坊山(ボウヤマ)	0.36	0	0
584-0088	朝日	薦川		0.36	0	0
584-0089	朝日	薦川	滝沢(タキサワ)	1.08	2	0
584-0090	朝日	薦川		0.18	2	0
584-0091	朝日	薦川		0.48	1	0
584-0092	朝日	岩崩	沼田(ヌマダ)	0.75	0	0
584-0093	朝日	新屋	山沢(ヤマザワ)	0.60	0	0
584-0094	朝日	石住	沢の入(サワノイリ)	0.36	5	0
584-0095	朝日	小揚	後山(アトヤマ)	0.06	14	0
584-0096	朝日	高根	滝の上(タキノウエ)	0.06	0	0
584-0097	朝日	石住	中束(ナカマラケ)	0.30	0	0
584-0098	朝日	大須戸	馬頭前(バトウマエ)	0.36	20	0
584-0099	朝日	小揚	妙道(ミョウドウ)	0.21	20	0
584-0100	朝日	小揚	高窓(タカマド)	0.27	32	0
584-0101	朝日	高根	三ツ俣(ミツマタ)	0.63	0	0
584-0102	朝日	高根	四郎右エ門(シロウエモン)	0.81	0	0
584-0103	朝日	大須戸	上沢(カミサワ)	0.27	4	0
584-0104	朝日	高根	溜池(タメイケ)	1.55	0	0
584-0105	朝日	高根	小ヶ崎(コガサキ)	0.06	0	0
584-0106	朝日	高根	深沢(フカサワ)	0.13	0	0
584-0107	朝日	大須戸	上沢(カミサワ)	0.12	6	1
584-0108	朝日	高根	大ドヤ(オオドヤ)	3.99	0	0
584-0109	朝日	大須戸	米ヶ沢(ヨネガサワ)	1.67	1	0
584-0110	朝日	布部	松山(マツヤマ)	1.11	75	3
584-0111	朝日	寺尾	大ハゲ(オオハゲ)	0.08	5	0
584-0112	朝日	石住	淵の平(フチノヒラ)	0.06	0	0
584-0113	朝日	石住	向山(ムカイヤマ)	0.09	1	0
584-0114	朝日	小揚	上の山(ウエノヤマ)	0.16	0	0
584-0115	朝日	笹平	ハヘシリ(ハヘシリ)	0.06	2	0
584-0116	朝日	笹平	ハヘシリ(ハヘシリ)	0.06	6	0
584-0117	朝日	釜杭	段の沢(ダンノサワ)	0.09	8	0
584-0118	朝日	高根	与右エ門沢(ヨエモンザワ)	2.72	0	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
584-0119	朝日	高根	赤倉山(アカクラヤマ)	0.25	0	0
584-0120	朝日	高根	赤倉山(アカクラヤマ)	0.37	0	0
585-0001	山北	中浜	法名(ホウミョウ)	4.83	0	1
585-0002	山北	中浜	戸ノ入(トノイリ)	3.15	30	1
585-0003	山北	中浜	宮ノ沢(ミヤノサワ)	0.42	8	1
585-0004	山北	府屋	寺沢(テラサワ)	0.63	3	1
585-0005	山北	杉平	下山(シモヤマ)	0.15	0	0
585-0006	山北	杉平	下山(シモヤマ)	0.12	18	0
585-0007	山北	杉平	上山(カミヤマ)	0.27	14	0
585-0008	山北	岩石	西山(ニシヤマ)	1.05	15	0
585-0009	山北	岩石	家ノ前(イエノマエ)	1.47	5	0
585-0010	山北	岩石	大岩石(オオガンジキ)	2.40	1	0
585-0011	山北	岩石	岩渕(イワブチ)	6.60	0	0
585-0012	山北	岩石	ウソウ(ウソウ)	2.25	0	0
585-0013	山北	小俣	稲場(イナバ)	0.96	21	0
585-0014	山北	小俣	大水上(オオミズカミ)	5.04	0	0
585-0015	山北	小俣	長瀬(ナガセ)	0.75	0	0
585-0016	山北	小俣	土蔵(ツチクラ)	6.30	0	0
585-0017	山北	雷	北山(キタヤマ)	0.09	0	0
585-0018	山北	雷	川間(カワマ)	1.89	0	0
585-0019	山北	雷	徳名沢(トクナザワ)	0.75	0	0
585-0020	山北	雷	大平(オオヒラ)	0.09	10	0
585-0024	山北	雷	大平(オオヒラ)	0.06	0	0
585-0025	山北	雷	ウルシザワ	1.68	0	1
585-0026	山北	大代	ウルシダイ	1.68	0	0
585-0027	山北	大代	家ノ上(イエノウエ)	2.16	0	0
585-0028	山北	大代	垣ノ内(カキノウチ)	1.20	13	1
585-0029	山北	大代	熊口(クマガチ)	1.44	0	0
585-0030	山北	小俣	マキ(マキ)	0.48	0	0
585-0031	山北	小俣	二ツ橋(フタツバシ)	0.09	0	0
585-0032	山北	小俣	菖蒲平(ショウブダイラ)	4.29	0	0
585-0033	山北	小俣	当ノ越(トウノコシ)	1.89	10	0
585-0034	山北	遅郷	家ノ廻り(イエノマワリ)	1.08	9	0
585-0035	山北	中継	小ウト(コウト)	2.10	0	0
585-0036	山北	中継	狐畑(キツネハタ)	4.62	10	0
585-0037	山北	中継	カフナ渕(カフナブチ)	0.60	0	0
585-0038	山北	中継	ニレ沢(ニレザワ)	0.12	0	0
585-0039	山北	中継	ニレ沢(ニレザワ)	0.12	0	0
585-0040	山北	中継	ニレ沢(ニレザワ)	3.36	0	0
585-0041	山北	中継	跡見坂(アトミザカ)	0.05	0	0
585-0042	山北	中継	芦ノ平(アシノタイラ)	0.54	0	0
585-0043	山北	中継	芦ノ平(アシノタイラ)	0.75	0	0
585-0044	山北	中継	樽欠(タルカケ)	17.82	0	0
585-0045	山北	中継	小ヒノ沢(コヒノサワ)	1.35	0	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
585-0046	山北	中継		13.80	0	0
585-0047	山北	山熊田	通り前(トオリマイ)	23.25	17	0
585-0048	山北	山熊田	フカフナ(フカフナ)	2.10	0	0
585-0049	山北	山熊田	シラタニ	5.46	0	0
585-0050	山北	中継	荒沢(アラサワ)	3.60	0	0
585-0051	山北	中継	白須平(シラスタイラ)	2.21	0	0
585-0052	山北	中継	芋沢(イモザワ)	2.16	16	0
585-0053	山北	中継	アラヤ(アラヤ)	0.18	3	0
585-0054	山北	中継	カタチ(カタチ)	0.27	1	0
585-0055	山北	中継	長手沢(ナガテザワ)	1.62	0	0
585-0056	山北	中継	大平野(オオダイラノ)	0.18	10	0
585-0057	山北	中継	アラロ(アラクチ)	0.75	0	0
585-0058	山北	中継	ウロイ渚(ウロイブチ)	0.06	0	0
585-0059	山北	朴平	コガワムカイ	0.06	0	0
585-0060	山北	朴平	ノエノシリ	0.06	2	0
585-0061	山北	朴平	イエノシソ	0.15	3	0
585-0062	山北	朴平	家ノ上(イエノウエ)	0.18	0	0
585-0063	山北	朴平	蔵平(クラダイラ)	0.30	0	0
585-0064	山北	朴平	トヤノ沢(トヤノサワ)	0.45	0	0
585-0065	山北	朴平	山崎(ヤマザキ)	0.18	0	0
585-0066	山北	荒川	境ノ沢(サカイノザワ)	1.05	0	0
585-0067	山北	荒川	芋沢(イモザワ)	1.26	0	0
585-0068	山北	荒川	サザイ谷(サザイタニ)	0.45	0	0
585-0069	山北	荒川	小出沢(コイデサワ)	0.05	0	0
585-0070	山北	荒川	西ノ沢(ニシノサワ)	0.60	0	0
585-0071	山北	朴平	大田蔵(オオタクラ)	0.84	0	0
585-0072	山北	朴平	田蔵(タクラ)	0.06	0	0
585-0073	山北	朴平	ジャクツレ(ジャクツレ)	0.84	0	0
585-0074	山北	朴平	サカツメ(サカツメ)	0.54	0	0
585-0075	山北	荒川口	アケ(アケ)	2.88	8	0
585-0076	山北	荒川口	アケ(アケ)	0.45	4	0
585-0077	山北	荒川口	中沢(ナカノサワ)	0.96	4	0
585-0078	山北	荒川口	ヲソノ淵(ヲソノフチ)	2.52	0	0
585-0079	山北	塔ノ下	坂見平(サカミダイラ)	0.90	0	0
585-0080	山北	大谷沢	大蔵沢(オオクラザワ)	2.16	0	0
585-0081	山北	大谷沢	西ノ沢(ニシノサワ)	0.45	14	0
585-0082	山北	府屋	弓ヶ沢(ユミガサワ)	2.40	3	1
585-0083	山北	府屋	西間瀬(ニシマゼ)	1.80	6	1
585-0084	山北	府屋	漆沢(ウルシザワ)	3.75	6	1
585-0085	山北	府屋	漆沢(ウルシザワ)	0.90	0	1
585-0086	山北	府屋	前田(マイダ)	9.90	0	1
585-0087	山北	碁石	桃木沢(モモキザワ)	8.55	0	0
585-0088	山北	勝木	小田(コダ)	0.45	25	1
585-0089	山北	上大蔵	小沢(コザワ)	6.30	10	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
585-0090	山北	垣之内	山サキ (ヤマサキ)	0.36	5	0
585-0091	山北	垣之内	小鳥 (コトリ)	0.60	0	0
585-0092	山北	下大鳥	小沢 (コザワ)	1.05	10	0
585-0093	山北	下大鳥	サン平 (サнтаイラ)	1.89	13	0
585-0094	山北	上大鳥	沢向 (サワムカイ)	2.16	14	0
585-0095	山北	上大鳥	笹沢 (ザルサワ)	1.89	0	0
585-0096	山北	上大鳥	ウノ淵 (ウノブチ)	0.63	0	0
585-0097	山北	中津原	梨子木平 (ナシノキダイラ)	1.68	0	0
585-0098	山北	中津原	サルツボ (サルツボ)	1.20	8	0
585-0099	山北	中津原	淵向 (フチムカイ)	1.89	0	0
585-0100	山北	北黒川	越沢 (コイサワ)	0.36	0	0
585-0101	山北	北黒川	大林 (オオバヤシ)	1.35	20	0
585-0102	山北	北黒川	黒滝 (クロタキ)	0.75	0	0
585-0103	山北	北中	木積場 (キツミバ)	6.60	0	0
585-0104	山北	北中	木積場 (キツミバ)	9.00	0	0
585-0105	山北	北中	髭ノ沢 (ヒゲノサワ)	2.10	0	0
585-0106	山北	北中	山田沢 (ヤマダサワ)	0.90	15	0
585-0107	山北	大沢	間欠 (マガキ)	0.90	12	0
585-0108	山北	大沢	明神前 (ミョウジンマエ)	0.18	0	0
585-0109	山北	大沢	社上沢 (シャガミザワ)	0.18	0	0
585-0110	山北	大沢	霜降平 (シモフリダイラ)	0.18	0	0
585-0111	山北	北中	蕨平 (ワラビダイラ)	4.20	0	0
585-0112	山北	中津原	川原口 (カワラグチ)	6.00	0	0
585-0113	山北	中津原	上ノ山 (ウエノヤマ)	0.45	0	0
585-0114	山北	中津原	沢口 (サワグチ)	0.60	19	0
585-0115	山北	北田中	元屋敷 (モトヤシキ)	10.35	0	1
585-0116	山北	北田中	家ノ上 (イエノウエ)	0.75	11	0
585-0117	山北	北赤谷	伊勢堂 (イセドウ)	5.70	12	0
585-0118	山北	北赤谷	十二下 (ジュウニシタ)	0.18	12	0
585-0119	山北	北赤谷	伊勢堂 (イセドウ)	0.06	0	0
585-0120	山北	板屋沢	姥沢 (ウバサワ)	2.10	19	1
585-0121	山北	板屋沢	伊勢堂 (イセドウ)	1.05	8	0
585-0122	山北	遠矢崎	ヒソ	2.31	13	0
585-0123	山北	間瀬	家ノ上 (イエノウエ)	0.60	11	0
585-0124	山北	鵜泊	向山 (ムカイヤマ)	0.81	12	1
585-0125	山北	鵜泊	行塚 (ユキヅカ)	1.20	0	1
585-0126	山北	鵜泊	ライ落 (ライオトシ)	0.75	0	1
585-0127	山北	芦谷	桐平 (キリヒラ)	5.70	0	1
585-0128	山北	寒川	イチヤ谷 (イチヤタニ)	0.90	0	1
585-0129	山北	越沢	古越沢 (フルゴエサワ)	2.10	0	0
585-0130	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	1.20	0	0
585-0131	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	9.75	0	0
585-0132	山北	寒川	大俣 (オオマタ)	0.54	0	0
585-0133	山北	越沢	桑ノ木平 (クワノキダイラ)	1.20	0	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
585-0134	山北	越沢	桑ノ木平(クワノキダイラ)	0.48	0	0
585-0135	山北	越沢	男沢(オトコザワ)	0.18	30	0
585-0136	山北	越沢	西ノ平(ニシノダイラ)	0.60	30	0
585-0137	山北	越沢	六ノ沢(ロクノサワ)	0.60	0	0
585-0138	山北	越沢	六ノ沢(ロクノサワ)	0.27	0	0
585-0139	山北	越沢	熊ケ沢(クマガサワ)	0.18	0	0
585-0140	山北	越沢	六ノ沢(ロクノサワ)	0.18	0	0
585-0141	山北	越沢	六ノ沢(ロクノサワ)	0.27	0	0
585-0142	山北	越沢	六ノ沢(ロクノサワ)	0.18	0	0
585-0143	山北	寒川	笹花(ササバナ)	0.27	0	0
585-0144	山北	寒川	隠屋(カクレヤ)	7.20	0	0
585-0145	山北	寒川	尼ケ沢(アマガサワ)	2.64	0	0
585-0146	山北	寒川	盗人沢(ヌストザワ)	0.63	0	0
585-0147	山北	寒川	戸沢(トザワ)	0.75	0	0
585-0148	山北	寒川	家ノ裏(イエノウラ)	0.18	6	0
585-0149	山北	寒川	家ノ裏(イエノウラ)	0.14	15	0
585-0150	山北	寒川	大窪(オオクボ)	0.63	14	1
585-0151	山北	脇川	松影(マツカゲ)	2.10	0	1
585-0152	山北	脇川	稲耕地(イナコウチ)	1.56	14	1
585-0153	山北	脇川	枝ノ沢(エダノサワ)	0.30	4	1
585-0154	山北	脇川	十二平(ジュウニダイラ) 留ノ上(トメノウエ)	25.74	0	1
585-0155	山北	脇川	宝屋(ホウヤ)	1.98	0	1
585-0156	山北	今川	宝屋(ホウヤ)	0.75	0	1
585-0157	山北	今川	銀杏ノ木沢(イヨウノキザワ)	31.62	0	1
585-0158	山北	板貝	天王沢(テンオウサワ) 神宮沢(ジングウサワ)	20.40	22	1
585-0159	山北	板貝	住沢(スミサワ)	0.27	0	1
585-0160	山北	板貝	住沢(スミサワ)	0.18	0	1
585-0161	山北	笹川	向山(ムコウアヤ) 前ノ山(マエノヤマ)	19.80	15	1
585-0162	山北	桑川	北沢(キタサワ)	0.12	0	1
585-0163	山北	桑川	梁ケ沢(ハリガサワ)	2.04	12	1
585-0164	山北	桑川	白岩沢(シライワサワ)	0.36	10	1
585-0165	山北	浜新保	茶園(チャエレン)	23.79	18	1
585-0166	山北	雷	坂ノ上(サカノウエ)	0.54	30	
585-0167	山北	雷	峠下(トウゲシタ)	0.84	0	0
585-0169	山北	小俣	十二ノ前(ジュウニノマエ)	0.48	0	0
585-0170	山北	小俣	十二ノ前(ジュウニノマエ)	0.90	0	0
585-0171	山北	小俣	赤坂(アカサカ)	1.05	0	0
585-0172	山北	下大蔵	カヤノキ平(カヤノキヘ)	1.08	15	0
585-0173	山北	長坂	家ノ越(イエノコシ)	0.18	6	0
585-0174	山北	下大鳥		0.27	6	0
585-0175	山北	北中	木積場(キツミバ)	0.84	0	0
585-0176	山北	北中	木積場(キツミバ)	0.60	0	0

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
585-0177	山北	北中	木積場(キツミバ)	0.45	0	0
585-0178	山北	北中	木積場(キツミバ)	0.84	0	0
585-0179	山北	北中	木積場(キツミバ)	1.05	0	0
585-0180	山北	北中	木積場(キツミバ)	0.90	0	0
585-0181	山北	大毎	吉祥嶽(キチジョウタケ)	3.00	50	0
585-0182	山北	立島	水上(ミズカミ)	0.75	0	1
585-0183	山北	越沢	洗沢	2.10	0	0
585-0184	山北	越沢	洗沢	8.40	0	0
585-0185	山北	寒川	大俣(オオマタ)	0.36	0	0
585-0186	山北	寒川	大俣(オオマタ)	0.36	0	0
585-0187	山北	寒川	大俣(オオマタ)	0.24	0	0
585-0188	山北	寒川		1.68	0	0
585-0189	山北	塔ノ下	家ノ後口(イノウシロ)	0.36	23	1
585-0190	山北	勝木	カウマ(カウマ)	0.18	15	1
585-0191	山北	芦谷	家ノ上(イエノウエ)	0.24	21	0
585-0192	山北	越沢	ヒソノ沢(ヒソノサワ)	2.25	0	0
585-0193	山北	堀之内	上ノ山(ウエノヤマ)	0.09	5	0
585-0194	山北	杉平	上山(カミヤマ)	0.60	2	0
585-0195	山北	遅郷	セノ上(セノウエ)	0.09	9	0
585-0196	山北	遅郷	セノ上(セノウエ)	0.08	5	0
585-0197	山北	山熊田	橋向(ハシムコウ)	0.90	16	1
585-0198	山北	中継	水ヶ沢(ミズガサワ)	0.18	8	0
585-0199	山北	中継	大平野(オオダイラノ)	0.36	0	0
585-0200	山北	荒川	川平(コウデイ)	0.27	0	0
585-0201	山北	荒川	沢入(サワイリ)	0.15	3	0
585-0202	山北	荒川口	小峠(コトウゲ)	0.18	11	0
585-0203	山北	荒川口	松葉沢(マツワサワ)	0.09	11	0
585-0204	山北	府屋	西間瀬(ニシマゼ)	0.24	0	0
585-0205	山北	下大鳥	小沢(コザワ)	0.24	5	0
585-0206	山北	北中	萩ノ平(ハギノタイラ)	0.23	0	0
585-0207	山北	北中	木積場(キツミバ)	0.18	0	0
585-0208	山北	北中	赤沢(アカサワ)	2.88	0	0
585-0209	山北	上大蔵	カマ沢(カマザワ)	0.12	0	0
585-0210	山北	立島	松木平(マツキダイラ)	0.24	0	0
585-0211	山北	立島	庄司ヶ沢(ショウジガサワ)	0.84	6	0
585-0212	山北	立島	別当沢(ベツトウサワ)	0.30	2	0
585-0213	山北	立島	川内沢(カノウチサワ)	0.03	0	0
585-0214	山北	間瀬	白石(シロイシ)	0.15	0	0
585-0215	山北	間瀬	深沢(フカサワ)	0.21	0	0
585-0216	山北	間瀬	堤(ツツミ)	0.30	0	0
585-0217	山北	寝屋	相ノ沢(アイノサワ)	0.21	0	0
585-0218	山北	板貝	住沢(スミサワ)	0.27	2	0
585-0219	山北	板貝	住沢(スミサワ)	0.12	3	1
585-0220	山北	浜新保	宮ノ上(ミヤノウエ)	0.68	10	1

整理番号	地域名	大字	小字等地名	面積 (ha)	保全対象	
					人家戸数	公共建物
585-0221	山北	中津原	沢口(サワグチ)	0.24	7	0
585-0222	山北	桑川	チセイレン	3.60	18	1
585-0223	山北	北中	木積場(キツミバ)	1.26	0	0
585-0224	山北	立島	竹ノ沢(タケノサワ)	0.06	5	0
585-0225	山北	山熊田	大日沢(ダイニチザワ)	1.26	17	0
585-0226	山北	大沢		1.11	0	0
585-0227	山北	雷		0.45	27	0
585-0228	山北	朴平	中面沢(ナカツザワ)	0.54	32	0
585-0229	山北	下大蔵	家ノ沢(イエノサワ)	0.07	6	0
585-0230	山北	朴平	家ノ下(イエノシモ)	0.08	22	1
585-0231	山北	雷	宮ノ沢(ミヤノサワ)	0.09	22	2
585-0232	山北	上大島		0.04	0	0
585-0233	山北	中津原	シンサハ(シンサハ)	0.11	0	0
585-0234	山北	北中	赤沢(アカサワ)	0.15	0	0
585-0235	山北	北中	荒田(アラタ)	0.06	0	0
585-0236	山北	北黒川	大里平(オオサトダイラ)	0.12	3	0
585-0237	山北	寒川	シラデザワ	0.07	0	0
585-0238	山北	寒川	シラデザワ	0.08	0	0
585-0239	山北	寒川	シラデザワ	0.10	0	0
585-0241	山北	寒川	大俣(オオマタ)	0.10	0	0

1-7 雪崩危険箇所

【雪崩発生危険箇所数】

地域名	国土交通省				林野庁		
	雪崩危険箇所Ⅰ		雪崩危険箇所Ⅱ		雪崩危険箇所Ⅲ	箇所数 (国有林)	箇所数 (民有林)
所管	箇所数	人家戸数	箇所数	人家戸数			
村上	20	442	4	12	3	1	1
荒川	3	48				1	1
神林	5	48				1	8
朝日	24	232	6	8			12
山北	72	1,180	4	11	1		10
計	124	1,950	14	31	4	3	32

(注) <雪崩危険箇所関係>

1 国土交通省所管分について

- (1) 「平成12年度調査(平成16年度公表)雪崩危険箇所調査表」(砂防課)による。
- (2) 内訳は、上記調査表記載のとおり。
- (3) 「雪崩危険箇所Ⅰ」とは、雪崩危険区域内に人家が5戸以上又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設等のある箇所
- (4) 「雪崩危険箇所Ⅱ」とは、雪崩危険区域内に人家が1～4戸ある箇所。
- (5) 「雪崩危険箇所Ⅲ」とは、雪崩危険区域内に人家がないが、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所。

2 林野庁所管分について

- (1) 「なだれ危険箇所調査(令和元年度末現在):治山課」による。
- (2) 国有林内の雪崩危険箇所及び民有林内の雪崩危険箇所を上記調査表に記載。

【雪崩危険箇所Ⅰ(国土交通省所管)】

箇所番号	危険箇所名	大字小字等地名	保全対象
			人家戸数
212.01	愛宕山(1)	羽黒町	25
212.02	青山(1)	浜新田	27
212.03	馬下	裏山	39
212.04	早川	浦田	13
212.05	吉浦(1)	宮脇	24
212.06	間島	小口甲	11
212.07	下山田	朱沢	8
212.08	二之町	二之町	141
212.09	源十郎(1)	源十郎	28
212.10	宮ノ前	岩ヶ崎	14
212.11	吉浦(1)	吉浦	10
212.13	大月	大月	20
212.14	源十郎(2)	源十郎	14
212.15	源十郎(3)	源十郎	16
212.16	羽下ヶ淵(1)	羽下ヶ淵	15
212.18	羽下ヶ淵(3)	羽下ヶ淵	6
212.19	下渡	下渡	6
212.20	青山(2)	浜新田	8
212.21	青山(3)	浜新田	17
212.23	羽黒町	羽黒町	
582.01	貝附(1)	大山	19
582.02	貝附(2)	大山	20
582.03	貝附(3)	大山	9

箇所番号	危険箇所名	大字小字等地名	保全対象
			人家戸数
583.01	小岩内	永居	7
583.05	家ノ前	山田	8
583.07	城ノ下	城ノ下	16
583.08	湯ノ沢	湯ノ沢	9
583.09	指合	指合	8
584.01	笹平(1)	瑞雲	19
584.02	高根	笹林	
584.03	関口(1)	寺山	5
584.04	川下	葡萄	11
584.06	千縄	千縄	31
584.08	薦川	薦川	6
584.09	寺尾(1)	寺尾	17
584.10	宮ノ下	宮ノ下	28
584.11	下中島	下中島	18
584.12	荒沢(1)	荒沢	8
584.13	屋敷添	葡萄	5
584.14	荒沢(2)	荒沢	11
584.15	関口(2)	寺山	12
584.16	関口(3)	寺山	6
584.17	北大平(1)	北大平	8
584.19	小揚(2)	小揚	9
584.20	小揚(3)	小揚	5
584.21	小揚(4)	小揚	11
584.22	寺尾(2)	寺尾	6
584.23	猿沢(1)	猿沢	
584.24	猿沢(2)	猿沢	
584.26	岩崩	岩崩	
584.27	茎太	茎太	4
584.28	高根(2)	高根	12
585.01	山熊田(1)	岩野	22
585.02	荒川口(1)	荒川口	14
585.03	荒川(1)	荒川	12
585.04	北田中	北田中	12
585.05	伊呉野	カキノ内	9
585.07	温出	屋敷添	9
585.09	笹川(1)	坂ノ上	27
585.10	杉平	山崎	23
585.11	遅郷	瀬ノ上	10
585.12	岩石(1)	家ノ前	16
585.13	塔ノ下(1)	屋敷添	12
585.14	朴平(1)	屋敷添	21
585.15	小俣(1)	加口田	21
585.16	大代(1)	家ノ上	5
585.17	中津原(1)	サルツボ	9
585.18	興屋	興屋	5
585.19	中継(1)	新屋	18
585.20	大沢	家ノ上	9
585.22	鶴泊	屋敷添	28
585.23	寝屋	寝屋平	61
585.24	出戸	出戸	32

箇所番号	危険箇所名	大字小字等地名	保全対象
			人家戸数
585. 25	碁石	碁石	8
585. 26	勝木	アラタ	20
585. 27	間瀬	入ノ平	8
585. 28	大蔵	屋敷	15
585. 29	立島	宮田	12
585. 30	長坂	家ノ前	9
585. 31	北赤谷(1)	トビスワ	10
585. 32	下大鳥	家ノ前	6
585. 33	芦谷	家ノ上	15
585. 34	寒川(1)	浜山	50
585. 35	今川	天神下	35
585. 36	板貝	上山	18
585. 37	雷	雷	22
585. 38	脇川(1)	脇川	43
585. 39	大谷沢(2)	向山	8
585. 40	大谷沢(3)	向山	22
585. 42	塔ノ下(3)	屋敷添	9
585. 43	岩石(2)	家の前	9
585. 44	小俣(2)	加口田	41
585. 45	大代(2)	家の上	10
585. 46	荒川口(2)	荒川口	16
585. 47	朴平(2)	朴平	27
585. 48	中継(2)	中継	2
585. 49	中継(3)	中継	20
585. 50	中継4	中継	11
585. 51	山熊田(2)	山熊田	15
585. 53	山熊田(4)	山熊田	12
585. 54	下大蔵	下大蔵	16
585. 55	板屋沢(1)	板屋沢	11
585. 56	板屋沢(2)	板屋沢	10
585. 58	北赤谷(2)	北赤谷	8
585. 59	中津原(2)	中津原	14
585. 60	荒川(2)	荒川	8
585. 61	寒川(2)	浜山	13
585. 62	寒川(3)	浜山	14
585. 63	脇川(2)	脇川	25
585. 64	笹川(2)	笹川	13
585. 65	桑川(1)	桑川	16
585. 66	桑川(2)	桑川	4
585. 67	桑川(3)	桑川	13
585. 68	浜新保(1)	浜新保	11
585. 69	浜新保(2)	浜新保	31
585. 70	越沢	越沢	58
585. 71	下大蔵(2)	下大蔵	12
585. 72	下大鳥(2)	下大鳥	6
585. 73	垣ノ内	垣ノ内	3
585. 75	荒川口(3)	荒川口	12
585. 76	上大蔵	上大蔵	5
585. 77	上大鳥	上大鳥	14
585. 78	半太平	中継	8

箇所番号	危険箇所名	大字小字等地名	保全対象
			人家戸数
585.80	雷(2)	雷	7

【雪崩危険箇所Ⅱ（国土交通省所管）】

箇所番号	危険箇所名	大字小字等地名	保全対象
			人家戸数
212.12	吉浦(3)	宮脇	2
212.17	羽下ヶ淵(2)	羽下ヶ淵	3
212.22	愛宕山(2)	羽黒町	4
212.25	大栗田	大栗田	3
584.05	小揚(1)	小揚	3
584.25	中小屋	蒲萄	1
584.29	三面	三面	1
584.30	薦川(2)	薦川	1
584.31	薦川(3)	薦川	1
584.32	布部	布部	1
585.08	大谷沢(1)	向山	2
585.57	板屋沢(3)	板屋沢	4
585.74	岩石(3)	岩石	3
585.79	北黒川	北黒川	2

【雪崩危険箇所Ⅲ（国土交通省所管）】

箇所番号	危険箇所名	地名
212.24	下渡(2)	下渡
212.26	大平(1)	大平
212.27	大平(2)	大平
585.52	山熊田(3)	山熊田

【雪崩危険箇所（林野庁）】

箇所番号		危険箇所名	地域名	所有区分			施工状況	
市町村	調査			国	民	他	治山	その他
212	1	羽黒町	村上		○		未成	
582	1	見附 福事沢	荒川町		○			
583	1	飯岡 上屋敷	神林		○			
583	2	飯岡 上の山	神林		○			完成
583	4	小岩内 永居	神林		○			
583	5	河内 姫田沢	神林		○		一部既成	未完成
583	6	南大平 城ノ下	神林		○			
583	7	南大平 川向	神林		○			
583	8	志田平 屋敷添	神林		○			
583	9	河内 上平	神林		○		一部既成	
584	1	荒沢 南山	朝日		○		既成	
584	2	猿田 横溝	朝日		○			
584	3	高根 ヨシ谷	朝日		○		一部既成	完成
584	4	関口 石坂	朝日		○		一部既成	
584	5	薦川 雁沢	朝日		○		未成	
584	12	笹平 ハヘシリ	朝日		○			
584	13	小揚 八ツ橋	朝日		○		既成	
584	14	小揚 角沢	朝日		○			完成
584	20	薦川 日陰	朝日		○		未成	
584	21	関口 寺沢	朝日		○		既成	
584	22	高根 笹林	朝日		○			
584	23	大須戸 上沢	朝日		○		一部既成	
585	2	雷 大平	山北		○		未成	
585	5	岩石 ウソウ	山北		○			未完成
585	7	中継 興屋	山北		○		未成	
585	27	大代 熊口	山北		○			完成
585	29	雷 宮ノ沢	山北		○		未成	未完成
585	30	山熊田 岩野	山北		○		未成	完成
585	33	塔ノ下 大淵	山北		○			
585	34	荒川口 越ノ下	山北		○			未完成
585	35	中継 川平	山北		○			完成
585	36	中継 跡見坂	山北		○			

1-8 村上市が定める災害発生危険箇所

(1) 河川災害発生危険箇所（村上市）

河川名	位置		現況 (評定基準)	重要度			要注意 区間	予想される 危険	対策水防工法
	位置	大字		重点 区間	A	B			
田沢川	村上	菅沼	堤防高			右 350 左 350		越水	積み土のう工
滝矢川	村上	平林	堤防断面 (流下能力)			右 290 左 290		越水	積み土のう工

(2) 土石流発生危険箇所（村上市）

河川名	延長	流域面積	区間	水系	備考
庄右エ門川	L=1,400m	0.5Km ²	大須戸	三面川	
角岩川	L=1,300m	0.5Km ²	大須戸	三面川	
滝下川	L=1,400m	0.4Km ²	小須戸	三面川	
大沢川	L=500m	0.2Km ²	寺尾	三面川	
築城川	L=800m	0.2Km ²	中原	三面川	
塩口川	L=1,000m	0.1Km ²	布部	三面川	
ウタンソー川	L=300m	0.2Km ²	岩崩	三面川	
釜杭川	L=800m	0.5Km ²	釜杭	三面川	
角沢川	L=800m	0.1Km ²	小揚	三面川	
大沢川	L=600m	0.5Km ²	千縄	三面川	
小山川	L=600m	0.1Km ²	高根	三面川	
明神川	L=2,500m	1.7Km ²	蒲萄	三面川	
桂川	L=500m	0.9Km ²	猿田	三面川	

2 防災観測体制に関する資料

2-1 村上市震度観測点一覧

平成25年4月1日現在

No.	震度観測点名称	観測点所在地	所属
1	村上市塩町	村上市塩町5382-7	気象庁
2	村上市片町	村上市片町5473-6	防災科研
3	村上市寒川	村上市寒川940-1	防災科研
4	村上市三之町	村上市三之町1-1(村上市役所地内)	新潟県
5	村上市山口	村上市山口444(村上市荒川支所)	新潟県
6	村上市岩船駅前	村上市岩船駅前56(村上市神林支所)	新潟県
7	村上市岩沢	村上市岩沢5611(村上市朝日支所)	新潟県
8	村上市府屋	村上市府屋232(村上市山北支所)	新潟県

2-2 村上市の気象状況

年	年平均気温 ℃	年降水量 mm	日最大降水量 mm	平均風速 m/s	最大風速 m/s	最大風速 時風向
2001	12.5	1839]	134]	2.5	10	西
2002	12.8	2426	142	2.3	12	西
2003	12.6	2066	67	2.1	9	北西
2004	13.3	2605	174	2.1	9	西
2005	12.4	2542	122	2.2	11	西北西
2006	12.5	2085	84	2.1	9	西北西
2007	13.1	2401	105	2.2	9	西
2008	12.9	2011.5	62.5	2.1	9.0]	西北西
2009	12.9	2024	50	2	7.6	西北西
2010	13.2	2031	103.5	1.9	9.7	北西
2011	12.6	1882.5	107	1.9	8.5	北西
2012	12.8	2164.5	58.5	2	8.2	西北西
2013	12.6	2590.5	104.5	2	9.7	東南東
2014	12.6	1950.5]	114.5]	2	8.2	西
2015	13.3	1523.0]	53.0]	2.3	11.2	西
2016	13.4	1906.5	56.5	2.4	10.4	西
2017	12.6	2324	87.5	2.6	10.4	南西
2018	13.3	2452.5	117	2.6	12.9	西南西
2019	13.6	1665	61	2.5	9.5	西
2020	13.8	2701.5	81.5	2.5	11.8	西

※下線は、観測場所を移転した場合、観測装置を変更した場合及び観測の時間間隔を変更した場合に、その前後のデータが均質でないことを示す。

]の付いているものは、統計期間に一部欠損測があることを示す。

地点：村上 緯度 北緯 38度13.6分 経度 東経139度28.7分 (資料：気象庁)

2-3 気象注意報・警報の種類と発表基準

(1) 特別警報・警報・注意報の種類と概要一覧表

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれ著しく大きいときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

特別警報・警報・ 注意報の種類	概 要
大雨 注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
洪水 注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
大雪 注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
強風 注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
風雪 注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
波浪 注意報	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
高潮 注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない
濃霧 注意報	場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷 注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥 注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ 注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷 注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪 注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪 注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜 注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温 注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

※地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(2) 気象特別警報の発表基準

種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(3) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）、「極めて危険」（濃い紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 <ul style="list-style-type: none"> ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により
流域雨量指数の予測値	災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。 水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(4) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（下越など）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（新潟県など）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に〔高〕又は〔中〕が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

<参考>

<p>土壌雨量指数</p>	<p>降った雨が土壌にどれだけ貯まっているかを、雨量データから指数化して表したもの。1 kmメッシュ、10分毎に計算している。土砂災害警戒情報及び大雨警報（土砂災害）等の発表判断に用いられる。土砂災害発生の危険度分布は、判断基準との比較によって判定された土砂災害に関するメッシュ情報で確認できる。</p>
<p>流域雨量指数</p>	<p>河川の上流域に降った雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを把握するための指標。これまでに降った雨（解析雨量）と今後降ると予想される雨（降水短時間予報）を取り込んで、流出過程（タンクモデル）と流下過程（運動方程式）を簡易的に考慮して計算し、洪水危険度の高まりを指数化したもの。各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いられる。水位周知河川及びその他河川の氾濫において、6時間先までの予測値の洪水警報基準への到達状況が避難準備・高齢者等避難開始等の発令の判断に活用できる。なお、3時間先までの洪水危険度の面的分布の把握には「洪水警報の危険度分布」が活用できる。</p>
<p>表面雨量指数</p>	<p>短時間強雨による浸水危険度の高まりに関する指標。降った雨が地中にしみ込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水がたまりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われる都市部では、雨水が地中にしみ込みにくくたまりやすいという特徴があり、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨の地表面でのたまりやすさを、タンクモデルを用いて数値化したもの。各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の発表判断基準に用いられる。大雨浸水害発生の危険度分布は、発表判断基準との比較によって判定された「大雨警報（浸水害）の危険度分布」で確認できる。</p>

(5) 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在
発表官署新潟県地方気象台

村上市	府県予報区	新潟県		
	一次細分区域	下越		
	市町村等をまとめた地域	岩船地域		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	10
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	101
	洪水	流域雨量指数基準	堀川流域=7.5, 烏川流域=7.7, 春木山大沢川流域=5.2, 三面川流域=45.9, 山田川流域=6.3, 門前川流域=13.5, 高根川流域=18.2, 長津川流域=10.8, 薦川流域=9.8, 滝矢川流域=9.2, 小揚川流域=7.9, 荃太川流域=4.8, 小谷川流域=6.1, 大須戸川流域=7.3, 大川(山北地域)流域=20.4, 勝木川流域=14.7, 蒲萄川流域=13.2, 脇川流域=7.2, 笹川流域=6.1, 大川(村上地域)流域=6.3, 石川流域=13.4, 小俣川流域=11.3, 中継川流域=16.9, 大毎川流域=6.1, 桑川流域=8.4, 百川流域=8.9, 助測川流域=6.2, 荒川(山北地域)流域=9	
		複合基準※1	烏川流域=(7, 7.6), 高根川流域=(7, 16.3), 滝矢川流域=(7, 8.2), 大須戸川流域=(7, 6.5)	
		指定河川洪水予報による基準	荒川〔葛籠山〕	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	25m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s雪を伴う
			海上	25m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ35cm
			山沿い	12時間降雪の深さ55cm
	波浪	有義波高	5.5m	
	高潮	潮位	1.5m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準	7	
		土壌雨量指数基準	75	
	洪水	流域雨量指数基準	堀川流域=5.6, 烏川流域=6.1, 春木山大沢川流域=4.1, 三面川流域=36.7, 山田川流域=4.6, 門前川流域=10.8, 高根川流域=14.5, 長津川流域=8.6, 薦川流域=7.8, 滝矢川流域=7.3, 小揚川流域=6.3, 荃太川流域=3.8, 小谷川流域=4.8, 大須戸川流域=5.8, 大川(山北地域)流域=16.3, 勝木川流域=11.7, 蒲萄川流域=9.8, 脇川流域=5.7, 笹川流域=4.8, 大川(村上地域)流域=5, 石川流域=10.7, 小俣川流域=9, 中継川流域=13.5, 大毎川流域=4.8, 桑川流域=6.7, 百川流域=7.1, 助測川流域=4.1, 荒川(山北地域)流域=7.2	
		複合基準※1	荒川流域=(5, 46.8), 堀川流域=(5, 5.6), 烏川流域=(5, 4.8), 三面川流域=(7, 29.4), 山田川流域=(5, 4), 高根川流域=(7, 11.6), 薦川流域=(5, 7.8), 滝矢川流域=(7, 7.3), 大須戸川流域=(7, 4.6), 勝木川流域=(7, 9.4), 蒲萄川流域=(7, 7.8), 笹川流域=(7, 3.8), 石川流域=(7, 8.6), 小俣川流域=(7, 7.2), 中継川流域=(7, 10.8), 大毎川流域=(5, 4.2), 桑川流域=(7, 5.4), 百川流域=(5, 6.1), 助測川流域=(7, 4.1), 荒川(山北地域)流域=(7, 7.2)	
		指定河川洪水予報による基準	荒川〔葛籠山〕	
	強風	平均風速	陸上	4~9月12m/s10~3月15m/s
			海上	15m/s
	風雪	平均風速	陸上	4~9月12m/s10~3月15m/s雪を伴う
			海上	15m/s雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	6時間降雪の深さ15cm
			山地	12時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.0m	
雷	落雷等により被害が予想される場合			
融雪	1.積雪地域の日平均気温が10℃以上			
	2.積雪地域の日平均気温が7℃以上、かつ、日平均風速5m/s以上かつ日降水量が20mm以上			
濃霧	視程	陸上	100m	
		海上	500m	
乾燥	最小湿度40%実効湿度65%			
なだれ	1.24時間降雪の深さが50cm以上で気温の変化が大きい場合			
	2.積雪が50cm以上で最高気温が8℃以上になるか、日降水量20mm以上の降雨がある場合			
注意報	低温	5~9月：日平均気温が平年より3℃以上低い日が3日以上継続11~4月：海岸最低気温-4℃以下平野最低気温		
	霜	早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
	着氷・着雪	1.著しい着氷が予想される場合 2.気温0℃付近で、並以上の雪が数時間以上降り続くと予想される場合		
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

<市町村等版警報・注意報基準一覧表の解説>

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“-”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料 (https://www.jma.go.jp/jma/kishou/now/kijun/index_kouzui.html) を参照のこと。
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫

危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。

- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

【参考】

● 土壌雨量指数：

土壌雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。詳細は土壌雨量指数の説明を参照。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/dojoshisu.html>)

● 流域雨量指数：

流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨水が地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数。詳細は流域雨量指数の説明を参照。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/ryuikishisu.html>)

● 表面雨量指数：

表面雨量指数は、短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標で、降った雨が地表面にたまっている量を示す指数。詳細は表面雨量指数の説明を参照。

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/knownow/bosai/hyomenshisu.html>)

<警報の危険度分布の基準値について>

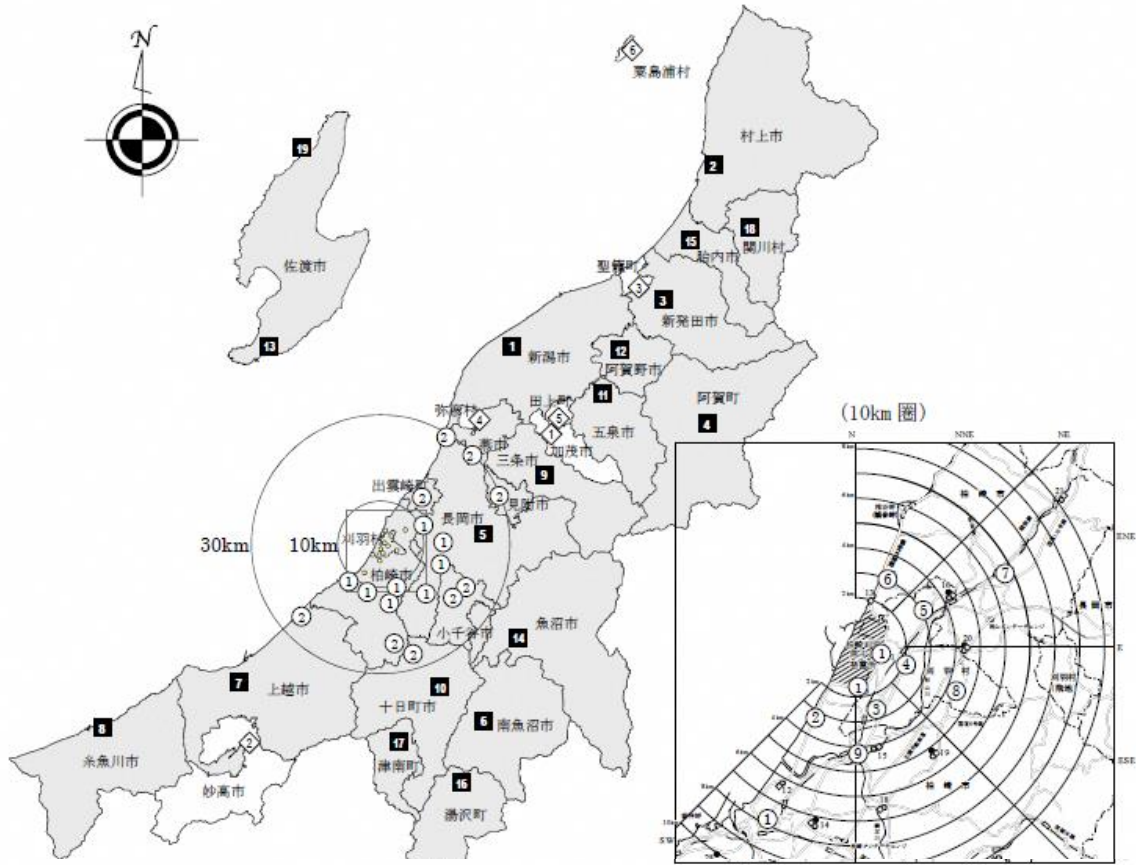
危険度分布には、警報基準（基準Ⅱ）、注意報基準（基準Ⅰ）に加え、警報基準を大きく超過した基準（基準Ⅲ）を用いている。

大雨警報（浸水害）の危険度分布は、基準Ⅲ（大雨警報（浸水害）の基準を大きく超過した表面雨量指数基準）、基準Ⅱ（大雨警報（浸水害）の表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（大雨注意報の表面雨量指数基準）のいずれも、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。

洪水警報の危険度分布の流域雨量指数基準及び複合基準は、基準Ⅲ（洪水警報の基準を大きく超過した流域雨量指数基準）、基準Ⅱ（洪水警報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）、基準Ⅰ（洪水注意報の流域雨量指数基準又は表面雨量指数基準）のいずれも、総務省が定めた「地域メッシュ」（約1km四方）ごとに設定している。

2-4 放射線モニタリングポストの配備状況

放射線モニタリングポストの配備状況



No.	柏崎刈羽原発周辺環境放射線監視調査等	設置場所	No.	放射能水準調査、福島事故対応等	設置場所
○ 1	柏崎市街局	柏崎市	■ 1	放射線監視センター新潟分室	新潟市
○ 2	荒浜局	柏崎市	■ 2	村上地域振興局	村上市
○ 3	下高町局	刈羽村	■ 3	新発田地域振興局	新発田市
○ 4	刈羽局	刈羽村	■ 4	新潟地域振興局津川庁舎	阿賀町
○ 5	勝山局	刈羽村	■ 5	長岡地域振興局	長岡市
○ 6	宮川局	柏崎市	■ 6	南魚沼地域振興局健康福祉環境部	南魚沼市
○ 7	西山局	柏崎市	■ 7	上越地域振興局健康福祉環境部	上越市
○ 8	赤田町方局	刈羽村	■ 8	糸魚川地域振興局	糸魚川市
○ 9	土合局	柏崎市	■ 9	三条市役所下田庁舎	三条市
○ 10	発電所南局	柏崎市	■ 10	十日町市役所	十日町市
○ 11	発電所北局	刈羽村	■ 11	五泉市役所	五泉市
○ 12	鯨波局 (鯨波コミセン)	柏崎市	■ 12	阿賀野市役所	阿賀野市
○ 13	新道局 (高田コミセン)	柏崎市	■ 13	佐渡市南佐渡消防署	佐渡市
○ 14	加納局 (中鯖石コミセン)	柏崎市	■ 14	魚沼市役所	魚沼市
○ 15	北条局 (北条中)	柏崎市	■ 15	胎内市役所	胎内市
○ 16	千谷沢局 (千谷沢交番跡地)	長岡市	■ 16	湯沢町役場	湯沢町
○ 17	越路局 (県道柏崎越路線)	長岡市	■ 17	津南町役場	津南町
○ 18	関原局 (歴史博物館)	長岡市	■ 18	関川村役場	関川村
○ 19	宮本局 (県道長岡西山線)	長岡市	■ 19	佐渡開闢	佐渡市
○ 20	出雲崎大門局 (出雲崎高校)	出雲崎町			
○ 21	柿崎局 (久比岐高校)	上越市	No.	県可搬型モニタリングポスト	設置場所
○ 22	岡野町局 (柏崎市高柳町事務所)	柏崎市	◇ 1	加茂市役所	加茂市
○ 23	川西局 (克雪管理センター)	十日町市	◇ 2	妙高市役所	妙高市
○ 24	小千谷局 (建設機械車庫)	小千谷市	◇ 3	聖籠町役場	聖籠町
○ 25	妙見局 (県道小千谷長岡線)	長岡市	◇ 4	弥彦村役場	弥彦村
○ 26	見附市街局 (素材応用技術支援センター)	見附市	◇ 5	田上町役場	田上町
○ 27	分水局 (分水公民館)	燕市	◇ 6	粟島開発総合センター	粟島浦村
○ 28	寺泊局 (コロニーにいがた白岩の里)	長岡市			

3 防災組織に関する資料

3-1 村上市防災会議条例

平成20年4月1日
条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、村上市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 村上市地域防災計画の作成及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて村上市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 村上市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総括する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 新潟県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 新潟県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 本市の職員で市長が指名するもの
 - (5) 村上市教育長
 - (6) 村上市消防長
 - (7) 村上市消防団長
 - (8) 指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及びその他防災上重要な機関等から市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
- 6 前項の委員の定数は、40人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、新潟県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日条例第47号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

3-2 村上市防災会議運営規程

平成20年4月1日
訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、村上市防災会議条例(平成20年村上市条例第25号)第5条の規定に基づき、村上市防災会議(以下「会議」という。)の議事その他運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 会議は、年1回以上開催するものとし、会長が招集する。

2 会議の招集通知は、会議の日時、場所及び付議すべき事項を記載するものとする。

(議長)

第3条 会長は、会議の議長となる。

(議事)

第4条 議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは会長が決定する。

(説明聴取)

第5条 会長は、必要と認めるときは、会議に専門委員その他適当と認める者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(特例)

第6条 会長は、会議が処理すべき事項のうちあらかじめ承認を得た事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定による専決をしたときは、次の会議において報告しなければならない。

第7条 会長は、臨時急施を要するときその他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、会議が処理すべき事項について専決することができる。

2 前項の規定により専決したときは、会長は、次の会議において報告し、その承認を受けなければならない。

(部会)

第8条 会長は、必要な都度、その事務を定めて部会を置くことができる。

(会議の記録)

第9条 会議の状況は、その概要を記録し、保存しなければならない。

(異動等の報告)

第10条 委員は、異動が生じたときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 会議の庶務は、総務課において処理する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第4号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

3—3 村上市災害対策本部条例

平成20年4月1日
条例第26号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、村上市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部員及びその他の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときはその職務を代行する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部の設置)

- 第3条 災害対策本部長は、災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部に班を置くことができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、災害対策本部長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日条例第48号)

この条例は、平成25年10月1日から施行する。

3-4 村上市災害対策本部運営規程

平成20年4月1日
訓令第9号

(目的)

第1条 この規程は、村上市災害対策本部条例(平成20年村上市条例第26号)に基づき、村上市災害対策本部(以下「本部」という。)の運営に関する必要な事項を定め、災害対策の円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)には、市長を充て、災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)には、副市長及び教育長を充てる。

- 2 本部長に事故があるときは、副市長、教育長の順によりその職務を代行する。
- 3 本部長の下に災害対策本部会議を置く。
- 4 災害対策本部会議は、本部長、副本部長、部長及び副部長をもって構成し、災害応急対策の実施その他防災に関する重要事項を協議する。
- 5 部長、副本部長及び部員は、別表第1のとおりとする。

(業務分掌)

第3条 前条に規定する部の業務分掌は、別表第1のとおりとする。

- 2 部長は、部の業務を処理するため、あらかじめ部員の業務分掌を定めておくとともに、その体制を整備しておかなければならない。

(本部の開設及び閉鎖)

第4条 本部は、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれがある場合で本部長が必要と認めたときは、活動を開始するため開設する。

- 2 本部は、災害の危険が解消したと認められるとき又は災害応急対策がおおむね終了したと認められるときは、閉鎖する。

(本部開設前の措置)

第5条 災害に関する予警報又は情報等により災害の発生するおそれがあると予想されるときは、情報総括部長は、本部開設前に次の事項について措置するものとする。

- (1) 予警報、情報の収集及び関係各部への伝達
 - (2) 人員配置等についての関係各部との連絡調整
- 2 休日又は勤務時間外において警報又は異常な情報を受理した当直者は、通報連絡系統図に基づき直ちに情報総括部長に通報して指示を受けなければならない。

(非常配備の基準編成等)

第6条 本部は、被害を最少限に防止するため、速やかに強力な非常配備体制を整える。

- 2 非常配備の種別、内容等の基準は、別表第2のとおりとする。

(現場記録の保持)

第7条 関係各部の部長は、この規程に基づき活動中必要と認めた現場写真を撮影して記録の保持に努め

なければならない。

(災害報告)

第8条 災害及び被害の状況は、情報総括部において収録し、新潟県防災本部に報告するものとする。

2 関係各部長は、各業務を通じて収集した災害及び被害の状況を情報総括部長に通報しなければならない。

(災害公表)

第9条 災害に対する対外公表は、情報総括部が行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第5号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月1日訓令第11号)

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第1号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年1月16日訓令第2号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年8月23日訓令第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月27日訓令第4号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月27日訓令第10号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月22日訓令第4号)

この規程は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係） 村上市災害対策本部、支部の組織及び業務分掌

震災対策編第3章第1節「災害対策本部等の組織・運営計画」の

「別表1 災害対策（警戒）本部及び災害対策（警戒）支部の構成及び任務」を参照

別表第2（第6条関係） 村上市災害対策本部及び災害対策支部配備体制

水防計画編第2章第1節「水防配備体制」の（1）配備体制を参照

3-5 村上市災害義援金配分委員会設置要綱

令和元年7月26日
告示第110号

(目的)

第1条 山形県沖を震源とする地震の被災者を支援のために寄せられた義援金について、公平性、迅速性及び透明性を確保し、被災者へ配分するため、村上市地域防災計画に基づく村上市災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項について審議し、義援金の配分計画を決定する。

- (1) 義援金の配分対象に関する事。
- (2) 義援金の配分基準に関する事。
- (3) 義援金の配分時期に関する事。
- (4) 義援金の配分方法に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、義援金の配分に関し、必要な事。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命をする。

- (1) 村上市区長会連絡協議会長
- (2) 村上市民生委員児童委員協議会連合会長
- (3) 村上市議会議長
- (4) 日本赤十字社新潟県支部代表者
- (5) 村上市社会福祉協議会長
- (6) 村上市副市長
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から義援金の配分が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は委員の互選によりこれを定め、副委員長は委員長が指名する委員をもってこれを定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、福祉課に置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、義援金の配分が終了する日をもってその効力を失う。

4 消防・水防等に関する資料

4-1 村上市消防本部及び消防署の設置等に関する条例

平成20年4月1日

条例第251号

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第1項の規定に基づき、消防本部及び消防署の設置、名称及び位置並びに消防署の管轄区域について定めるものとする。

(設置)

第2条 本市における消防事務を処理するため、消防本部及び消防署を設置する。

(消防本部の位置等)

第3条 消防本部の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 村上市消防本部
- (2) 位置 村上市塩町12番6号

(消防署の位置等)

第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

- (1) 名称 村上市消防署
- (2) 位置 村上市塩町12番6号
- (3) 管轄区域 村上市 関川村 粟島浦村

(分署の設置等)

第5条 村上市消防署の管轄内に、分署を設置する。

- 2 分署の名称及び位置は、別表のとおりとする。
- 3 担当区域は、別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日条例第10号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月20日条例第46号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

名称	位置
荒川分署	村上市大津1669番地1
神林分署	村上市牧目1224番地1
朝日分署	村上市岩沢4887番地4
山北分署	村上市府屋6番地35
関川分署	岩船郡関川村大字下関1956番地

4-2 村上市消防本部組織規則

平成20年4月1日
規則第199号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第10条第2項の規定に基づき、村上市消防本部(以下「消防本部」という。)の組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防本部に次の課、室及び係を置く。

- (1) 総務課 庶務係 消防広報係
- (2) 予防課 予防係 危険物係
- (3) 警防課 指令室 警防係 救急係

(所掌事務)

第3条 前条に規定する課、室及び係の所掌事務は、別表のとおりとする。

(消防職員)

第4条 消防本部に次の消防職員を置く。

- (1) 消防吏員
- (2) その他の職員

(職制等)

第5条 消防本部の長は、消防長とする。

- 2 消防本部に次長を置くことができる。
- 3 課に課長を置き、必要により参事を置くことができる。
- 4 室に室長を置き、係長を置くことができる。
- 5 課の係に係長を置く。
- 6 室及び係に主任及び副主任を置くことができる。
- 7 消防長には消防監を、次長には消防司令長を、課長、参事及び室長には消防司令を、係長及び主任には消防司令補を、副主任には消防士長をもって充てる。

(職務)

第6条 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

- 2 次長は、消防長を補佐し、消防本部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 3 課長は、上司の命を受けて、所管事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 4 参事は、上司の命を受けて、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 5 室長は、上司の命を受けて、室の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
- 6 係長は、上司の命を受けて、所管事務を処理し、所属職員を指揮監督する。
- 7 主任及び副主任は、上司の命を受けて、所管事務を処理する。

(相互協力)

第7条 分掌事務が繁雑であり、かつ、緊急を要するものがあるときは、相互に協力援助するものとする。

(事務処理及び服務等)

第8条 事務の処理及び職員の服務等については、市の関係諸規程を準用する。

(その他)

第9条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防長が定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第70号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。
附 則(平成24年3月16日規則第5号)
この規則は、平成24年4月1日から施行する。
附 則(平成25年3月8日規則第8号)
この規則は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成29年1月27日規則第3号)
この規則は、平成29年4月1日から施行する。
附 則(令和2年3月27日規則第20号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

消防本部所掌事務

総務課

庶務係

- (1) 消防の組織に関する事。
- (2) 本部の文書の收受及び発送に関する事。
- (3) 公印の管守に関する事。
- (4) 消防に関する諸規程の制定に関する事。
- (5) 職員の任命手続及び服務に関する事。
- (6) 職員の配置及び勤務に関する事。
- (7) 職員の福利厚生及び衛生安全管理に関する事。
- (8) 消防予算に関する事。
- (9) 庁舎の管理及び備品に関する事。
- (10) 栄典事務に関する事。
- (11) 諸会議等に関する事。
- (12) 消防職員委員会の庶務に関する事。
- (13) 職員の教育訓練計画に関する事。
- (14) 消防長会事務に関する事。
- (15) 情報管理に関する事。
- (16) その他他課の所管に属さない事。

消防広報係

- (1) 消防計画に関する事。
- (2) 消防広報の企画に関する事。
- (3) 消防統計に関する事。
- (4) 消防施設整備計画に関する事。
- (5) 新潟県消防協会及び岩船地区支会事務に関する事。
- (6) 防火協会団体の育成に関する事。
- (7) 消防団事務に関する事。
- (8) その他企画広報に関する事。

予防課

予防係

- (1) 火災予防対策及び防火査察等に関する事。
- (2) 違反是正に関する事。
- (3) 火災調査及び火災統計に関する事。
- (4) 建築同意事務に関する事。
- (5) 消防用設備等に関する事。
- (6) 証明事務に関する事。
- (7) 防火管理者資格付与講習に関する事。
- (8) 住宅防火対策推進に関する事。
- (9) 自衛消防訓練等に関する事。
- (10) 火災予防条例に基づく届出及び指導に関する事。
- (11) 予防統計に関する事。
- (12) その他予防に関する事。

危険物係

- (1) 危険物査察に関する事。
- (2) 危険物製造所等の許認可に関する事。
- (3) 危険物取扱者の育成指導に関する事。
- (4) 危険物事故、災害等の調査に関する事。
- (5) 危険物の統計に関する事。
- (6) 危険物安全協会事務に関する事。
- (7) 煙火消費許可事務に関する事。
- (8) 火災予防条例に基づく届出及び指導に関する事。
- (9) 証明事務に関する事。
- (10) その他危険物に関する事。

警防課

指令室

- (1) 災害通信の受信及び出動指令に関する事。
- (2) 災害通信の運用及び統制に関する事。
- (3) 新潟県防災航空隊の要請に関する事。
- (4) 気象及び災害の情報収集及び連絡に関する事。
- (5) 消防通信指令施設の企画、研究及び整備計画に関する事。
- (6) 消防通信指令施設の保守管理に関する事。
- (7) 広域災害救急医療情報システムの運用及び管理に関する事。
- (8) 防災行政無線等端末装置の運用に関する事。
- (9) 電波法令及び電気通信法令に基づく事務に関する事。
- (10) 消防無線に関する事。
- (11) その他通信に関する事。

警防係

- (1) 警防に係る企画及び調整に関する事。
- (2) 消防地理及び水利計画に関する事。
- (3) 相互応援、消防緊急援助隊に関する事。
- (4) 国民保護法に関する事。
- (5) 消防訓練に関する事。
- (6) 消防用車両、消防用資機材の配備及び整備保全に関する事。
- (7) 関係機関との連絡調整に関する事。
- (8) その他警防に関する事。

救急係

- (1) 救急に係る企画、調整及び訓練指導に関する事。
- (2) 救急装備及び資機材の整備、配置に関する事。
- (3) 救急高度化の推進に関する事。
- (4) 救急統計に関する事。
- (5) 救急に係る訓練指導及びメディカルコントロールに関する事。
- (6) DMATに関する事。
- (7) 救急業務に係る証明事務に関する事。
- (8) 患者等搬送事業に関する事。
- (9) その他救急に関する事。

4-3 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例

平成20年4月1日

条例第254号

(趣旨)

第1条 この条例は、村上市消防団の設置、非常勤の消防団員(以下「団員」という。)の定員、任免、給与、服務等に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の名称及び区域)

第2条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第1項に規定する消防団の名称及び区域は、別表第1のとおりとする。

(定員)

第3条 団員の定員は、2,176人とする。

(任用)

第4条 消防団長(以下「団長」という。)は消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は市長の承認を得て団長が、次の資格を有する者のうちから任用する。

- (1) 市内に居住し、勤務し、又は通学する者
- (2) 年齢18歳以上の者
- (3) 志操堅固で、かつ、身体強健な者

2 団長、副団長(方面隊長)、副方面隊長、分団長、副分団長及び部長の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

(欠格条項)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、団員となることができない。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 第7条の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 6月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者

(分限)

第6条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、団員に必要な適格性を欠くとき。
- (4) 定員の改廃又は予算の減少により過員を生じたとき。

2 団員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その身分を失う。

- (1) 前条第1号又は第3号に該当するとき。
- (2) 第4条第1項第1号に規定する資格を有しないこととなったとき。

(懲戒)

第7条 任命権者は、団員が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒処分として当該団員を戒告し、停職し、又は免職することができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(3) 団員としてふさわしくない非行があったとき。

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

第8条 分限及び懲戒に関する処分の手続は、規則で定める。

(服務)

第9条 団員は、団長の招集により出動し、職務に従事しなければならない。ただし、招集を受けない場合であっても、火災、水害その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い直ちに出勤し、職務に従事しなければならない。

第10条 団員が10日以上居住地を離れるときは、団長にあっては市長に、その他の者にあっては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第11条 団員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第12条 団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる等の集団的行動を行ってはならない。

(報酬)

第13条 団員に対して別表第2に定める報酬を支給する。

(費用弁償)

第14条 団員が火災、水害その他災害、警戒、訓練等の職務に従事したときは、次に掲げる費用を弁償する。

(1) 火災、水害その他災害 1回につき 2,500円

(2) 警戒 1回につき 1,000円

(3) 訓練 1回につき 1,000円

(4) 予防査察 1回につき 1,000円

2 前項の場合を除き、団員が招集に応じて会議に出席し、又は公務のため旅行する場合における旅費の支給については、村上市職員等の旅費に関する条例(平成20年村上市条例第55号)の一般職の職員に支給する旅費の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年村上市条例第14号)、荒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年荒川町条例第10号)、神林村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和42年神林村条例第6号)、朝日村消防団の設置及び消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年朝日村条例第345号)又は山北町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和41年山北町条例第10号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定により支給し、又は弁償すべき理由を生じた報酬又は費用弁償については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成29年12月25日条例第29号)

この条例は、平成30年1月1日から施行する。

附 則(令和元年9月30日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年10月1日条例第114号)

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

名称	区域
村上市消防団	本市の区域全域

別表第2（第13条関係）

区分	報酬額
団長	年額 250,000円
副団長(方面隊長)	年額 242,000円
副方面隊長	年額 165,000円
分団長	年額 145,000円
副分団長	年額 100,000円
部長	年額 76,800円
班長	年額 41,800円
団員	年額 24,400円

4-4 村上市消防団の運営に関する規程

平成20年4月1日
訓令第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、村上市消防団(以下「消防団」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命及び免職の方法)

第2条 消防組織法(昭和22年法律第226号。以下「法」という。)第22条の規定により、任命権者が消防団員(以下「団員」という。)を任命し、又は免職するときは、辞令(様式第1号)を交付するものとする。

2 団員は、退職しようとするときは、原則として3月とし、その属する月の10日までの間に退職願(様式第2号)を任命権者に提出しなければならない。

(消防団長の任命に係る消防団の推薦)

第3条 消防団長(以下「団長」という。)の任命に係る消防団の推薦は、分団長以上の推薦をもって消防団の推薦とする。

(幹部会議等)

第4条 団長は、特に重要な事務の決定又は事務連絡及び事務執行の徹底を期するため次に掲げる会議を開くことができる。

- (1) 最高幹部会議
- (2) 幹部会議

2 最高幹部会議は団長及び副団長(方面隊長)、幹部会議は副方面隊長以上の職にあるものの出席とする。

(関係者の出席)

第5条 団長は、前条の会議で必要があると認めるときは、市長その他関係者の出席を求めることができる。

(不在届)

第6条 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成20年村上市条例第254号)第10条の規定による届出は、不在届(様式第3号)によるものとする。

(療養届)

第7条 団員は、心身の故障のため10日以上職務に従事することができないと認められる場合においては、前条の規定を準用し、任命権者に届け出なければならない。

(消防計画)

第8条 団長は、団員の招集方法、出動の区分等についての計画(以下「消防計画」という。)を市長の承認を得て、策定しなければならない。

2 前項の消防計画は、団員に周知するものとする。

(管轄区域外出動)

第9条 消防団は、法第18条第3項の規定により、消防長又は消防署長の命令があるときは、管轄区域外においても行動することができる。

(現場保存)

第10条 水火災その他災害現場において死体を発見したときは、責任者は消防長又は消防署長に報告するとともに、警察署員又は検死員が到着するまでその現場を保存しなければならない。

2 放火の疑いがあるときは、責任者は次に掲げる措置を採らなければならない。

- (1) 直ちに消防長又は消防署長及び警察署員に通報すること。
- (2) 現場保存に努めること。
- (3) 事件を慎重に取り扱うとともに、公表は差し控えること。

(教養訓練)

- 第11条 団員の訓練を計画的に行うための要員として、消防団に教育主幹、訓練部長、技術部長及び予防部長(以下「教育主幹等」という。)を置く。
- 2 教育主幹等は、分団長以上の階級にあるものうちから団長が指名する。ただし、実情に応じ村上市職員等の関係者を委嘱することができる。
 - 3 教育主幹等の職務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 教育主幹 教育訓練計画の設定及び効果の測定等の総括的な指導
 - (2) 訓練部長 規律、訓練、礼式及びポンプ操法等基礎的、団体的訓練の実施
 - (3) 技術部長 消防ポンプ機械の取扱い及び運用等技術的訓練の実施
 - (4) 予防部長 立入検査等火災予防指導に関する技術的訓練の実施

(機械器具等の管理)

- 第12条 団長は、その管理する消防団の機械器具、設備及び資材(以下「機械器具等」という。)の取扱者を定めておくものとする。
- 2 団長は、機械器具等を損傷し、又は亡失したときは、その事由及び状況を市長に届け出なければならない。
 - 3 機械器具等の点検、整備等に関し必要な事項は、団長が別に定める。

(表彰)

- 第13条 団長は、消防について功労のあった団体又は個人を表彰し、又は感謝状を贈呈することができる。

(文書簿冊)

- 第14条 消防団に次に掲げる文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかなければならない。
- (1) 団員の名簿
 - (2) 沿革誌
 - (3) 設備資材台帳
 - (4) 区域内全図
 - (5) 地理水利要覧
 - (6) 金銭出納簿
 - (7) 報酬等受払簿
 - (8) 給与品、貸与品台帳
 - (9) 諸令達簿
 - (10) 消防法規例規綴
 - (11) 雑書綴
 - (12) 出動日誌
 - (13) 前各号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日訓令第14号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月7日訓令第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式 略

4-5 村上市消防団規則

平成20年4月1日
規則第211号

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市消防団(以下「消防団」という。)の組織、所掌事務及び管轄区域並びに消防団員の階級、訓練、礼式及び服制等に関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の組織)

第2条 消防団に団本部、方面隊及び分団を置く。

- 2 分団に部及び班を置く。
- 3 団本部に広報指導分団を置く。
- 4 消防団の組織及び階級別定員は、別表第1のとおりとする。

(団本部)

第3条 団本部は、村上市消防本部総務課に置き、命令の伝達、災害情報の収集、応援消防隊との連絡その他消防団の庶務を所掌する。

(方面隊)

第4条 消防団に5の方面隊を置く。

- 2 方面隊は、団本部の命を受け、管轄する分団等の業務を統括する。

(分団)

第5条 分団は、火災の予防、警戒、消火活動その他災害防除業務を所掌する。

- 2 部及び班は、分団の事務を分掌する。
- 3 分団及び部の管轄区域は、別表第2のとおりとする。

(方面隊長)

第6条 方面隊に方面隊長を置き、方面隊長は消防団長(以下「団長」という。)を補佐し、団長に事故があるときは、あらかじめ団長の指定する順序に従い、その職務を代行し、消防団の事務を整理する。

- 2 方面隊長は、上司の命を受けて方面隊の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。
- 3 方面隊に副方面隊長を置く。
- 4 副方面隊長は、方面隊長を補佐し、方面隊の事務を整理する。

(分団長等)

第7条 分団に分団長を置き、分団長は上司の命を受けて、分団の事務を処理し所属消防団員を指揮監督する。

- 2 分団に副分団長を置く。
- 3 副分団長は、分団長を補佐して分団の事務を整理する。

(部長及び班長)

第8条 部に部長を置く。

- 2 部長は、上司の命を受けて部の事務を処理し、所属消防団員を指揮監督する。

- 3 部に1人以上の班長を置く。
- 4 班長は、部長を補佐し、部の事務を整理する。

(広報指導分団)

第8条の2 広報指導分団は、火災予防に係る広報及び応急手当の普及啓発を所掌する。

- 2 広報指導分団に広報指導分団長、広報指導部長及び広報指導班長を置く。

(消防団員の階級)

第9条 消防団の長の職にある者の階級は、団長とする。

- 2 団長の階級にある者以外の消防団員の階級は、別表第3のとおりとする。

(分限及び懲戒の手続)

第10条 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成20年村上市条例第254号。

以下「条例」という。)第6条の規定に該当するものとして市長又は団長(以下「任命権者」という。)が消防団員の意に反する免職の処分を行うときは、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。

- 2 任命権者は、条例第7条の規定に該当するものとして、戒告、停職又は免職を行うときは、その旨を記載した書面を当該消防団員に交付して行わなければならない。
- 3 前項の場合において、停職者は、その職を保有するが、職務に従事しない。
- 4 停職者は、停職期間中においては、いかなる報酬等も支給されない。

(訓練及び礼式)

第11条 消防団員の訓練及び礼式は、消防訓練礼式の基準(昭和40年消防庁告示第1号)の定めるところによる。

(服制)

第12条 消防団員の服制は、消防団員服制基準(昭和25年国家公安委員会告示第1号)の定めるところによる。

(その他)

第13条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月31日規則第34号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年2月20日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月15日規則第34号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年10月28日規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

村上市消防団の組織及び階級別定員表

組織	方面隊	分団名	階級別定員								
			団長	副団長 (方面隊長)	副方面隊長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
団本部			1	5							1
		広報指導分団				1			1	1	27
村上方面隊				(1)	2						3
		第1分団				1	1	6	6	123	137
		第2分団				1	1	5	5	90	102
		第3分団				1	1	5	5	80	92
		第4分団				1	1	15	16	187	220
		第5分団				1	1	8	8	78	96
		計		(1)	2	5	5	39	40	558	650
荒川方面隊				(1)	2						3
		第1分団				1	1	4	7	64	77
		第2分団				1	1	4	4	67	77
		第3分団				1	1	4	5	66	77
		第4分団				1	1	4	6	65	77
	計		(1)	2	4	4	16	22	262	311	
神林方面隊				(1)	2						3
		第1分団				1	1	8	8	107	125
		第2分団				1	1	7	7	83	99
		第3分団				1	1	8	8	88	106
		第4分団				1	1	8	8	80	98
	計		(1)	2	4	4	31	31	358	431	
朝日方面隊				(1)	2						3
		第1分団				1	1	8	12	86	108
		第2分団				1	1	7	11	45	65
		第3分団				1	1	8	15	89	114
		第4分団				1	1	7	12	80	101
		第5分団				1	1	7	13	77	99
	計		(1)	2	5	5	37	63	377	490	
山北方面隊				(1)	2			1	1	1	6
		第1分団				1	1	3	15	66	86
		第2分団				1	1	2	6	20	30
		第3分団				1	1	2	7	23	34
		第4分団				1	1	3	8	45	58
		第5分団				1	1	2	9	36	49
	計		(1)	2	5	5	13	46	191	263	
合計			1	(5)	10	24	23	137	203	1773	21

別表第2（第5条関係）

村上市消防団本部及び方面隊等の管轄区域

本部及び方面隊等		管轄区域
団本部		村上市全域
村上方面隊		旧村上市全域
第1分団	第1部から第6部まで	村上地区。ただし、緑町三丁目を除く。
第2分団	第1部から第5部まで	岩船地区。ただし、瀬波温泉三丁目を除く。
第3分団	第1部から第5部まで	瀬波地区。ただし緑町三丁目及び瀬波温泉三丁目を含む。
第4分団	第1部から第15部まで	山辺里地区
第5分団	第1部から第8部まで	上海府地区
荒川方面隊		旧荒川町全域
第1分団	第1部	貝附 花立
	第2部	荒島 春木山
	第3部	上鍛冶屋 下鍛冶屋 梨木
	第4部	切田 堤下団地
第2分団	第1部	十文字 坂町住宅
	第2部	坂町 野口
	第3部	坂町駅前
	第4部	藤沢 前坪団地
第3分団	第1部	山口
	第2部	田島 羽ヶ榎 荒川松山
	第3部	佐々木
	第4部	大津 鳥屋
第4分団	第1部	金屋 中倉
	第2部	名割 中野 長政
	第3部	荒屋 両新
	第4部	海老江
神林方面隊		旧神林村全域
第1分団	第1部	今宿 大塚 高御堂 湯端
	第2部	新飯田 小口川 岩船駅前
	第3部	牧目 九日市
	第4部	南田中
	第5部	北新保 長松
	第6部	塩谷
	第7部	福田
	第8部	松喜和
第2分団	第1部	牛屋
	第2部	宿田
	第3部	平林
	第4部	葛籠山
	第5部	湯ノ沢
	第6部	川部
	第7部	小岩内
第3分団	第1部	指合
	第2部	南大平
	第3部	有明
	第4部	桃川
	第5部	飯岡
	第6部	山田 岩野沢

本部及び方面隊等		管轄区域	
	第7部	松沢	
		河内	
	第4分団	第1部	七湊
		第2部	下助湊
		第3部	上助湊
		第4部	山屋
		第5部	里本庄
		第6部	殿岡
		第7部	小出
		第8部	志田平
	朝日方面隊		旧朝日村全域
	第1分団	第1部	大場沢 熊登
		第2部	下新保
		第3部	十川
		第4部	小川
		第5部	古渡路 あげぼの
		第6部	笹平
		第7部	瑞雲 釜杭
		第8部	小揚
	第2分団	第1部	岩崩
		第2部	茎太
		第3部	千縄
		第4部	布部 猿田
		第5部	新屋
		第6部	中新保 堀野
		第7部	上中島 石住
	第3分団	第1部	高根
第2部		関口	
第3部		黒田	
第4部		中原	
第5部		岩沢	
第6部		薦川	
第7部		朝日中野	
第8部		北大平	
第4分団	第1部	板屋越	
	第2部	桧原	
	第3部	猿沢	
	第4部	川端	
	第5部	上野	
	第6部	鶉渡路	
	第7部	宮ノ下 下中島 寺尾	
第5分団	第1部	塩野町	
	第2部	大須戸	
	第3部	松岡	
	第4部	蒲萄	
	第5部	荒沢	
	第6部	本小須戸 原小須戸	
	第7部	早稲田	

本部及び方面隊等		管轄区域
山北方面隊		旧山北町全域
第1分団	第1部	府屋
	第2部	岩崎 中浜 伊呉野 堀ノ内 温出 大谷沢
	第3部	荒川口 朴平 塔下 杉平 遅郷 岩石
第2分団	第1部	小俣 大代 雷
	第2部	中継 山熊田
第3分団	第1部	大毎 大沢
	第2部	北中 中津原 北黒川 荒川
第4分団	第1部	勝木 間瀬 基石
	第2部	寝屋 鶴泊
	第3部	下大蔵 立島 長坂 遠矢崎 板屋沢 垣之内 北赤谷 下大鳥 北田中 上大鳥
第5分団	第1部	寒川 芦谷 越沢 脇川
	第2部	今川 板貝 桑川 浜新保 笹川

別表第3（第9条関係）

団長の階級にある者以外の消防団員の階級

消防団員の職別	階級
副団長(方面隊長)	副団長
副方面隊長	分団長
分団長	分団長
広報指導分団長	分団長
副分団長	副分団長
部長	部長
広報指導部長	部長
班長	班長
広報指導班長	班長
その他消防団員	団員

4-6 消防力の現況

(1) 常備消防の現況

平成31年4月1日現在

消防本部、署	消防職員数	消防ポンプ車	はしご車	化学車	救急車	救助工作車
平成31年	139	5	1	1	8	1
消防団	消防団員数	消防ポンプ車	積載車ポンプ		可搬式ポンプ	
平成31年	2,161	6	124		72	

(2) 消防水利の現況

平成31年4月1日現在

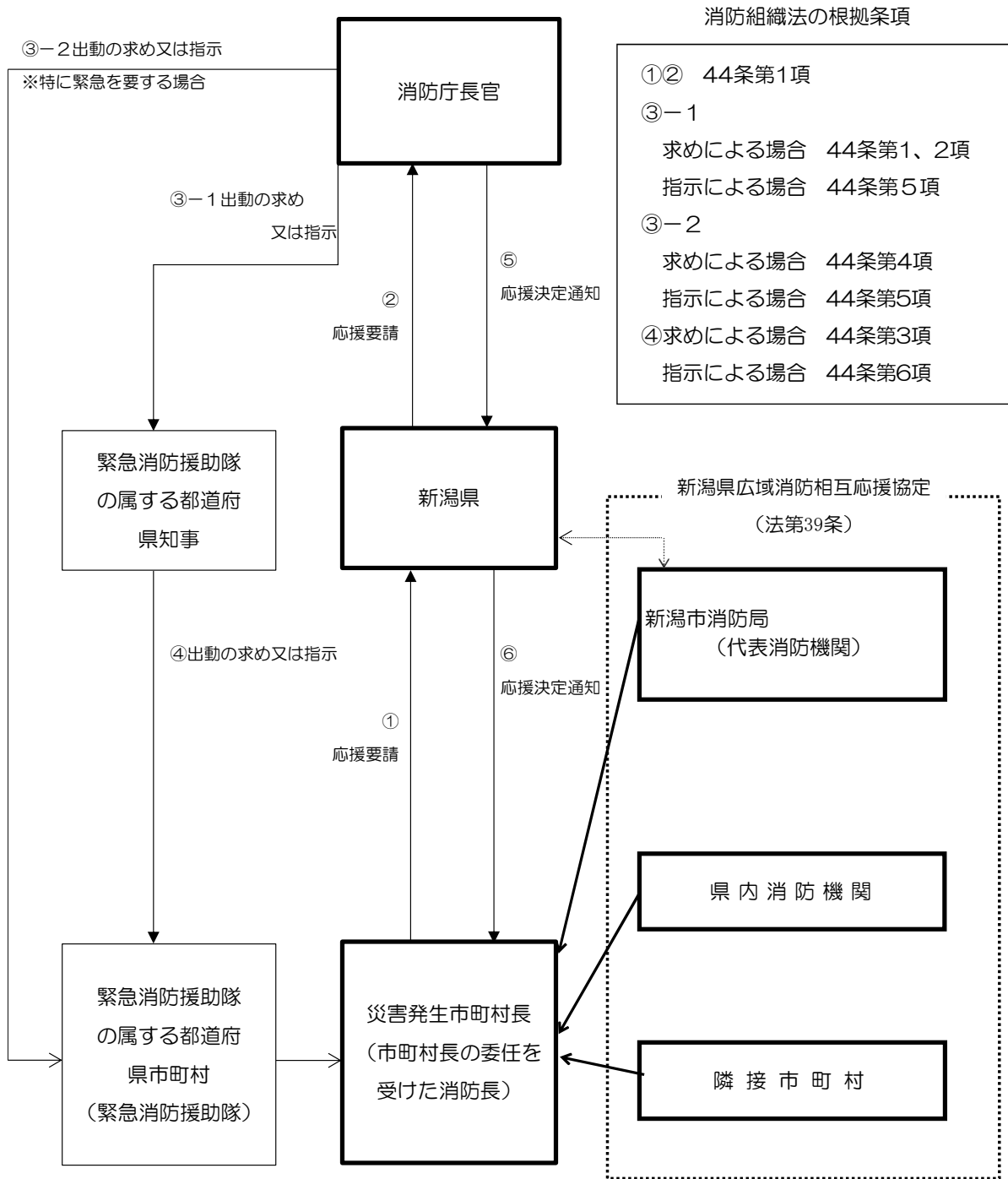
市町村	計 (消火栓、防火 水槽、井戸)	消火栓		火水槽				井戸	プール ・自然 水利等
		公設	私設	100m ³ 以上	60～ 100m ³ 未満	40～ 60m ³ 未満	20～ 40m ³ 未満		
村上市	3,214	2,276	3	35	83	488	130	199	126

(3) 消防団の現況

平成31年4月1日現在

市町村	分団数	消防団員数	消防ポンプ自動車 (水槽付きも含む)	小型動力ポンプ 付き積載車	小型動力ポンプ (車両積載なし)
村上市	24	2,161	6	124	72

4-7 緊急消防援助隊応援要請系統図



4-8 新潟県消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、新潟県消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、消防防災ヘリコプターの緊急運航に関して、必要な事項を定めるものとする。

(航空法第81条の2の適用)

第2 航空法第81条の2（捜索又は救助のための特例）の適用を受けることができる航行は、この要領に定める緊急運航のみとする。

(他の規程との関係)

第3 緊急運航については、要綱及び新潟県消防防災ヘリコプター応援協定（以下「協定」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

2 ヘリコプター保有機関との相互応援に係る緊急運航については、第5から第7まで及び第8第2号、第3号の規定は、当該協定の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第4 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

- (1) 公共性 地域並びに地域住民の生活、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。
- (2) 緊急性 差し迫った必要性があること。（緊急に行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合。）
- (3) 非代替性 消防防災ヘリ以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合。）

(緊急運航の基準)

第5 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合に運航するものとする。

(1) 救急活動

- イ 離島、山間地等の交通遠隔地、その他消防防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる地点から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合
- ロ 離島、山間地等の交通遠隔地での傷病者の発生又は大規模災害等により多数の傷病者が発生した場合において、緊急医療を行うために、医師、医療資器材等を搬送する必要があると認められる場合
- ハ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合
- ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救急活動が有効と認められる場合

(2) 救助活動

- イ 水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合
- ロ 中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、上空からの救出が必要と認められる場合
- ハ 水、山崩れ等により、地上からの接近が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合
- ニ 航空機事故、列車事故、高速道路等での大規模事故等で、地上からの収容、搬送

が困難と認められる場合

ホ その他、特に消防防災ヘリコプターによる救助活動が有効と認められる場合

(3) 火災防ぎょ活動

イ 林野火災等において、地上における消火活動では消火が困難であり、消防防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

ロ 大規模火災等が発生し、又は延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ハ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(4) 災害応急対策活動

イ 地震、台風、洪水等の自然災害、又は航空機事故、列車災害、高速道路等での大規模災害等が発生し、若しくは発生する恐れがある場合で、広範囲にわたる状況把握、情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ロ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、食料、衣料、その他の生活必需品・復旧資材等の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要があると認められる場合

ハ 災害が発生し、又は発生する恐れがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

イ 近県等との航空消防防災応援協定に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ロ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月30日付け消防救第61号）及び「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施細目」（昭和61年5月30日付け消防救第61号）に基づく要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ハ 消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）第44条に基づく緊急消防援助隊の出動要請により、消防防災ヘリコプターの応援が必要な場合

ニ その他、特に消防防災ヘリコプターによる広域航空消防防災応援活動が有効と認められる場合

(緊急運航の要請)

第6 緊急運航の要請は、次の各号に掲げる者が運航管理責任者に行うものとする。

イ 協定に基づき災害が発生した市町村及び消防事務に関する一部事務組合の消防長（消防本部を置かない町村においては、当該町村長。以下「消防長等」という。）

ロ 要請を行う機関の長（以下「他機関の長」という。）

2 前項イの消防長等による要請は、新潟県消防防災航空隊（以下「航空隊」という。）に対して電話にて速報後、消防防災航空隊出場要請書（様式第1号）によりファクシミリを用いて行うものとする。

3 消防長等は、第5の緊急運航の基準に該当しそうな事例が発生した場合は、要請の要否にかかわらず、速やかに航空隊に対して連絡するよう努めるものとする。

(緊急運航の決定)

第7 運航管理責任者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で消防防災ヘリコプターの緊急運航が必要であると認めた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするものとする。

2 運航管理責任者は、第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認のうえ、出場の可否を決定し、運航指揮者に必要な指示をするとともに、消防長等又は他機関の長等にその旨回答しなければならない。

3 運航指揮者は第6に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動態勢を整えなければならない。

4 運航管理責任者は第1項又は第2項の結果を、速やかに総括管理者に報告しなければならない。

(受入れ体制)

第8 緊急運航を要請した消防長等は、航空隊と緊密な連絡を図るとともに、原則として次の体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の確保及び病院等への搬送の手配
- (3) 空中消火に伴う消火バケツへの給水体制
- (4) その他必要な事項

(報告等)

第9 運航指揮者は、緊急運航中に把握した災害の状況を、災害等速報(様式第2号)により、速やかに運航管理責任者に報告するものとする。

2 運航管理責任者は、災害等が収束した後、必要に応じ要請者に対して当該災害等の状況について報告を求めることができるものとする。

(附則)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(附則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

様式 略

4-9 水防用備蓄資器材

河川名	補助・自営の別	備蓄場所	防 資						水 防 器 材																	
			布袋類	縄	杭木類	鉄製杭	鉄線	ビニールシート	ロープ	スコップ	掛矢	ハンマー	ツルハシ	鎌	ペンチ	鋸	鉋	しの	カッター	照明器具	一輪車	鉄パイプ	ビニールパイプ	マサカリ	救命胴衣	梯子
			枚	kg	本	本	kg	枚	巻	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	丁	台	台	本	本	丁	着	
三面川	自	羽黒町	2,000		100	100	70	50	5	40	6	3	3	16	15	10	8	13	24		10	6				
	補	岩沢	380	138	269	178	300	49	2	69	10	3	12		6	9	10	14					2			
鳥川	自	山口	2,250	67	50	33	57	23	10	36	13	4	8	10	20	13	20	15	2	1	5			11	11	
荒川	自	岩船駅前	5,000	40	10	80	1	5			3		5							2					2	
小俣川	自	小俣	835		35	40	20	6	4	4	6	5	1				1									
大川	自	府屋(本町)	1,300	20	14	80	80	10	2	15	4	4	4			3	1	3	1	1	2				7	1
	自	府屋(支所)	4,000	30	60	100	20	84	3		8	3	5													
中継川	自	中継(興屋含む)	50		13		30	2		12	3	5	3								1				2	
勝木川	自	勝木	600	30	22	40	50	12	2	9	5	5	2					2	4						30	1
	自	北中	2,000	20	165		30	4	3	12											1					17
葡萄川	自	寒川	1,000	30	28	49	50	13	4	16	6	6	6	4		5	4	5		2	5				9	
(合計)			19,415	375	766	700	708	258	35	213	64	38	49	26	45	35	45	51	36	4	21	11	2	11	78	2

4-10 水防工法一覧

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する建材	
水があふれる (越水)	積み土のう工	堤防の上端(天端)に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端(天端)にくいを打ちせき版をたてる	都市周辺河川 (土のうの入手困難)	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端(天端)に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工 (連結水のう工)	堤防の上端(天端)にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川 (土のう、板など入手困難)	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面(裏のり面)を防水シートで被覆する	都市周辺河川 (むしろ、竹の入手困難)	防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう	
漏水	居住側 (川裏) 対策	釜段工 (釜築き、釜止め)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工 (簡易釜段工)	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面(裏のり)部によりかかり半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先にかかるときにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川 (土砂、土のうの入手困難)	既製水のう、くい土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面(裏のり)先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面(裏のり)、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川 (漏水量の少ない箇所)	防水シート、丸太、竹
漏水	川側 (川表) 対策	詰め土のう工	川側堤防斜面(川表のり面)の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川(構造物のあるところ、水深の浅い部分)	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側(川表)の漏水面にむしろを張る	一般河川 (水深の浅い所)	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側(川表)の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川 (漏水面の広い所)	むしろ、なわ、くい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側(川表)の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川 (むしろが入手困難)	防水シート、鉄パイプ、くい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側(川表)の漏水面にたたみを張る	一般河川 (水深の浅いところ)	土俵の代わりに土のう

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する建材
深掘れ (洗掘)	むしろ張り工、 継ぎむしろ張り工、 シート張り工、 たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流 河川	漏水防止と同じ
	木 流 し 工 (竹流し工)	樹木(竹)に重り土のうを つけて流し、局部を被覆す る	急流河川	立木、土のう、ロー プ、鉄線、くい
	立 て か ご 工	川側堤防斜面(表のり面) に蛇かごを立てて被覆する	急流河川 砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め 石、くい、鉄線
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面(表のり面) 決壊箇所に土のう又は大き な石を投入する	急流河川	急流河川 土のう、 石異形コンクリート ブロック
	竹 網 流 し 工	竹を格子形に結束し土のう をつけて、堤防斜面(のり 面)を被覆する	緩流河川	竹、くい、ロープ、 土のう
決壊	わ く 入 れ 工	深掘れ箇所に川倉、牛わ く、鳥脚などの合掌木を投 入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄 線、蛇かご
	築きまわし工	堤防の川側(表)が決壊し たとき、断面の不足を居住 側堤防斜面(裏のり)で補 うため杭を打ち中詰の土の うを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土 のう、くぎ
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よし でびょうぶを作り堤防斜面 (のり面)を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、 わら、かや、土のう

原因		工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する建材
き裂	上端(天端)	折り返し工	上端(天端)のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	居住側堤防斜面(裏のり)	ひ控え取り工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端(天端)から居住側堤防斜面(裏のり)にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
	居住側堤防斜面(裏のり) 崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防
五徳縫い工(くい打ち)			居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
竹さし工			居住側堤防斜面(裏のり面)のき裂が浅いとき、堤防斜面(のり面)がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
力ぐい打ち工			居住側堤防斜面(裏のり)先付近近くに杭を打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
かご止め工			居住側堤防斜面(裏のり面)にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
崩壊		立てかご工	居住側堤防斜面(裏のり面)に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面(裏のり面)に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面(裏のり面)にくい打ちさくを作り中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
その他		流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車

4-11 ダム・水門一覧

施設名	河川名	位置	用途	管理者	操作担当者	連絡先	備考
三面ダム	三面川	村上市岩崩字沼田	洪水調節、水力発電	新潟県			
奥三面ダム	三面川	村上市三面	洪水調節、水力発電	新潟県			
猿田ダム	三面川	村上市三面	水力発電	新潟県			
大石ダム	荒川	岩船郡関川村大字大石地先	洪水調節、水力発電	羽越河川国道事務所			
岩船ダム	荒川	岩船郡関川村片貝	水力発電	荒川水力電気株式会社			
乙大日川樋門	荒川	荒川左岸距離票 0.0k-290m	内水排除、流入防止	羽越河川国道事務所	同左		常時開放
大沢川排水樋管	荒川	荒川右岸距離票 7.75k-70m	内水排除、流入防止	羽越河川国道事務所	同左		
荒島排水樋管	荒川	村上市荒島字シツノ144番地1	内水排除、流入防止	村上市	村上市荒川支所	62-5273	常時開放
鳥屋排水樋管	荒川	村上市鳥屋字上野535番地11 他	内水排除、流入防止	荒川沿岸土地改良区	同左	62-3151	常時開放
荒川縁排水樋管	荒川	村上市荒川縁新田字川原380番地96 他	内水排除、流入防止	荒川沿岸土地改良区	同左	62-3151	常時開放
旧堀川排水樋管	荒川	村上市塩谷	内水排除、流入防止	村上市	荒川沿岸土地改良区	66-6395	常時開放
塩谷排水樋管	荒川	村上市塩谷	内水排除、流入防止	村上市	荒川沿岸土地改良区	66-6395	常時開放
堀川排水門	古川						常時開放
古川排水樋管	古川						常時閉鎖

4-1-2 羽越河川国道事務所直轄樋門 退避目安水位

施設名	位置 (距離票)	HWL T.P. (m)	退避の目安水位			観測所諸元						退避の目安水位			備考
			施設水位 T.P. (m)	目安流量 (m ³ /s)	観測所 位置水位 (m)	計画高 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	避難判断 水位 (m)	氾濫注意 水位 (m)	水防団 待機水位 (m)	観測所名	施設水位 T.P. (m)	目安流量 (m ³ /s)	観測所 位置水位 (m)	
乙大日川樋門	L - 0.29	3.39	3.39	7.17	7.80	7.80	7.25	6.57	3.70	3.00	葛籠山	4.0	11.931	9.96	津波浸水対策
大沢川排水樋管	R 7.82	17.18	17.18	7.90	7.80	7.80	7.25	6.57	3.70	3.00	葛籠山	19.5	12.638	10.23	

4-13 ダム操作の連絡

(1) 三面ダム

様式-A

三面ダムよりのお知らせ

村上地域振興局 地域整備部 三面分室
問い合わせ先電話：0254-72-1063

1. 三面ダム洪水警戒体制のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕のため洪水が予想されますので、〔 〕日〔 〕時〔 〕分に洪水警戒体制に入りました。

②三面ダムの降り始めからの降雨量は、〔 〕日〔 〕時現在〔 〕mmです。
〔 〕時〔 〕分現在 流入量〔 〕 m^3/s 、放流量〔 〕 m^3/s です。

月 日 時 分 送信者 受信者

2. 三面ダム放流開始のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕のため〔 〕日〔 〕時〔 〕分から〔 〕 m^3/s のゲート放流を開始します。

月 日 時 分 送信者 受信者

3. 三面ダム洪水流入量のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕日〔 〕時〔 〕分、洪水流入量 $300.00m^3/s$ に達しました。

②三面ダムの降り始めからの降雨量は、〔 〕日〔 〕時現在〔 〕mmです。

月 日 時 分 送信者 受信者

4. 三面ダム洪水調節開始のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕日〔 〕時〔 〕分から、洪水調節を開始しました。

②三面ダムの降り始めからの降雨量は、〔 〕日〔 〕時現在〔 〕mmです。

月 日 時 分 送信者 受信者

5. 三面ダム洪水警戒体制解除のお知らせ。

①三面ダムでは〔 〕日〔 〕時〔 〕分、洪水警戒体制を解除しました。

②〔 〕時〔 〕分現在 流入量〔 〕 m^3/s 、放流量〔 〕 m^3/s です。

月 日 時 分 送信者 受信者

備考

- | | |
|------------------|---|
| 1. 三面ダム貯水位 | { 常時満水位 EL 121.00m 10月1日～6月14日
制限水位 EL 117.00m 6月15日～9月30日 |
| 2. 三面ダム放流基準 | |
| 3. 三面ダム洪水流入量 | $300.00m^3/s$ |
| 4. 三面ダム洪水調節開始流入量 | { $565.00m^3/s$ 10月1日～6月14日 |
| | { $480.00m^3/s$ 6月15日～9月30日 |

詳細な雨量・河川水位・ダム情報は、下記のホームページより入手してください。
新潟県防災情報システム (<http://doboku-bousai.pref.niigata.jp/kasen/index.html>)

(2) 猿田ダム

(様式3 猿田)

FAX送信票 (村上市、村上警察署)

猿田ダムからのお知らせ

新潟県発電管理センター

TEL 0254-62-6688

FAX 0254-62-6721

1. 急激放流開始のお知らせ

猿田ダムでは () 日 () 時 () 分から急激な流入量の変化に対応した放流を行うため、下流河川の水位が急激に上昇するおそれがありますので、十分に注意してください。

【受信者側記入欄 月 日 時 分 連絡者 受信者 】

2. 洪水時のお知らせ

猿田ダムでは、() 日 () 時 () 分、洪水流量 $100\text{m}^3/\text{s}$ に達しました。

なお、猿田ダムの降り始めからの雨量は () mm、流入量は () m^3/s 、全放流量は () m^3/s です。

【受信者側記入欄 月 日 時 分 連絡者 受信者 】

3. 洪水時解除のお知らせ

猿田ダムでは、() 日 () 時 () 分、洪水時を解除しました。

なお、() 時 () 分現在の流入量は () m^3/s 、全放流量は () m^3/s です。

【受信者側記入欄 月 日 時 分 連絡者 受信者 】

(3) 大石ダム

ダム連絡

放流開始の通知

河川水位の上昇に注意！

平成 年 月 日 時 分
大石ダム管理支所 発信者：

大石ダムでは 日 時 分から m^3/s の放流を開始します。
下流河川の水位上昇に注意してください。

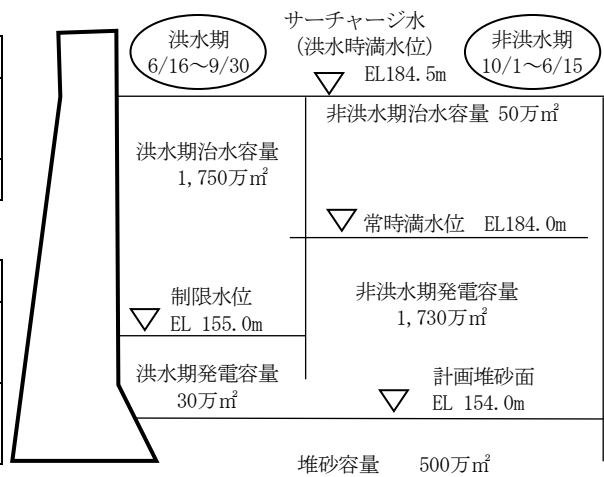
1. 放流開始の目的

放流開始の目的	大石ダムでは【 台風 低気圧 前線 その他 () 】の影響により上流域に降雨が【 予想される 降り出しました 降り続けています 強く降っています 】ので、【 予備放流 貯水維持 その他 () 】のため、放流を開始します。
---------	--

予備放流	今後の洪水調整に備えて、貯水位を□EL mに低下させ、洪水調節に活用する空容量を確保する。
貯水位維持	今後の洪水調整に備えて、制限水位 常時満水位 □EL mを維持し、洪水調節に活用する空容量を確保する。
その他	()

2. ダム状況 (日 時 分現在) (数字は速報値)

ダム情報	流入量	m^3/s
	放流量	m^3/s (ダム m^3/s +発電 m^3/s)
	貯水量	m^3/s



3. 雨量状況 (数字は速報値)

ダム情報	種別	流域平均 観測所
	時間	mm/時
	雨量	(日 時~ 日 時)
	累計雨量	mm/時 (降り始め~ 日 時)

大石ダム情報

1. 音声ガイダンス TEL : 0254-64-1635
2. ホームページ インターネット : <http://www.river.go.jp/> 携帯サイト(i-mode) : <http://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/i/>

<受信確認> 大石ダム管理所 TEL : 0254-64-2251 FAX : 0254-64-2439

発信機関	発信者	発信時刻	受診機関	受信者	受信時刻
大石ダム					

(4) 岩船ダム

岩船ダム通報簿

ダム諸元	ダム名	岩船ダム		管理者	荒川水力電気(株)		初通報年月日	平成 年 月 日				
	流域面積	(km ²)			排水量		(m ³ /s)					
	予備放流水位	(m)			設計排水量		(m ³ /s)					
	設計排水位	(m)			ダム管理主任技術者氏名							
区分	予備警戒体制			洪水警戒体制			ダム放流					
	<input type="checkbox"/> 日時平成 年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 理由□ 新潟県(全県・下越・岩船) 山形県(全県・置賜・西置賜) 日 時 分 大雨洪水注意報発表 流入量が65m ³ /s以上に達し なお増加が予想される その他洪水が発生する恐れがある (発令時ダム諸量) 日 時 分			<input type="checkbox"/> 日時平成 年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 理由□ 新潟県(全県・下越・岩船) 山形県(全県・置賜・西置賜) 日 時 分 大雨洪水注意報発表 流入量が65m ³ /s以上に達し なお増加が予想される その他洪水が発生する恐れがある (発令時ダム諸量) 日 時 分			初放流	自:平成 年 月 日 時 分 予定 時 分 (ダム諸量) 日 時 分		備考		
令	時間・累計雨量(mm)			時間・累計雨量(mm)				実施放流	自:平成 年 月 日 時 分 終了 時 分 岩船ダムから 初放流を行いました。			
	貯水位(m)			貯水位(m)								
	流入量(m ³ /s)			流入量(m ³ /s)								
	ゲート放流量(m ³ /s)			ゲート放流量(m ³ /s)								
	使用水量(m ³ /s)			使用水量(m ³ /s)								
	全放流量(m ³ /s)			全放流量(m ³ /s)								
	通報者氏名	時	分	受領者氏名	通報者氏名	時	分		受領者氏名	放流終了	自:平成 年 月 日 時 分 終了 時 分 放流開始~終了までの最大放流量 月 日 時 分	
解	<input type="checkbox"/> 日時平成 年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 理由□ 新潟県(全県・下越・岩船) 山形県(全県・置賜・西置賜) 日 時 分 大雨洪水注意報解除 その他洪水の恐れがない (解除時ダム諸量) 日 時 分			<input type="checkbox"/> 日時平成 年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 理由□ 新潟県(全県・下越・岩船) 山形県(全県・置賜・西置賜) 日 時 分 大雨洪水注意報解除 その他洪水の恐れがない (解除時ダム諸量) 日 時 分			放流量	通報者氏名		時	分	受領者氏名
	除	時間・累計雨量(mm)			時間・累計雨量(mm)				実施放流	放流量	時	分
貯水位(m)			貯水位(m)									
流入量(m ³ /s)			流入量(m ³ /s)			放流終了	受診機関名					
ゲート放流量(m ³ /s)			ゲート放流量(m ³ /s)									
使用水量(m ³ /s)			使用水量(m ³ /s)			返送先	FAX番号: 0254-64-1640					
全放流量(m ³ /s)			全放流量(m ³ /s)				問合せ先	TEL番号: 0254-64-2402				
通報者氏名	時	分	受領者氏名	通報者氏名	時	分		受領者氏名				

注1) 時間・雨量累計欄は、左上に時間雨量、右下に累計雨量を記入。

注2) 通報者は、上段に、受領者は下段に時刻を記入して下さい。

5 避難、被災者支援に関する資料

5-1 指定緊急避難場所

No.	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所との重複	想定収容人数
				洪水	崖崩れ、土石流、地すべり	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫		
1	村上小学校	村上三之町2-41	0254-53-2249	●	●		●	●			●	1,703
2	村上南小学校	村上南町2-1-11	0254-52-4188	●	●		●	●			●	1,748
3	村上第一中学校	村上大次1-70	0254-53-4155		●		●	●			●	2,043
4	村上体育館	村上三之町13-25	0254-52-6311	●	●		●	●			●	940
5	村上高等学校	村上田端町7-12	0254-53-2109	●	●		●	●			●	1,530
6	村上桜ヶ丘高等学校	村上桜ヶ丘10-25	0254-52-5201	●	●		●	●			●	1,732
7	岩船中学校	村上八日市9-23	0254-56-7109	●	●		●	●			●	1,474
8	瀬波小学校	村上瀬波上町4-6	0254-52-2798		●		●	●			●	1,408
9	村上中等教育学校	村上学校町6-8	0254-52-5101	●	●		●	●			●	1,733
10	山辺里小学校	村上山下1428	0254-53-2288	●	●		●	●			●	1,489
11	村上東中学校	村上山辺里1788	0254-53-6171		●		●	●			●	2,258
12	村上農村環境改善センター	村上山下993-1	0254-53-2715		●		●	●			●	764
13	上海府体育館(旧上海府小学校)	村上市相尾2812	0254-53-8802	●	●		●	●			●	423
14	俵内小学校	村上市下郷治屋264-2	0254-62-2302	●	●		●	●			●	1,643
15	荒川高等学校	村上坂町2616-4	0254-62-2503	●	●		●	●			●	1,504
16	荒川中学校	村上坂町2510	0254-62-3251	●	●		●	●			●	2,143
17	荒川地区公民館	村上羽ヶ丘104-25	0254-62-3050	●	●		●	●			●	443
18	金屋小学校	村上金屋2014-1	0254-62-2050	●	●		●	●			●	1,257
19	平林小学校	村上塩谷1325-135	0254-66-5509	●	●		●	●			●	3,591
20	旧神納東小学校	村上上助淵1900	0254-66-6177	●	●		●	●			●	2,709
21	神納小学校	村上九日市503	0254-66-7312	●	●		●	●			●	1,726
22	平林体育館(旧平林中学校体育館)	村上牛屋1063	0254-66-6177	●	●		●	●			●	2,420
23	神林中学校	村上有明1380	0254-66-5313	●	●		●	●			●	5,067
24	神林農村環境改善センター	村上岩船駅前63番地	0254-66-6114	●	●		●	●			●	524
25	小川小学校	村上小川114	0254-52-2723	●	●		●	●			●	774
26	長津研修センター(長津体育館含む)	村上笹平1795-1	0254-72-1111	●	●		●	●			●	546
27	村上市総合文化会館	村上岩沢5668	0254-72-6700	●	●		●	●			●	861
28	朝日保健センター	村上岩沢160-1	0254-72-6887	●	●		●	●			●	378
29	朝日中学校	村上岩沢5577	0254-72-0346	●	●		●	●			●	2,055
30	朝日みどり小学校	村上中原2726	0254-72-6665	●	●		●	●			●	1,479
31	高根区民会館	村上高根804-1	0254-73-1013	●	●		●	●			●	130
32	朝日さくら小学校	村上岩沢2791-甲	0254-72-1025	●	●		●	●			●	1,052
33	朝日みどりの里体験交流センター	村上岩沢1229	0254-72-6757	●	●		●	●			●	175
34	朝日みどりの里体験施設(ほんわ館)	村上岩沢1293	0254-72-6757	●	●		●	●			●	65
35	朝日まほろばあいせセンター(温泉施設)	村上岩沢1240	0254-72-6627	●	●		●	●			●	107

No.	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所 との重複	想定収容 人数
				洪水	崖崩れ、 土石流、 地すべり	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫		
36	朝日きれいな館（プール）	村上市猿沢2601	0254-72-6757	●	●	●	●	●	●	●	●	94
37	縄文の里・朝日	村上市岩崩612-118	0254-72-1577	●	●	●	●	●	●	●	●	277
38	さんぽく会館	村上市府屋177-1	0254-77-3798	●	●	●	●	●	●	●	●	368
39	山北総合体育館	村上市府屋177-1	0254-77-2828	●	●	●	●	●	●	●	●	1,547
40	山北中学校	村上市府屋655-3	0254-77-2049	●	●	●	●	●	●	●	●	1,192
41	福祉センターゆり花会館	村上市勝木862-1	0254-77-3991	●	●	●	●	●	●	●	●	378
42	さんぽく小学校	村上市勝木20-1	0254-77-2893	●	●	●	●	●	●	●	●	885
43	桑川ふれあいセンター	村上市桑川152-10	-	●	●	●	●	●	●	●	●	333
44	旧平林小学校	村上市平林122	0254-66-6177	●	●	●	●	●	●	●	●	1,798
45	旧三面小学校	村上市中新保56	0254-72-6882	●	●	●	●	●	●	●	●	537
46	旧塩野町小学校	村上市塩野町78	0254-72-6882	●	●	●	●	●	●	●	●	1,241
47	旧さんぽく北小学校	村上市堀ノ内526	0254-77-2069	●	●	●	●	●	●	●	●	850
48	秋葉神社	村上市岩船中新町	-	●	●	●	●	●	●	●	●	100
49	石船神社	村上市三田市	-	●	●	●	●	●	●	●	●	100
50	村上市スケートパーク（駐車場）	村上市瀬波温泉三丁目2-22	0254-53-8802	●	●	●	●	●	●	●	●	250
51	旧門前谷小学校グラウンド	村上市鋤物師330	0254-53-8802	●	●	●	●	●	●	●	●	200
52	レストラン美咲（駐車場）	村上市岩ヶ崎330	-	●	●	●	●	●	●	●	●	250
53	大月共同墓地	村上市大月1893	-	●	●	●	●	●	●	●	●	100
54	潜龍寺	村上市野鷲	-	●	●	●	●	●	●	●	●	120
55	仲雲寺	村上市間島960	-	●	●	●	●	●	●	●	●	110
56	林道柏尾猿沢沢瀬	村上市柏尾	-	●	●	●	●	●	●	●	●	300
57	雷神社	村上市吉浦	-	●	●	●	●	●	●	●	●	200
58	雲沖寺	村上市吉浦	-	●	●	●	●	●	●	●	●	0
59	早川寺	村上市早川2119	-	●	●	●	●	●	●	●	●	100
60	八幡神社	村上市馬下	-	●	●	●	●	●	●	●	●	100
61	永徳寺	村上市馬下	-	●	●	●	●	●	●	●	●	100
62	日本海東北自動車道路荒川パーキング脇	村上市金屋字桜林	-	●	●	●	●	●	●	●	●	50
63	胎内市桃崎浜集落開発センター	胎内市桃崎浜183-1	0254-46-3942	●	●	●	●	●	●	●	●	150
64	胎内市桃崎荒川神社	胎内市桃崎浜	-	●	●	●	●	●	●	●	●	100
65	日本海東北自動車道路BOX横法面及び路肩用地	村上市金屋字中曾根地先	-	●	●	●	●	●	●	●	●	50
66	かみはやし農業協同組合（駐車場）	村上市山田930-5	0254-66-8100	●	●	●	●	●	●	●	●	137
67	道の駅 神林（駐車場）	村上市九日市809	0254-66-6114	●	●	●	●	●	●	●	●	50
68	北新保児童公園（北新保地域農業拠点施設敷地）	村上市北新保273番地乙	-	●	●	●	●	●	●	●	●	100
69	お蔭場森林公園（駐車場）	村上市北新保681-5	0254-66-6114	●	●	●	●	●	●	●	●	1,000
70	道の駅朝日まほろば（駐車場）	村上市猿沢	-	●	●	●	●	●	●	●	●	100

No.	施設・場所名	住所	管理担当連絡先	対象とする異常な現象の種類							指定避難所 との重複	想定収容 人数	
				洪水	崖崩れ、 土石流、 地すべり	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫			火山現象
71	古館城址	村上市府屋615	-										200
72	神明宮境内	村上市府屋	-										100
73	常楽寺前駐車場	村上市府屋286	-										100
74	アンプラニンニグ	村上市府屋865-2	-										100
75	諏訪神社	村上市岩崎	-										100
76	向山(宮ノ下)	村上市中浜	-										100
77	国道7号駐車場	村上市伊呉野	-										100
78	上田山	村上市堀ノ内	-										200
79	貴船神社	村上市鶴泊	-										100
80	泉竜寺	村上市鶴泊	-										250
81	石動神社階段中腹	村上市寝屋	-										100
82	出戸裏山	村上市寝屋	-										200
83	碁石海岸研修センター「遊遊」	村上市碁石	-										100
84	碁石集落センター裏高台避難所	村上市碁石	-										50
85	笹川集落裏高台	村上市笹川	-										200
86	板貝集落裏高台(菅原神社手前)	村上市板貝	-										200
87	十二社神社	村上市今川	-										100
88	多岐神社脇高台	村上市脇川	-										100
89	脇川集落センター上高台	村上市脇川	-										200
90	大伝寺	村上市寒川	-										200
91	大里神社裏山	村上市芦谷	-										100

5-2 指定避難所

(1) 指定一般避難所

No.	名称 (施設名)	所在地 (住所)	管理担当連絡先	指定緊急 避難場所 との重複	想定収容 人数
1	村上小学校	村上市三之町2-41	0254-53-2249	●	210
2	村上南小学校	村上市南町2-1-11	0254-52-4188	●	173
3	村上第一中学校	村上市大欠1-70	0254-53-4155	●	448
4	村上体育館	村上市三之町13-25	0254-52-6311	●	314
5	村上高等学校	村上市田端町7-12	0254-53-2109	●	414
6	村上桜ヶ丘高等学校	村上市飯野桜ヶ丘10-25	0254-52-5201	●	299
7	岩船中学校	村上市八日市9-23	0254-56-7109	●	201
8	瀬波小学校	村上市瀬波上町4-6	0254-52-2798	●	177
9	村上中等教育学校	村上市学校町6-8	0254-52-5101	●	403
10	山辺里小学校	村上市日下1428	0254-53-2288	●	181
11	村上東中学校	村上市山辺里1788	0254-53-6171	●	249
12	村上農村環境改善センター	村上市日下993-1	0254-53-2715	●	255
13	上海府体育館（旧上海府小学校）	村上市柏尾2812	0254-53-8802	●	141
14	保内小学校	村上市下鍛冶屋264-2	0254-62-2302	●	222
15	荒川高等学校	村上市坂町2616-4	0254-62-2503	●	502
16	荒川中学校	村上市坂町2510	0254-62-3251	●	235
17	荒川地区公民館	村上市羽ヶ榎104-25	0254-62-3050	●	148
18	金屋小学校	村上市金屋2014-1	0254-62-2050	●	186
19	平林小学校	村上市塩谷1325-135	0254-66-5509	●	264
20	旧神納東小学校	村上市上助淵1900	0254-66-6177	●	219
21	神納小学校	村上市九日市503	0254-66-7312	●	132
22	平林体育館（旧平林中学校体育館）	村上市牛屋1063	0254-66-6177	●	269
23	神林中学校	村上市有明1380	0254-66-5313	●	504
24	神林農村環境改善センター	村上市岩船駅前63	0254-66-6114	●	175
25	小川小学校	村上市小川14	0254-52-2723	●	151
26	長津研修センター（長津体育館含む）	村上市笹平1795-1	0254-72-6700	●	182
27	村上市総合文化会館	村上市岩沢5668	0254-72-6700	●	287
28	朝日保健センター	村上市岩沢160-1	0254-72-6887	●	126
29	朝日中学校	村上市岩沢5577	0254-72-0346	●	268
30	朝日みどり小学校	村上市中原2726	0254-72-6665	●	183
31	高根区民会館	村上市高根804-1	0254-73-1013	●	44
32	朝日さくら小学校	村上市猿沢2791-甲	0254-72-1025	●	118
33	朝日みどりの里体験交流センター	村上市猿沢1229	0254-72-6757	●	59
34	朝日みどりの里休養施設（ほんわ館）	村上市猿沢1293	0254-72-6757	●	65
35	朝日まほろばふれあいセンター（温泉施設）	村上市猿沢1240	0254-72-6627	●	36
36	朝日きれい館（プール）	村上市猿沢2601	0254-72-6757	●	32
37	縄文の里・朝日	村上市岩崩612-118	0254-72-1577	●	93
38	さんぼく会館	村上市府屋177-1	0254-77-3798	●	123
39	山北総合体育館	村上市府屋177-1	0254-77-2828	●	516
40	山北中学校	村上市府屋655-3	0254-77-2049	●	244
41	福祉センターゆり花会館	村上市勝木862-1	0254-77-3991	●	126
42	さんぼく小学校	村上市勝木20-1	0254-77-2893	●	117
43	桑川ふれあいセンター	村上市桑川152-10	-	●	111

※収容人員は1人当たり3㎡として算出

【市指定避難所数（一時避難場所を除く。）】

	村上地域	荒川地域	神林地域	朝日地域	山北地域	計
指定避難所数	13	5	6	13	6	43

(2) 指定福祉避難所 ※協定により災害時の要配慮者の避難施設として利用

No.	名称（施設名）	所在地（住所）	受入対象者	管理担当連絡先	指定緊急避難場所との重複	想定収容人数
1	特別養護老人ホームいわくすの里	村上市上の山2番17号	要配慮者	0254-50-2100		20
2	特別養護老人ホームたかつぼ	村上市下鍛冶屋572番地7	要配慮者	0254-62-1455		15
3	特別養護老人ホームさつき園	村上市北新保683番地9	要配慮者	0254-66-8877		12
4	特別養護老人ホーム羽衣園	村上市岩沢1616番地	要配慮者	0254-72-0055		12
5	特別養護老人ホームゆり花園	村上市勝木862番地10	要配慮者	0254-77-2475		5
6	介護老人保健施設杏園	村上市猿沢2222	要配慮者	0254-60-2222		15
7	介護老人保健施設優和の里	村上市勝木1340-1	要配慮者	0254-60-5000		5
8	山北徳洲会病院	村上市勝木1340-1	要配慮者	0254-60-5555		5
9	リブインハーモニー三之町ショートステイ	村上市三之町4番28号	要配慮者	0254-50-1182		7
10	ショートステイ いいの・ひかり苑	村上市飯野二丁目4番13号	要配慮者	0254-50-0571		15
11	かごやまの里ショートステイ	村上市北新保571番地10	要配慮者	0254-60-1610		15
12	小規模多機能型居宅介護 よりあい	村上市小口川133番地1	要配慮者	0254-56-8283		4
13	小規模多機能型居宅介護 ライフほうない	村上市下鍛冶屋734番地1	要配慮者	0254-62-3575		4
14	小規模多機能ホーム みんなの家	村上市下鍛冶屋575番地29	要配慮者	0254-62-5717		5
15	認知症高齢者グループホーム あさひ	村上市猿沢2222番地	要配慮者	0254-60-2223		3
16	ほっとむらかみグループホーム	村上市四日市802番地1	要配慮者	0254-50-1381		8
17	グループホーム 上海府	村上市吉浦1074番地2	要配慮者	0254-50-3570		1
18	グループホームさんぼく	村上市府屋字西間瀬68番地	要配慮者	0254-75-8910		2
19	ケアハウスひまわり	村上市猿沢2220番地	要配慮者	0254-60-2220		3
20	障害者支援施設 浦田の里	村上市岩船231番地1	障害者	0254-53-1803		3
21	障害者支援施設 いわくすの里	村上市上の山2番17号	障害者	0254-50-2100		3
22	障害者支援施設 やまやの里	村上市山屋746番地2	障害者	0254-66-5945		12
23	特別養護老人ホームあさひ	村上市猿沢2160番地	要配慮者	0254-60-2225		2
24	特別養護老人ホーム村上天まごころの里	村上市大津3689番地2	要配慮者	0254-62-1007		3
25	特別養護老人ホーム神林の里	村上市九日市69番地1	要配慮者	0254-75-5041		2
26	ケアサービスセンターやすらぎ	村上市岩船上大町5番8号	要配慮者	0254-62-7288		4
27	守庵良寛ショートステイ緑町	村上市緑町一丁目2番42号	要配慮者	0254-75-5500		4
28	優っくり	村上市松山201番地1	要配慮者	0254-53-1111		2
29	看護小規模多機能ホーム村上天まごころの里	村上市大津3689番地2	要配慮者	0254-62-7800		2
30	グループホームふるさと	村上市中原3920番地1	要配慮者	0254-62-7104		5
31	グループホームあらかわ	村上市大津3689番地1	要配慮者	0254-62-1231		2
32	グループホーム笑顔	村上市飯野二丁目4番7号	要配慮者	0254-75-5533		1
33	グループホームかごやまの里	村上市北新保571番地39	要配慮者	0254-66-8282		2
34	グループホームたばたまちひかり苑	村上市田端町8番65号	要配慮者	0254-56-0571		5
35	認知症高齢者グループホームまつかぜ	村上市北新保683番地12	要配慮者	0254-66-8882		2
36	小規模多機能型居宅介護（株）慎鍋	村上市山居町二丁目5番44号	要配慮者	0254-53-5539		5
37	新潟県立村上特別支援学校	村上市山居町2-16-29	在校生、卒業生及び事前に市が特定した者	0254-53-0448		146
38	老人福祉センターあかまつ荘	村上市瀬波温泉1-2-8	要配慮者	0254-52-6815		24
39	上海府デイサービスセンターゆきわり荘	村上市野湯2662番地1	要配慮者	0254-58-2210		2
40	さわらびセンター	村上市小須戸304	要配慮者	0254-73-1133		2
41	山辺里デイサービスセンター さくら荘	村上市日下1199番地3	要配慮者	0254-53-7355		2
42	デイサービスセンター「きわなみ荘」	村上市九日市510番地1	要配慮者	0254-66-6301		2
43	デイサービスセンター「新きわなみ荘」	村上市九日市510番地1	要配慮者	0254-66-6301		2
44	デイサービス長津	村上市笹平1795番地1	要配慮者	0254-72-1111		2
45	デイサービスセンター「ゆり花荘」	村上市勝木862番地1	要配慮者	0254-77-3005		2
46	村上市養護老人ホームやまゆり荘	村上市山屋749番地1	要配慮者	0254-66-5666		7

5-3 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

【該当する区域】
 洪水…洪水浸水想定区域内（根拠法：水防法）
 土砂…土砂災害警戒区域内（根拠法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）
 津波…津波災害警戒区域内（根拠法：津波防災地域づくりに関する法律）

No.	地区	種別	名称	電話番号	FAX	所在地	該当する区域（●）			市担当課
							津波	土砂	洪水	
1	山北	病院	山北徳洲会病院	0254-60-5555	0254-60-5556	村上市勝木1340-1	●			保健医療課
2	村上	病院	村上記念病院	0254-52-1229	0254-52-3556	村上市松山204-1			●	保健医療課
3	村上	病院	村上総合病院	0254-53-2141	0254-54-4362	村上市緑町五丁目8-1			●	保健医療課
4	荒川	病院	新潟県立坂町病院	0254-62-3111	0254-62-5431	村上市下鍛冶屋589			●	保健医療課
5	村上	病院	村上はまなす病院	0254-53-2890	0254-53-6563	村上市瀬波中町12-18			●	保健医療課
6	村上	病院	肴町病院	0254-53-2781	0254-53-2803	村上市田端町16-7			●	保健医療課
7	村上	小学校	村上小学校	0254-53-2249	0254-53-2250	村上市三之町2-41			●	学校教育課
8	村上	小学校	村上南小学校	0254-52-4188	0254-52-4288	村上市南町二丁目1-11			●	学校教育課
9	村上	小学校	岩船小学校	0254-56-7036	0254-56-7842	村上市岩船上町2-10	●		●	学校教育課
10	村上	小学校	瀬波小学校	0254-52-2798	0254-53-6652	村上市瀬波上町4-6			●	学校教育課
11	村上	小学校	山辺里小学校	0254-53-2288	0254-53-5200	村上市日下1428			●	学校教育課
12	荒川	小学校	保内小学校	0254-62-2302	0254-62-5553	村上市下鍛冶屋264-2			●	学校教育課
13	荒川	小学校	金屋小学校	0254-62-2050	0254-62-6587	村上市金屋2014-1			●	学校教育課
14	神林	小学校	神納小学校	0254-66-7312	0254-66-8131	村上市九日市503			●	学校教育課
15	朝日	小学校	小川小学校	0254-52-2723	0254-52-4327	村上市小川14			●	学校教育課
16	山北	小学校	さんぼく小学校	0254-77-2893	0254-77-2517	村上市勝木20-1	●		●	学校教育課
17	村上	中学校	村上第一中学校	0254-53-4155	0254-53-7366	村上市大欠1-70			●	学校教育課
18	村上	中学校	村上東中学校	0254-53-6171	0254-53-6172	村上市山辺里1788			●	学校教育課
19	荒川	中学校	荒川中学校	0254-62-3251	0254-62-3252	村上市坂町2510			●	学校教育課
20	山北	中学校	山北中学校	0254-77-2049	0254-77-2152	村上市府屋655-3		●	●	学校教育課
21	村上	中等教育	県立村上中等教育学校	0254-52-5101	0254-53-6773	村上市山居町6-8			●	新潟県教育庁
22	村上	特別支援	県立村上特別支援学校	0254-53-0448	0254-53-6769	村上市山居町二丁目16-29		●	●	新潟県教育庁
23	村上	幼稚園	村上幼稚園	0254-52-4947	0254-52-4988	村上市新町2-23			●	こども課
24	村上	幼稚園	村上いずみ幼稚園	0254-52-4431	0254-53-6595	村上市山居町二丁目10-23			●	こども課
25	村上	保育所	第一保育園	0254-52-3085	0254-52-3085	村上市肴町20-3			●	こども課
26	村上	保育所	第二保育園	0254-52-2488	0254-52-2488	村上市庄内町9-3			●	こども課
27	荒川	保育所	金屋保育園	0254-62-2355	0254-62-2355	村上市金屋2142-1			●	こども課
28	村上	保育所	瀬波保育園	0254-52-4400	0254-52-4400	村上市瀬波中町9-9			●	こども課
29	村上	保育所	山居町保育園	0254-52-4179	0254-52-4179	村上市飯野三丁目15-4			●	こども課
30	村上	保育所	山辺里保育園	0254-53-1541	0254-53-1541	村上市日下1241-2			●	こども課
31	荒川	保育所	あらかわ保育園	0254-62-0015	0254-62-1523	村上市坂町1804-2			●	こども課

No.	地区	種別	名称	電話番号	FAX	所在地	該当する区域(●)			市担当課
							津波	土砂	洪水	
32	村上	児童館等	二之町学童保育所・児童館	0254-53-3323		村上市二之町1-10			●	こども課
33	荒川	児童館等	保内学童保育所	0254-50-5125		村上市下鍛冶屋388-1			●	こども課
34	村上	児童館等	瀬波学童保育所・児童館	0254-53-4130		村上市瀬波上町4-1			●	こども課
35	山北	児童館等	さんぼく森のなかよし学童保育所	0254-77-3999		村上市勝木730	●			こども課
36	朝日	児童館等	朝日学童保育所	0254-53-4711		村上市小川29-3			●	こども課
37	村上	児童館等	岩船学童保育所・児童館	0254-56-8787		村上市岩船上大町2-23	●		●	こども課
38	神林	児童館等	神林学童保育所	0254-66-7297		村上市九日市356-4			●	こども課
39	村上	児童館等	南町学童保育所・児童館	0254-53-3077		村上市南町二丁目11-58		●	●	こども課
40	村上	小規模保育事業	ゆりかご保育園	0254-53-2575		村上市大久8-12			●	こども課
41	村上	小規模保育事業	マイマイ保育園	0254-52-6706		村上市天神岡438			●	こども課
42	朝日	地域子育て支援拠点事業	朝日子育て支援センター	0254-72-1230	0254-72-1230	村上市中新保50-3			●	こども課
43	村上	地域子育て支援拠点事業	上海府子育て支援センター	0254-58-2026		村上市吉浦1456-1	●			こども課
44	朝日	生活支援ハウス (高齢者生活福祉センター)	村上市高齢者生活福祉センター「ふれあい羽衣」	0254-72-6722	0254-72-0056	村上市岩沢1622			●	介護高齢課
45	村上	サービス付き高齢者向け住宅	リブインホームモニエレジデンス(有料)	0254-75-5725	025-333-0520	村上市三之町708			●	介護高齢課
46	村上	介護老人保健施設	三面の里	0254-53-5330	0254-52-5314	村上市田端町16-7			●	介護高齢課
47	村上	老人短期入所施設	リブインホームモニエ三之町ショートステイ	0254-50-1182	0254-50-1172	村上市三之町4-28			●	介護高齢課
48	村上	老人短期入所施設	ショートステイいいの・ひかり苑	0254-50-0571	0254-50-0573	村上市飯野二丁目4-13			●	介護高齢課
49	荒川	老人デイサービスセンター	デイサービスセンターくろろつかず	0254-62-3221	0254-62-3222	村上市海老江942-1			●	介護高齢課
50	神林	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護よりあい	0254-56-8283	0254-56-8284	村上市小口川133-1			●	介護高齢課
51	荒川	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型ホームみんなの家	0254-62-5717	0254-50-5517	村上市下鍛冶屋575-29			●	介護高齢課
52	荒川	小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護ライブほうない	0254-62-3575	0254-62-3841	村上市下鍛冶屋734-1			●	介護高齢課
53	村上	小規模多機能型居宅介護	(株) 慎錦	0254-53-5539	0254-53-5540	村上市山居町二丁目5-44			●	介護高齢課
54	山北	認知症高齢者グループホーム	グループホームしおかぜ	0254-60-5333	0254-60-5332	村上市勝木824-2	●			介護高齢課
55	村上	認知症高齢者グループホーム	ほつとむらかみグループホーム	0254-50-1381	0254-50-1383	村上市四日市802-1			●	介護高齢課
56	村上	認知症高齢者グループホーム	グループホーム上海府	0254-50-3570	0254-50-3571	村上市吉浦1074-2	●			介護高齢課
57	村上	認知症高齢者グループホーム	グループホームたばたまちひかり苑	0254-56-0571	0254-56-0572	村上市田端町8-65			●	介護高齢課
58	荒川	認知症高齢者グループホーム	グループホームあらかわ	0254-62-1231	0254-62-1232	村上市大津3689-1			●	介護高齢課
59	荒川	特別養護老人ホーム	たかつぼ	0254-62-1455	0254-62-1436	村上市下鍛冶屋572-7			●	介護高齢課
60	朝日	特別養護老人ホーム	羽衣園	0254-72-0055	0254-72-0056	村上市岩沢1616			●	介護高齢課
61	荒川	特別養護老人ホーム	村上まごころの里(地域密着)	0254-62-1007	0254-62-1008	村上市大津3689-2			●	介護高齢課

No.	地区	種別	名称	電話番号	FAX	所在地	該当する区域(●)			市担当課
							津波	土砂	洪水	
62	神林	老人デイサービスセンター (通所介護、介護予防通所介護)	村上市社会福祉協議会デ・イ・セ・スセンターきわなみ荘	0254-66-6301	0254-66-6302	村上市九日市510			●	介護高齢課
63	村上	老人デイサービスセンター (通所介護、介護予防通所介護)	上海府デイサービスセンターゆきわり荘	0254-58-2210	0254-58-2210	村上市野潟2662-1	●			介護高齢課
64	村上	老人デイサービスセンター (通所介護、介護予防通所介護)	山辺里デイサービスセンター	0254-53-7355	0254-53-7355	村上市日下1199-3			●	介護高齢課
65	神林	老人デイサービスセンター (通所介護、介護予防通所介護)	村上市社会福祉協議会デイサービスセンター新きわなみ荘	0254-66-6301	0254-66-6302	村上市九日市510			●	介護高齢課
66	村上	老人デイサービスセンター (通所介護、介護予防通所介護)	かんさち堂デイサービスセンター	0254-50-1611	0254-50-1622	村上市泉町9-25			●	介護高齢課
67	村上	老人デイサービスセンター (通所介護、介護予防通所介護)	デイサービスまごの手	0254-53-3102	0254-53-3168	村上市塩町12-19			●	介護高齢課
68	村上	宿泊型自立訓練	はまなすホーム	0254-50-7090	0254-50-7089	村上市瀬波中町10-1			●	福祉課
69	神林	就労移行支援	すずかけ	0254-66-8045	0254-66-8045	村上市川部1237			●	福祉課
70	村上	共同生活援助(GH)	あかね寮	0254-53-1803		村上市大欠10-6			●	福祉課
71	荒川	共同生活援助(GH)	グループホーム そよかせ	0254-75-5088	0254-75-5088	村上市山口市野中452-1			●	福祉課
72	村上	地域活動支援センター	村上市精神障害者地域活動支援センターやまびこの家	0254-53-5555	0254-53-6602	村上市肴町10-14			●	福祉課
73	山北	地域活動支援センター	山北地域活動支援センターぬくもり工房	0254-77-2857	0254-77-2857	村上市勝木1099-1	●			福祉課
74	神林	就労継続支援B型	みどりの家	0254-52-1930	0254-52-1939	村上市上助淵 1900-1			●	福祉課
75	朝日	就労継続支援B型	みどりの家朝日(従たる事業所)	0254-72-0288	0254-72-0288	村上市鶴渡路1999-2			●	福祉課
76	村上	院内保育所	村上総合病院よつば保育園	0254-62-7290		村上市緑町五丁目1-15			●	こども課
77	村上	病児保育施設事業	むらかみ病児保育センター	0254-75-5521	0254-75-5107	村上市緑町五丁目8-1			●	こども課

5-4 災害時緊急備蓄物資等数量

〈備蓄目標基準・備蓄する品目〉 ※食料供給計画に記載

- ・避難者想定 人口57,000人×12.5%≒7,125人とする。
- ・市の備蓄目標

備蓄主体		目標備蓄量（現物備蓄・流通備蓄含む。）		
		食料	飲料水（2ℓ）	毛布
自助 共助	家庭・自治会 自主防災組織	発生初日 3食分	1人 1.5本	1人 1枚
公助 （流通備蓄含む。）	市	4～5食目 2食分 3,600食 （2500食/1万人）	1人 1本 900本 （1250本/1万人）	220枚 （300枚/1万人）
	県・他市町村	6～8食目 3食分	1人 1.5本	
	県外	9食目以降		

※平成17年10月に新潟県防災局で示された市町村備蓄目標量により算定

〈物資・資機材等備蓄倉庫〉

施設名	所在地	管理等	電話番号	備考
村上市防災備蓄庫	三之町1-1	総務課	53-2111	備蓄食料等
村上市水防倉庫	羽黒町2-38	総務課		水防資材
旧山辺里小学校	山辺里721-甲	生涯学習課	53-2508	避難所資材
旧神納中央保育園	有明669	財政課		避難所資材
荒川支所防災備蓄庫	山口444	荒川支所地域振興課	62-3101	
荒川支所庁舎内倉庫	山口444	荒川支所地域振興課	62-3101	
荒川支所水防倉庫	山口414番地1	荒川支所地域振興課	62-3101	水防資材
神林支所 電話交換室、旧CP室、機 械室	岩船駅前56	神林支所地域振興課	66-6111	
神納中学校敷地内備蓄倉庫	有明	神林支所地域振興課		
朝日支所防災備蓄倉庫	岩沢5777	朝日支所地域振興課		
朝日支所水防倉庫	岩沢4887-4	朝日支所地域振興課		水防資材
旧山北分校内資材倉庫	府屋176-5	山北支所地域振興課	77-3111	資材
旧山北分校敷地内備蓄倉庫	府屋176-5	山北支所地域振興課	77-3111	備蓄食料
第二分庁舎裏資材倉庫	府屋177-1	山北支所地域振興課	77-3111	資材
山北支所庁舎脇資材倉庫	府屋232	山北支所地域振興課	77-3111	資材
道の駅朝日 まほろば		国土交通省 羽越河川国道事務所	62-3211	一部借用

5-5 村上市災害救助条例

平成20年4月1日
条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、災害に際して、本市が応急的に必要な救助を行い、災害に遭った者の保護を図ることを目的とする。

(救助の実施要件)

第2条 この条例による救助(以下「救助」という。)は、災害救助法(昭和22年法律第118号)が適用されない災害であって、次に定める程度の災害が発生し、当該災害に遭い、現に救助を必要とする者に対して行うものとする。

- (1) 住家が滅失した世帯数が15以上に達したとき。
 - (2) 前号の基準に達しないが、多数の世帯の住家が滅失し、市長が特に必要と認めたとき。
 - (3) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- 2 前項第1号及び第2号に定める住家が滅失した世帯数の算定は、住家が半壊し、又は半焼した等著しく損壊した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(救助の種類等)

第3条 救助の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 避難所の設置
 - (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与
 - (4) 災害に遭った者の救出
 - (5) 応急仮設住宅の設置
 - (6) 災害に遭った住宅の応急修理
 - (7) 障害物の除去
- 2 前項第5号から第7号までの救助については、生活困窮者を対象として行うものとする。

(救助の程度、方法及び期間)

第4条 救助の程度、方法及び期間は、新潟県災害救助法施行細則(昭和35年新潟県規則第30号)第5条に定める範囲内において行うものとする。

2 市長が特に必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず、救助の期間を延長して行うことができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

5-6 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成20年4月1日
条例第128号

目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)
- 第5章 村上市災害弔慰金等支給審査委員会(第16条)
- 第6章 補則(第17条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「政令」という。)並びに新潟県災害弔慰金等に関する要綱の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)の支給を行い、及び自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金(以下「見舞金」という。)の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に役立てることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、市内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(弔慰金の支給)

第3条 市長は、市民が政令第1条に規定する災害又は新潟県災害救助条例(昭和39年新潟県条例第77号)が適用された災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、弔慰金の支給を行うものとする。

(弔慰金を支給する遺族)

第4条 弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子

- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、弔慰金の支給を受けるべき、同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの弔慰金の額は、その死亡した者が死亡当時においてその死亡に関し、弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡した者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場に居合わせた者で、その生死が分からないものについては、法第4条の規定により当該災害によって死亡したものと推定する。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次に掲げるときは、支給しない。

- (1) 災害による死亡がその死亡した者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。
- (2) 政令第2条に規定するとき。

(支給の手続)

第8条 市長は、弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、弔慰金の支給に関し、遺族に必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(見舞金の支給)

第9条 市長は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、見舞金の支給を行うものとする。

(見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、見舞金に準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(資金の貸付け)

第12条 市長は、政令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに役立てるため、資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(資金の貸付限度額等)

第13条 一の災害における1世帯当たりの資金の貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかの事由に該当するとき。

ア 家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がないとき 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がないとき 250万円

ウ 住居が半壊したとき 270万円

エ 住居が全壊したとき 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかの事由に該当するとき。

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がないとき 150万円

イ 住居が半壊したとき 170万円

ウ 住居が全壊したとき(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失したとき 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ないとき等特別の事情があるときは、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(政令第7条第2項括弧書きの場合は、5年)とする。

(保証人及び利率)

第14条 資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 資金は、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、政令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 資金の償還は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 前項の規定による資金の年賦償還、半年賦償還又は月賦償還は、それぞれ元利均等償還の方法とする。ただし、資金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに政令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 村上市災害弔慰金等支給審査委員会

(支給審査委員会の設置)

第16条 法第18条の規定に基づき、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議する必要がある場合は、村上市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「支給審査委員会」という。)を設置することができる。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 補則

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の村上市災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年村上市条例第23号)、荒川町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和51年荒川町条例第17号)、神林村災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年神林村条例第23号)、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年朝日村条例第28号)又は山北町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和50年山北町条例第25号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 前項の場合において、施行日の前日までに合併前の条例の規定により貸付けを受け、又は貸付けを決定された災害援護資金で、施行日においてその償還が完了していないものの償還については、なお合併前の条例の例による。

附 則(令和元年7月31日条例第4号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の村上市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年12月23日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の村上市災害弔慰金の支給等に関する条例第15条第3項の規定は、令和元年8月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月22日条例第4号)
この条例は、公布の日から施行する。

5-7 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成20年4月1日

規則第62号

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)
- 第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)
- 第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第17条)
- 第5章 村上市災害弔慰金等支給審査委員会(第18条—第25条)
- 第6章 補則(第26条)
- 附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、村上市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成20年村上市条例第128号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 市長は、条例第3条の規定により災害弔慰金(以下「弔慰金」という。)を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 市長は、市外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 市長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金(以下「見舞金」という。)を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

- 第5条 市長は、市外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。
- 2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

- 第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号)を提出しなければならない。
- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては、前々年とする。以下この号において同じ。)において他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類
- 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

- 第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要事項について災害弔慰金支給調査票(様式第3号)により調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

- 第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。
- 2 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(借用書の提出)

- 第9条 貸付決定の通知を受けた者は、速やかに保証人の連書した災害援護資金借用書(様式第6号。以下「借用書」という。)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて提出しなければならない。

(貸付金の交付)

- 第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第7号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第9号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第10号)により当該借受人に通知するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第11号)を提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨の決定をしたときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第12号)により当該借受人に通知するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第13号)により当該借受人に通知するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第14号)を提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号のいずれかに掲げる書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除通知書(様式第15号)により償還免除申請者に通知するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第16号)により償還免除申請者に通知するものとする。

(督促)

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者がいるときは、督促状を発するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人は、借受人又は保証人について氏名又は住所の変更等、借用書に記載した事項に異動を生じたときは、速やかに氏名等変更届(様式第17号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人がその旨を届け出なければならない。

第5章 村上市災害弔慰金等支給審査委員会

(組織)

第18条 条例第16条第1項に規定する支給審査委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員の任期)

第19条 委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 市長は、委員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき、又は委員に職務上の義務違反その他委員としてふさわしくない行為があると認めるときは、当該委員を解職又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第20条 支給審査委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、支給審査委員会の会務を総理し、支給審査委員会を代表する。

3 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第21条 支給審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要の都度市長の依頼により会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の合議で決する。ただし、合議が調わないときは、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第22条 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第23条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第24条 支給審査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第25条 この章に定めるもののほか、支給審査委員会の運営に関し必要な事項は、会長が支給審査委員会に諮って別に定める。

第6章 補則

(その他)

第26条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の村上市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和63年村上市規則第2号)、荒川町災害弔慰金の支給等に関する管理運営に関する規則(昭和57年荒川町規則第11号)、神林村災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和58年神林村規則第11号)、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年朝日村規則第17号)又は山北町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(平成3年山北町規則第24号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

(東日本大震災の被災者に対する災害援護資金の申込期間等の特例)

- 3 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。)第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令(平成23年政令第131号。以下「平成23年特別令」という。)第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の適用については、「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは「平成30年3月31日」とする。
- 4 前項の災害援護資金の貸付けであって保証人を立てないものに係る第9条の適用については、「連帯保証人の連署した災害援護資金借用書」とあるのは「借用書」と、「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。))及び連帯保証人の印鑑証明書」とあるのは「資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。))の印鑑証明書」とする。
- 5 平成23年特別令第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第2項(2)の適用については、同(2)中「被害を受けた日の属する前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。))」とあるのは「平成21年(平成23年の所得が平成21年の所得を下回る場合は平成23年とする。以下この号において同じ。))」と、「前年の所得」とあるのは「平成21年の所得」とする。

附 則(平成25年2月5日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月22日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式 略

5-8 村上市災害見舞金の支給に関する要綱

平成20年4月1日
告示第208号

(目的)

第1条 この要綱は、災害により被害を受けた市民又はその遺族に対する災害見舞金(以下「見舞金」という。)の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象、火事又は爆発等をいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、村上市の区域内に住所を有した者をいう。
- (3) 住宅 現に居住のために使用されている建物をいう。
- (4) 賃貸住宅 住宅のうち賃貸に供されている建物をいう。
- (5) 住宅以外の建物 店舗、工場、事務所、倉庫等現に居住のために使用されていない、床面積が50平方メートル以上の建物をいう。
- (6) 全壊、全焼 住宅又は住宅以外の建物の損害額がその住宅の評価額の70パーセント以上のもの又はこれ未満であっても残存部分に補修を加えても再使用できないものをいう。
- (7) 半壊、半焼 住宅又は住宅以外の建物の損害額がその住宅の評価額の20パーセント以上のもので、全壊、全焼に該当しないものをいう。
- (8) 部分焼 住宅の損害額がその住宅の評価額の10パーセント以上20パーセント未満のものをいう。
- (9) 消防活動による損害 消防活動に伴う水等による住宅の損害部分の床面積がその住宅の10パーセント以上に達した程度のものをいう。

(見舞金の支給及び額)

第3条 市長は、市民が災害により財産に被害を受け、又は身体障害者となり、若しくは死亡した場合に、見舞金を支給する。

2 見舞金の額及び支給を受ける者は、別表に掲げるとおりとする。

(見舞金の支給に関する制限)

第4条 見舞金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。ただし、次の各号に掲げる給付金の支給を受けた額が、前条の規定による見舞金の額を限度にその差額を見舞金として支給する。

- (1) 村上市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成20年村上市条例第128号)の規定に基づく災害弔慰金その他村上市から見舞金の給付金(以下「給付金」という。)の支給を受けた場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、当該災害に関し、法令又は他の地方公共団体の条例等の規定に基づいて、国又は団体等から給付金の支給を受けた場合
- (3) 災害のうち、火災の場合で、出火世帯の故意又は過失により火災を起こしたものがいる世帯

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

被害の状況		金額	支給を受けるもの
1 住宅、賃貸住宅に被害を受けた場合	全壊又は全焼	50,000円	(1) 住宅の世帯主 (2) 下記に該当するものは、左の金額の2分の1以内の額とする ①賃貸住宅の世帯主 ②住宅の一部を借り受け生計を営んでいた市民 ③賃貸住宅の所有者 ④建物の所有者でない同居世帯主
	半壊又は半焼	30,000円	
	部分焼及び消防活動による損害	10,000円	
2 住宅以外の建物に被害を受けた場合	全壊又は全焼	30,000円	建物の所有者
	半壊又は半焼	10,000円	
	部分焼及び消防活動による損害	5,000円	
3 負傷のため身体障害者(身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の4級の身体障害者をいう。以下同じ)になった場合		20,000円	当該身体障害者になった者
4 死亡の場合	死亡者の死亡当時見舞金を受けることとなる者の生計を主として維持していた場合	100,000円	死亡者の遺族
	上記以外の場合	50,000円	
備考			
1 死亡の場合において、見舞金を支給する遺族の範囲、順位、遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により支給が困難な場合及び見舞金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときの支給方法等については、村上市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定の例による。			
2 被害の状況が複数の項目に該当するときは、これらのうち最も高い見舞金を支給し、複数支給はしない。			

6 交通・輸送に関する資料

6-1 新潟県 緊急輸送道路ネットワーク計画(起・終点表)

区分	道路種別	路線番号	路線名	緊急輸送道路の路線別延長		道路管理者別延長							
				起点	終点	① 路線延長 (km) H21.4.1 共用済	② NEXCO管理 延長	③ 国管理 延長	④ 新潟県 管理延長	⑤ 新潟市 管理延長	⑥ 市町村 管理延長	⑦ 新潟県 管理臨港 道路管理 延長	
1:第1次	1:高速自動車国道	1190	日本海沿岸東北自動車道 (新潟中央IC)	新潟市江南区薫木 (新潟中央IC)	村上市猿沢 (朝日まほろばインターチェンジ)	67.50	46.60	20.90					
2:第2次	2:国道(指定)	7	一般国道7号	新潟市中央区本町7番町	村上市中浜(山形県境)	110.80		110.80					
3:第3次	3:国道(指定外)	113	一般国道113号	村上市坂町	岩船郡関川村釜丸 (山形県境)	25.90		25.90					
	4:主要地方道	113	一般国道113号	胎内市柳崎浜 (一般国道345号との交点)	村上市南新保 (県道新潟新発田村上線との交点)	2.00			2.00				
	6:一般国道	113	一般国道113号	村上市南新保 (県道新潟新発田村上線との交点)	村上市坂町 (一般国道7号との交点)	3.50			3.50				
	7:一般市道	290	一般国道290号	村上市上助洲 (一般国道7号との交点)	岩船郡関川村大字大島 (一般国道113号との交点)	15.60			15.60				
	8:一般市町村道	345	一般国道345号	胎内市柳崎浜 (一般国道113号との交点)	村上市勝木 (一般国道7号との交点)	49.70			49.70				
	9:その他道路	1003	県道新潟新発田村上線	北蒲原郡聖籠町大字藤寄 (新潟市との管理界)	村上市南新保 (一般国道113号との交点)	25.70			25.70				
1		1003	県道新潟新発田村上線	村上市八日市 (一般国道345号との交点)	村上市岩船下大町 (県道岩船港線との交点)	1.50			1.50				
2		1205	県道高根村上線	村上市岩沢 (村上市役所朝日支所)	村上市小川 (一般国道7号との交点)	4.50			4.50				
2		1208	県道小柳沢線	村上市岩沢 (県道高根村上線との交点)	村上市猿沢 (一般国道7号との交点)	1.80			1.80				
2		1286	県道岩船港線	村上市岩船港町 (臨港道路(岩船港線)との交点)	村上市上助洲 (一般国道7号との交点)	5.60			5.60				
2		1349	県道鶴岡村上線	村上市大場沢 (村上市古淵路 (朝日三面インターチェンジ)	村上市古淵路 (県道高根村上線との交点)	0.30			0.30				
2		1397	県道上山山辺里線	村上市下相川 (村上山辺里インターチェンジ)	村上市山辺里 (一般国道7号との交点)	0.70			0.70				
2		1530	県道村上停車場線	村上市香町 (市道香町線との交点)	村上市大町 (県道村上神林線との交点)	1.03			1.03				
2		1531	県道村上神林線	村上市上町 (県道村上停車場線との交点)	村上市山居町2丁目 (県道岩船港線との交点)	1.60			1.60				
2			上助洲黒線	村上市上助洲 (村上瀬波温泉インターチェンジ)	村上市羽黒町	1.50				1.50			
2			香町線	村上市香町	村上市香町 (一般国道345号)	0.16				0.16			
2			桃川牧目線	村上市牧目(一般国道7号)	村上市牧目 (一般国道345号)	1.60				1.60			
2			臨港道路(岩船港線)	村上市八日市	村上市岩船港町	1.91							1.91
2		1500D-1-2	臨港道路岩船港線	村上市岩船港町	村上市岩船港町	0.08							0.08
2		1500D-1-8	臨港道路浜端1号線	村上市岩船港町	村上市岩船港町	0.35							0.35
3		1530	県道村上停車場線	村上市田端町 (村上駅)	村上市田端町 (市道普通線との交点)	0.12			0.12				
3			南線	村上市田端町	村上市上町	1.10							1.10

6-2 飛行場外離着陸場

(1) 飛行場外離着陸場

No.	管轄消防本部	飛行場外離着陸場名	住所	座標（緯度・経度） ※世界測地系
64	村上市消防本部	神林	新潟県村上市九日市501 神林総合運動公園	北緯38度10分51秒 東経139度27分22秒
65		朝日	新潟県村上市岩沢5616 朝日多目的グラウンド	北緯38度16分05秒 東経139度32分24秒
66		山北運動場	新潟県村上市府屋160 山北多目的グラウンド	北緯38度30分42秒 東経139度32分07秒
67		三面川	新潟県村上市村上5448-2 三面川東河川緑地	北緯38度13分50秒 東経139度28分58秒
68		グリーンパーク あらかわ	新潟県村上市梨木234-2 荒川多目的グラウンド	北緯38度05分54秒 東経139度27分30秒
69		村上市ドクター ヘリ離着陸場	新潟県村上市山辺里2234 村上市ドクターヘリ離着陸場	北緯38度13分57秒 東経139度29分03秒
70		関川村スポーツ公園	新潟県岩船郡関川村大字下関912 関川村スポーツ公園	北緯38度05分41秒 東経139度33分48秒
71		粟島牧平	新潟県岩船郡粟島浦村上牧2000、2001 粟島牧平	北緯38度29分08秒 東経139度15分33秒
72		粟島漁港	新潟県岩船郡粟島浦村字日ノ見山1513-17 粟島漁港	北緯38度28分08秒 東経139度15分19秒

(2) 複数駐機可能なヘリコプター離着陸場

No.	地区	管轄消防本部等	空港・ 場外場名称	所在地	座標（緯度・経度） ※世界測地系	通年 場外	最大 駐機数	燃料備蓄等
14	下越	村上市消防本部	関川村 スポーツ公園	岩船郡関川村大字下関912 関川村スポーツ公園	北緯 38度05分41秒 東経 139度33分48秒	○	8	400ℓ (村上市消防本部)
15			神林	村上市九日市501 神林総合運動公園	北緯 38度10分51秒 東経 139度27分22秒	○	8	
16			朝日	村上市岩沢5616 朝日多目的グラウンド	北緯 38度16分05秒 東経 139度32分24秒	○	8	
17			山北運動公園	村上市府屋160 山北多目的グラウンド	北緯 38度30分42秒 東経 139度32分07秒	○	8	

※ 「通年場外」：新潟県消防防災航空隊の飛行場外離着陸場通年申請の有無

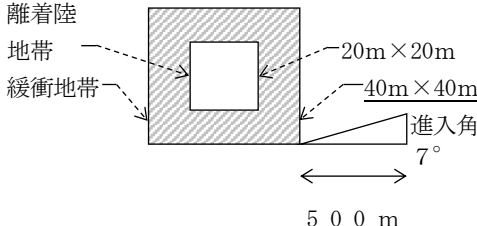
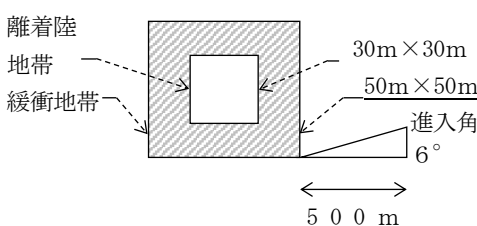
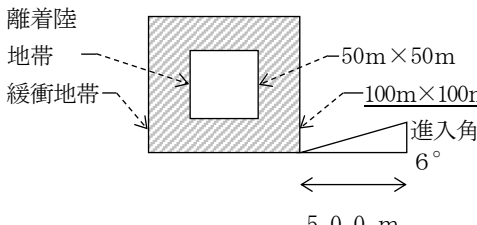
※ ドクターヘリ運用に伴う配置

(3) 活動拠点病院付近のヘリコプター離着陸場

No.	地区	管轄消防本部	病院名称	所在地	空港・ 場外場名称	所在地	座標（緯度・経度） ※世界測地系	通年場外
15	下越	村上市消防本部	厚生連 村上総合病院	村上市 緑町5丁目8-1	村上市ドクター ヘリ離着陸場	村上市山辺野2234 村上市ドクターヘリ 離着陸場	北緯 38度13分57秒 東経 139度29分03秒	○

※ 「通年場外」：新潟県消防防災航空隊の飛行場外離着陸場通年申請の有無

6-3 ヘリポート適地の基準・ヘリポート

区分	ヘリポート選定の目安	左の基準に対応可能機種
小型		<p><u>陸上自衛隊</u> OH-1 機体長 13.40m OH-6 機体長 9.24m</p> <p><u>県警察本部</u> はるかぜ 機体長 13.00m</p> <p><u>新潟県</u> AW109S 機体長 13.00m <u>ドクターヘリ</u></p>
中型		<p><u>陸上自衛隊</u> UH-1J 機体長 17.44m UH-60JA 機体長 19.76m</p> <p><u>海上自衛隊</u> UH-60J 機体長 19.76m</p> <p><u>航空自衛隊</u> UH-60J 機体長 19.76m</p> <p><u>海上保安庁</u> らいちょう1 機体長 17.70m らいちょう2 機体長 17.70m</p> <p><u>県警察本部</u> こしかぜ 機体長 16.2m ときかぜ 機体長 17.12m</p> <p><u>県危機対策課</u> はくちょう 機体長 16.62m</p>
大型		<p><u>陸上自衛隊</u> CH-47JA 機体長 30.18m</p> <p><u>海上自衛隊</u> MH-53E 機体長 30.19m</p> <p><u>航空自衛隊</u> CH-47J 機体長 30.18m</p>

注 この基準は、国土交通省及び防衛省の定めた（認めた）基準とは異なり、個々の機関における機種に対する基準を考慮し、新潟県における災害時のヘリポート適地を把握するため目安として定めたものである。（同一機種でも運航する機関によって基準が異なる場合もある。）

「選定に当たって考慮すべき事項」

1 勾配

十分に平坦であり、最大勾配は5%（4.5°）未満であること。

2 離着陸地帯及び緩衝地帯には、障害物や吹き飛ぶような物を置かず、人の立ち入りが禁止できること。

3 広さが基準以下の場合にはヘリコプターが空中に停止し、吊り下げ、吊り上げ又は投下等の措置を実施することがある。

4 新潟県地域防災計画に記載されているヘリコプター活動を考慮し、運用に適した場所を指定する。

5 冬季積雪の多い場合は、グラウンド等地面の状況にこだわることなく、田畑等付近に障害物のない場所を圧雪する。

6-4 ヘリポート適地一覧

施設	幅×長さ (m)	住 所 地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX番号	避難場所 との 兼用	仮設住宅 建設予定 地と兼用
村上小学校グラウンド	90×100	村上市三之町2-41	校 長	0254-53-2249 0254-53-2250	兼	
村上南小学校グラウンド	130×100	村上市南町二丁目1-11	校 長	0254-52-4188 0254-52-4288	兼	
村上第一中学校グラウンド	80×140	村上市大欠1-70	校 長	0254-53-4155 0254-53-7366	兼	
村上高等学校グラウンド	130×120	村上市田端町7-12	校 長	0254-53-2109 0254-53-3401	兼	
村上桜ヶ丘高等学校グラウ	60×120	村上市飯野桜ヶ丘10-25	校 長	0254-52-5201 0254-53-6810	兼	
村上中等教育学校グラウン	90×100	村上市学校町6-8	校 長	0254-52-5101 0254-53-6773	兼	
岩船小学校グラウンド	70×100	村上市岩船上町2-10	校 長	0254-56-7036 0254-56-7842	兼	
岩船中学校グラウンド	80×100	村上市八日市9-10	校 長	0254-56-7109 0254-56-8074	兼	
瀬波小学校グラウンド	50×80	村上市瀬波上町4-6	校 長	0254-52-2798 0254-53-6652	兼	
山辺里小学校グラウンド	60×110	村上市山辺里721-甲	校 長	0254-52-2338 0254-53-4974	兼	
村上東中学校グラウンド	70×80	村上市山辺里1788	校 長	0254-53-6171 0254-53-6172	兼	
上海府小学校グラウンド	40×90	村上市柏尾2812	校 長	0254-58-2511 0254-58-2518	兼	
三面川東河川公園	100×40	村上市村上5448-2	教 育 長	0254-52-6311 0254-52-6815		
村上市鮭公園	140×50	村上市塩町4990	市 長	0254-53-2111 0254-53-3840		
村上市営野球場	90×80	村上市天神岡98-14	教 育 長	0254-52-6311 0254-52-6815		
岩船運動公園	100×150	村上市八日市901-1	教 育 長	0254-52-6311 0254-52-6815		
村上多目的グラウンド	80×80	村上市天神岡	教 育 長	0254-52-6311 0254-52-6815		
村上市ドクターヘリ離着陸	70×65	村上市山辺里2234	市 長	0254-53-0119 0254-53-0690		
保内小学校グラウンド	100×60	村上市下鍛冶屋264-2	校 長	0254-62-2302 0254-62-5553	兼	
荒川中学校グラウンド	75×140	村上市坂町2510	校 長	0254-62-3251 0254-62-3252	兼	
荒川高校グラウンド	110×120	村上市坂町2616-4	校 長	0254-62-2503 0254-62-1220	兼	
荒川地区公民館駐車場	80×60	村上市羽ヶ榎104-25	教 育 長	0254-62-3050 0254-62-3174	兼	
金屋小学校グラウンド	100×70	村上市金屋2014-1	校 長	0254-62-2050 0254-62-6587	兼	
グリーンパークあらかわ	170×120	村上市梨木234-2	教 育 長	0254-62-3050 0254-62-3174		
村上市消防署荒川分署	50×50	村上市大津1669-1	市 長	0254-62-3240 0254-62-1332		
平林小学校グラウンド	50×60	村上市平林122	校 長	0254-66-5009 0254-66-5495	兼	兼
砂山小学校グラウンド	110×80	村上市塩谷1325-135	校 長	0254-66-5509 0254-66-5658	兼	兼
神納小学校グラウンド	80×50	村上市有明766-1	校 長	0254-66-6484 0254-66-6484	兼	兼
神納東小学校グラウンド	70×60	村上市上助測661-1	校 長	0254-66-5316 0254-66-5384	兼	兼
西神納小学校グラウンド	100×60	村上市九日市503	校 長	0254-66-7312 0254-66-8131	兼	兼
平林中学校グラウンド	90×120	村上市牛屋1063	校 長	0254-66-5539 0254-66-5542	兼	兼
神納中学校グラウンド	100×150	村上市有明1380	校 長	0254-66-5313 0254-66-5553	兼	兼

施設	幅×長さ (m)	住 所 地	施設代表者 又は責任者	電話番号 FAX番号	避難場所 との 兼用	仮設住宅 建設予定 地と兼用
神林多目的グラウンド	100×170	村上市九日市501	教 育 長	0254-66-8111 0254-66-8112		兼
旧長津小学校グラウンド	40×40	村上市笹平1795-1	教 育 長	0254-72-0111 0254-72-6403	兼	
三面小学校グラウンド	70×50	村上市中新保56	校 長	0254-72-1042 0254-72-6175	兼	
朝日みどり小学校グラウンド	90×60	村上市中原2726	校 長	0254-72-1024 0254-72-6958	兼	
猿沢小学校グラウンド	90×60	村上市猿沢2791-甲	校 長	0254-72-1025 0254-72-1735	兼	
旧塩野町中学校グラウンド	80×50	村上市小須戸304	市 長	0254-72-0111 0254-72-6403	兼	
朝日多目的グラウンド	150×100	村上市岩沢5616	教 育 長	0254-72-0111 0254-72-6403	兼	
旧高根小学校グラウンド	110×70	村上市高根1940	市 長	0254-72-6403 0254-72-0112	兼	
小川小学校グラウンド	70×40	村上市小川14	校 長	0254-52-2723 0254-52-4327	兼	
旧塩野町小学校グラウンド	100×50	村上市塩野町78	校 長	0254-73-1014 0254-73-1721	兼	
朝日中学校グラウンド	150×100	村上市岩沢5577	校 長	0254-72-0346 0254-72-0853	兼	
朝日球場	100×100	村上市岩沢5685	教 育 長	0254-72-0111 0254-72-6403		
蒲萄スキー場第1駐車場	70×70	村上市蒲萄338-1	市 長	0254-72-0111 0254-72-6403		
山北中学校グラウンド	90×60	村上市府屋655-3	教 育 長	0254-77-2049 0254-77-2152	兼	
旧さんぼく北小学校グラウンド	50×40	村上市堀ノ内526	教 育 長	0254-77-2069 0254-77-3255	兼	
さんぼく小学校グラウンド	40×40	村上市勝木20-1	教 育 長	0254-77-2893 0254-77-2517	兼	
黒川俣ふるさとふれあい センターグラウンド	60×40	村上市北中861-3	教 育 長	0254-77-4052 0254-77-3996	兼	
桑川ふるさとふれあい センターグラウンド	90×80	村上市桑川152-10	教 育 長	0254-77-4052 0254-77-3996	兼	
山北球場	130×90	村上市府屋160	教 育 長	0254-77-4052 0254-77-3996		
山北多目的グラウンド	190×100	村上市府屋160	教 育 長	0254-77-4052 0254-77-3996		
小俣ふれあいセンター広場	35×40	村上市小俣151-8	市 長	0254-77-2828 0254-77-3996	兼	

村上市地域防災計画【資料編】

6-4 ヘリポート適地一覧

市町村名	施設	幅×長さ(m)	住所地	施設代表者又は責任者	電話番号 FAX番号	避難場所との兼用	仮設住宅建設予定地と兼用
	神林多目的グラウンド	100×170	村上市九日市501	教 育 長	0254-66-8111 0254-66-8112		兼
	旧長津小学校グラウンド	40×40	村上市笹平1795-1	教 育 長	0254-72-0111 0254-72-6403	兼	
	三面小学校グラウンド	70×50	村上市中新保56	校 長	0254-72-1042 0254-72-6175	兼	
	朝日みどり小学校グラウンド	90×60	村上市中原2726	校 長	0254-72-1024 0254-72-6958	兼	
	猿沢小学校グラウンド	90×60	村上市猿沢2791-甲	校 長	0254-72-1025 0254-72-1735	兼	
	旧塩野町中学校グラウンド	80×50	村上市小須戸304	市 長	0254-72-0111 0254-72-6403	兼	
	朝日多目的グラウンド	150×100	村上市岩沢5616	教 育 長	0254-72-0111 0254-72-6403	兼	
	旧高根小学校グラウンド	110×70	村上市高根1940	市 長	0254-72-6403 0254-72-0112	兼	
	小川小学校グラウンド	70×40	村上市小川14	校 長	0254-52-2723 0254-52-4327	兼	
	塩野町小学校グラウンド	100×50	村上市塩野町78	校 長	0254-73-1014 0254-73-1721	兼	
	朝日中学校グラウンド	150×100	村上市岩沢5577	校 長	0254-72-0346 0254-72-0853	兼	
	朝日球場	100×100	村上市岩沢5685	教 育 長	0254-72-0111 0254-72-6403		
	蒲萄スキー場第1駐車場	70×70	村上市蒲萄338-1	市 長	0254-72-0111 0254-72-6403		
	山北中学校グラウンド	90×60	村上市府屋655-3	教 育 長	0254-77-2049 0254-77-2152	兼	
	旧さんぼく北小学校グラウンド	50×40	村上市堀ノ内526	教 育 長	0254-77-2069 0254-77-3255	兼	
	さんぼく小学校グラウンド	40×40	村上市勝木20-1	教 育 長	0254-77-2893 0254-77-2517	兼	
	黒川倶ふるさとふれあいセンターグラウンド	60×40	村上市北中861-3	教 育 長	0254-77-4052 0254-77-3996	兼	
	桑川ふるさとふれあいセンターグラウンド	90×80	村上市桑川152-10	教 育 長	0254-77-4052 0254-77-3996	兼	
	山北球場	130×90	村上市府屋160	教 育 長	0254-77-4052 0254-77-3996		
	山北多目的グラウンド	190×100	村上市府屋160	教 育 長	0254-77-4052 0254-77-3996		
	小俣ふれあいセンター広場	35×40	村上市小俣151-8	市 長	0254-77-2828 0254-77-3996	兼	

6-5 応援部隊活動拠点候補地

応援部隊活動拠点候補地

災害時に、自衛隊や消防など全国から派遣される応援部隊が進出し、活動や宿営等を行う拠点の候補となる施設（ベースキャンプ・指揮所・活動隊員の自炊・被災炊き出しの等の活動用地、車両の駐車場、臨時ヘリポート等が確保でき、大型車両等がアクセスできる施設）

No	施設名	市区町村名	住所
1	山北町総合運動公園	村上市	村上市府屋
2	村上市総合運動公園	村上市	村上市天神岡
3	グリーンパークあらかわ総合運動公園	村上市	村上市梨木

6-6 異常気象時通行規制

(1) 通行規制基準（北陸地方整備局）

図面対象番号	路線名	担当事務所名	規制区間			交通量 T05 台/日	規制条件（通行止）		危険内容	担当出張所	指定年度
			区間	距離標 Kp	延長 km		気象等基準値	気象等観測所			
1	7	羽越	新潟県村上市蒲萄 新潟県村上市北中	83.0 } 89.2	6.2	5,386	連続雨量 210mm 雪崩の発生が予想されるとき	(テレメーター) 村上市大沢 国土交通省 大沢	落石等、雪崩	村上市国道維持出張	S44
2	7	羽越	新潟県村上市北中 新潟県村上市長坂	92.0 } 97.8	5.8	5,386	連続雨量 210mm 雪崩の発生が予想されるとき	(テレメーター) 村上市北田中 国土交通省 下大島	落石等、雪崩	村上市国道維持出張	S44

(2) 道路通行規制等の実施基準（東日本高速道路(株)）

原因	規制内容	短時間降雨					降雨時の通行規制基準 ※9					地震時の通行規制基準			強風時の通行規制基準		津波発生時の		その他の通行規制基準	
		(準備) ※10	連続雨量 ※1 (mm)	時間雨量 (mm/60min)	連続雨量 ※1 (mm)	組合せ雨量 ※2 (mm)	時間雨量 (mm/h)	計測震度3.5~4.0未満	計測震度4.0~4.5未満(震度4以上) ※3	計測震度4.5以上(震度5弱以上) ※3	速度規制協議	通行止	速度規制協議	通行止	通行止	通行止	速度規制協議	通行止		
日東道 中条一荒川胎内	35	30分雨量 (mm/30min)	110	40	—	—	—	計測震度3.5~4.0未満	4.0~4.5未満(震度4以上) ※3	計測震度4.5以上(震度5弱以上) ※3	過去における災害の発生状況その他を勘案して通行規制が必要と認められる場合	平均風速20m/s程度以上で交通事故発生危険性が認められる場合又は道路及びその他付属施設に損傷の危険が認められる場合 ※4	過去における災害の発生状況その他を勘案して通行規制が必要と認められる場合	過去における災害の発生状況その他を勘案して通行止めが必要と認められる場合						

- ※1：連続降雨量とは、雨の降り始めから降り終わるまでの累計降雨量を言い、降り終わりとは無降雨（2mm/時間以下）が6時間以上継続した場合を言う。また、降雪について、降雪が継続している（積雪しつづけている）間は無降雨状態と同様扱ふものとする。
- ※2：組合せ雨量とは連続雨量とその時点における時間雨量の組合せを言い、例えば組合せ雨量（連続150・時間40）とは、連続雨量が150mmを越えた時点で時間雨量（その1時間前の雨量）の値が40mmを超えている場合が最も早く出
- ※3：表中の計測震度が不測の事態等により計測されなかった場合、次の震度階級（気象庁発表）を代替基準として適用するものとする。
（4.5以上→震度5弱以上、4.0以上 4.5未満→震度4）
- ※4：平均風速とは10分間の風速の平均値をいう。
- ※5：水上～関越トンネル南坑口の観測所データにおける基準値（観測所：水上IC、阿能川橋）

(3) 異常気象時通行規制区間及び道路通行規制基準

図面対象番号	路線名	担当事務所名	規制区間		交通量 台/日	規制基準		気象等観測所	危険内容	迂回路	道路情報版	道路モニター	前年度通行止実績		指定年度	備考 道路交通遮断装置
			自至	郡市町村字		延長 (km)	通行注意 時間雨量 連続雨量						通行止 時間雨量 連続雨量	回数		
7	345号	村上	村上市笹川 村上市寒川		6.2	2,700	なし	150	今川(道)	落石 土砂崩落	なし	A-3			46	
8	345号	村上	村上市寒川 村上市寝屋		4.3	2,700	なし	150	今川(道)	落石 土砂崩落	なし	A-3			46	
一般国道			2区間		10.5											
29	(6) 山北朝日線	村上	村上市越沢 村上市蒲萄		6.2	300	なし	120	今川(道)	落石 土砂崩落	なし				44	
40	(52) 山北関川線	村上	村上市大代 村上市雷		2.2	1,100	なし	120	雷(道)	落石 土砂崩落	なし	C-1	1.0	7.7	46	
主要地方道計			4区間		8.4											
56	(207) 大栗田 村上線	村上	村上市大栗田 村上市門前		5.2	3,600	なし	120	大栗田(道)	落石 土砂崩落	なし	1.0			44	
65	(248) 山熊田 府屋（停）線	村上	村上市塔下 村上市塔下		1	700	なし	120	荒川(道)	落石 土砂崩落	(国)7号		1.0	8.0	46	
66	(249) 北中 府屋（停）線	村上	村上市荒川 村上市朴平		3.1	600	なし	120	荒川(道)	落石 土砂崩落	(国)7号		1.0	1.3	46	
75	(349) 鶴岡村上線	村上	村上市三面 村上市岩崩		37.3	2,200	なし	80	三面ダム(河)	落石 土砂崩落	なし	B-1 C-1	4.0	371.0	H9	
一般県道計			4区間		46.6											

(4) 特殊通行規制区間及び道路通行規制基準

図面対 照番号	路線名	担当事 務所名	規制区間		交通量 台/日	規件(通制行条止)	危険 内容	迂回路	指定 年度	備考 道路交通 遮断装置
			自 至	延 長 (km)						
103	345号	村上	村上市笹川 村上市脇川	5.5	2,700	波浪による路上越波がある場合落石等の 発生する恐れが予想される場合	波浪 落石	(国)7号	46	
104	345号	村上	村上市寒川 村上市寝屋	4.3	2,700	波浪による路上越波がある場合落石等の 発生する恐れが予想される場合	波浪 落石	(国)7号	60	
105	345号	村上	村上市野潟 村上市間島	1.5	4,400	波浪による路上越波がある場合	波浪	(国)7号	H.9	
国道計			3区間	11.3	300					
118	(6) 山北朝日線	村上	村上市葡萄 村上市葡萄	1.0	4,400	パトロールにより危険が予想される場合	雪崩	なし	46	
主要地方道計			1区間	1.0						
176	(583) 村上朝日線	村上	村上市羽下ヶ淵 村上市下渡	1.0	1,400	パトロールにより危険が予想される場合	路面 寒水	(国)7号 (国)345号 (県)新潟新発田村上線	H.5	
一般県道計			1区間	1.0						

7 医療救護、防疫、火葬等に関する資料

7-1 医療機関一覧

病院名	所在地	電話番号 FAX	使用許可病床数					計	診療科目	備考
			一般	療養	精神	結核	感染症			
瀬波病院	〒958-8555 村上市瀬波温泉 二丁目4-15	(0254)- 50-1900 50-1901	46	46				92	内・外・リハ・リハ外	※外来のみ
県立坂町病院	〒959-3193 村上市 下鍛冶屋589	(0254)- 62-3111 62-5431	150					150	内・外・泌・小・整・ 皮・産婦・耳・眼・神 内・菌	救急告示病院 23.5.1
村上総合病院	〒958-8533 村上市 田端町2-17	(0254)- 53-2141 52-4362	263					263	内・外・泌・小・整・ 皮・産婦・耳・リハ・ 眼・脳外・放・菌・菌外	災害拠点病院 救急告示病院 22.8.1
村上はまなす 病院	〒958-0024 村上市 瀬波中町12-18	(0254)- 53-2890 53-6563			222			222	内・精・神・菌	
山北会 肴町病院	〒958-0854 村上市 田端町16-7	(0254)- 53-2781 53-2803		105				105	内・消・菌・菌外	
村上記念病院	〒958-0034 村上市 松山204-1	(0254)- 52-1229 52-3556		120				120	内・泌・リハ	
山北徳洲会 病院	〒959-3942 村上市 勝木1340-1	(0254)- 60-5555 60-5556	60	60				120	内・外・泌・整・皮・ リハ・眼・循・菌・菌外	救急告示病院 22.7.3
病院数 7			519	331	222	0	0	1072		救急告示病院 3

7-2 村上市岩船郡医師会救護活動要領

(一) 趣旨

災害は突如、時と場所を選ばず襲って来る。救護活動は緊急を要し、任務の遂行には多くの困難が予想されます。従って平素周到な準備をしておかねばなりません。村上市岩船郡医師会は新潟県医師会救護活動要綱並びに同細則に基いて、次の様に定める。

(二) 救護活動体制の整備

(イ) 当郡市地区を次の四班に区分し、夫々に班長，副班長を置く。

1. 山北班（山北地区）
2. 村上班（朝日地区，村上地区，神林地区）
3. 荒川班（荒川地区，関川村全域）
4. 病院班（村上総合病院，坂町病院，瀬波病院，肴町病院，村上はまなす病院，村上記念病院，山北徳洲会病院）

尚、境界地区については隣接班協同してその任に当るものとする。

(ロ) 各班は複数の医師と若干名の看護婦をもって構成し、班長は班員を常時確認しておかねばならない。

(ハ) 救護資材は医師会館に保管するが、実働に当っては各人災害の種類に応じて整備するものとする。

医師会の表示旗，腕章等は医師会館に保管するものとする。

(三) 救護活動の開始及び終結

災害発生時は、県医師会長，関係市町村長，保健所長，その他関係諸団体の要請により会長が出動を指示する。急を要し、通信社絶等やむを得ざる場合は、班長独自の判断により救護活動を実施するが、速やかに之を会長に報告し承認を得なければならない。終結は会長の指示による。

(四) 診療

診療は原則として第一次救急処置のみとする。但し災害の為長期にわたり無医地区の状態にある時はこの限りでない。重症者は速やかに、二次病院に収容する。搬送は各市町村に協力を求める。出勤中の記録は正確に記載し、報告の資料並びに後日の証拠とする。

(五) 連絡事項

災害現場と会長、或は関係団体との連絡は既設通信網による外、救護無線等を利用し密接に連絡する。各班長は救護活動終結後速やかに会長に報告し、会長は之を県医師会長に報告する。

(六) 身分補償及び費用弁償

救護活動要員の身分補償及び費用弁償については別に定める。

(七) 班の編成

会長は総会に於いて班を編成し、班長及び副班長を指名し、之を県医師会長に報告する。救護班の構成、及び救護資材は別紙とす。

以 上

附則 救護要請時の対応

- (一) 委員長は直ちに救護本部を設置する。本部は医師会館とする。但し状況によっては変更する事もあり得る。
- (二) 第一次集合
本部設置と同時に全理事は集合し、イ) 救護班出動の順序、ロ) 通信連絡方法、ハ) 資材の補給方法、ニ) 関係諸団体との連携方法等について協議決定する。
- (三) 第二次集合
病院班の各院長は集合し、患者の収容体制を協議確認する。
- (四) 出動救護班の報告をうけ、次の体制を協議準備する。
- (五) 終結後は各資材を点検準備する。

7-3 震災時の防疫対策指針

方針		被害地帯に発生が予想される感染症のうち、特に赤痢、腸チフス、パラチフス等腸疾患系感染症や日本脳炎等の発生を未然に防止するため、飲料水の確保と消毒方法の徹底を期し、かつし尿処理の適切な運用と併せ清掃並びにねずみ族、昆虫等の駆除の充実により被災住民の健康保持に努めることを方針とする。				
手順	主対象	使用薬剤	方法	実施時期	備考	
第1次	A	井戸埋設 井戸汚水侵入	(清掃)	<ul style="list-style-type: none"> 汚水を汲み出して、井戸の中に溜まっている堆積物をさらい出す 浅井戸の場合は新しい砂利を井戸底に引きつめる 飲用する前に水質検査を受ける 	引水後直ちに	
	B	便槽埋没 便槽汚水侵入	(清掃)	<ul style="list-style-type: none"> 浄化槽のバクテリアが死滅するため、消毒薬は流さない 使用前に保守点検業者に相談する 		
	C	床下浸水家屋	(清掃と乾燥)	<ul style="list-style-type: none"> 浸水家屋全戸を対象に、清掃と乾燥を行う。 床上浸水の場合は消毒を行う。 		次亜塩素酸ナトリウム 0.1%液
		床上浸水家屋	(清掃と乾燥) 次亜塩素酸ナトリウム 消毒用アルコール 逆性石けん	次亜塩素酸ナトリウム ①清掃と乾燥後、薬液を含ませた布等でよく拭く。 ② 金属面や木面など色あせが気になる場所は、水で2度拭きする。 消毒用アルコール/ 逆性石けん 清掃と乾燥後、薬液を含ませた布等でよく拭く。		
D	全戸		戸口調査		被災地域の規模に応じた班編制を行う。	
第2次	A	全戸		戸口調査	第1次手順実施後引き続き行う	被災地域の規模に応じた班編制を行う。
第3次	第1次、第2次手順の不完全地区を重点に実施する。					
概ね準備すべき機械・器具・薬剤	1 消毒及びねずみ族・昆虫駆除関係 (1) 機械…噴霧器、散布機 (2) 器具…ジョーロ、ろ水機(移動式)、給水車 (3) 薬剤…次亜塩素酸ナトリウム、消毒用アルコール、逆性石けん ※薬剤の種類は、被災地の実情に応じて変更して差し支えない。 2 清掃関係 (1) 機械…バキュームカー、トラック、ブルドーザー、ショベルカー (2) 器具…一輪車、スコップ、つるはし、ほうき、ちりとり					

(参考：日本環境感染学会 一般家屋における洪水・浸水など水害時の衛生対策と消毒方法)

7-4 感染症指定医療機関

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき新潟県知事が指定する医療機関

(平成31年4月1日現在)

第1種感染症指定医療機関…(新潟市民病院 病床数2床)

→同法第6条に定める「一類感染症※1」、「二類感染症※2」又は「新型インフルエンザ等感染症※3」患者の入院を担当

第2種感染症指定医療機関…次表のとおり

→同法第6条に定める「二類感染症」又は「新型インフルエンザ等感染症」患者の入院を担当

感染症指定医療機関の配置

(平成31年4月1日現在)

二次保健医療圏	第1種感染症指定医療機関	第2種感染症指定医療機関	所在地	電話
下越		県立新発田病院 (4)	新発田市本町 1-2-8	0254-22-3121
新潟	新潟市民病院(2)	新潟市民病院 (6)	新潟市中央区鐘木 463-7	025-281-5151
県央		長岡赤十字病院 (10)	長岡市千秋 2-297-1	0258-28-3600
中越				
魚沼		魚沼基幹病院 (4)	南魚沼市浦佐 4132	025-777-3200
上越		県立中央病院 (6)	上越市新南町 205	025-522-7711
佐渡		佐渡総合病院 (4)	佐渡市千種 161	0259-63-3121
計	1病院 2床	5病院 34床		

※1：一類感染症

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病及びラッサ熱をいう。

※2：二類感染症

急性灰白髄炎（ポリオ）、結核、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がSARSコロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群（病原体がMERSコロナウイルスであるものに限る。）、鳥インフルエンザ（病原体がH5N1、H7N9であるものに限る。）をいう。

※3：新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ及び再興型インフルエンザをいう

7-5 し尿及びごみ処理施設一覧

【し尿処理施設】

施設設置者の名称	構成市町村	管理者	施設の名称	規模(KL/日)	施設の所在地
村上市		村上市長	アクアセンター	88	〒958-0014 村上市下渡 184-58 TEL (0254) 53-3818 Fax (0254) 52-7520

【一般廃棄物焼却施設】

施設設置者の名称	構成市町村	管理者	施設の名称	規模(t/日)	施設の所在地
村上市		村上市長	エコパークむらかみ	94	〒958-0215 村上市檜原 1147 TEL (0254) 60-2430 Fax (0254) 60-2432

7-6 火葬場関係施設一覧

番号	火葬場名称 火葬場所在地	電話番号 FAX番号	火葬場担当部署名	電話番号	火葬炉数
1	村上火葬場無相院 村上市日下90番地	0254-53-2049 0254-53-2049	村上市環境課	0254-53-2111	3
2	荒川火葬場普照園 村上市坂町2137番地	0254-62-2042 0254-62-2042	村上市環境課	0254-53-2111	2
3	山北火葬場 村上市府屋1436番地1	0254-77-3490 -	村上市環境課	0254-53-2111	2

8 危険物等に関する資料

8-1 危険物施設の現況

市町村の別	製造別所等の別	製造所								取扱所計					合計	
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	簡易タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	貯蔵所計	給油取扱所	第一種販売取扱所	第二種販売取扱所	移送取扱所	一般取扱所		取扱所計
村上市		12	22	2	71	1	61	1	170	63				66	129	299

調査対象は危険物施設として設置を許可した施設のうち、完成検査済証を交付した施設（県消防課調べ）

8-2 高圧ガス関係事業所の現況

(1) 高圧ガス保安法関係

市町村の別	製造別所等の別	第一種製造所計							販売所計				高圧ガス貯蔵所	特定高圧ガス消費所	容器検査所	合計	
		コンビナート	一般ガス	LPガス	一般LP	冷凍	第一種製造所計	第一種製造所計	一般ガス	LPガス	一般LP	冷凍					
村上市		0	0	4	0	0	4	49	35	32	2	0	69	12	2	1	137

※第一種製造所と販売所の内訳は、適用される高圧ガス保安法各規則による区分である。

(2) 液化石油ガス法関係（令和2年3月31日現在）

市町村	事務所設備	販売所	保安機関係事業所	充填設備	特定供給設備
村上市		38	39	0	2

8-3 火薬類取扱施設の現況（令和2年3月31日現在）

市町村別	施設区分	煙火製造所							貯蔵所計	合計
		1級火薬庫	2級火薬庫	3級火薬庫	実包火薬庫	煙火火薬庫	がん具煙火貯蔵庫	庫外貯蔵所		
村上市				1				2	3	3

9 各種様式

9-1 火災・災害等即報要領関係様式

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分			
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢)	人	死者の生じた理由			
	負傷者 重症	人				
	中等症	人				
	軽症	人				
建物の概要	構造	建築面積		㎡		
	階層	延べ面積		㎡		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟	計棟	焼損面積	建物焼損床面積	㎡
		半焼棟			建物焼損表面積	㎡
部分焼棟	林野焼損面積	ha				
ぼや棟						
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他(消防防災ヘリコプター等)	台・機	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()					
発生場所						
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分			
	(月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	(月 日 時 分)			
消防覚知方法		気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()					
施設の概要		危険物施設の 区 分				
事故の概要						
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人(人)			
			重症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)			
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
			事 業 所	自衛防災組織	人	
				共同防災組織	人	
				そ の 他	人	
			消 防 本 部 (署)		台 人	
			消 防 団		台 人	
			消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー		機 人	
			海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人		
		そ の 他		人		
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)		
	計 人	重症	人(人)	
	不明 人	中等症	人(人)	
		軽症	人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

(災害概況即報)		報告日時	年 月 日 時 分		
		都道府県			
消防庁受信者氏名		市町村 (消防本部名)			
災害名 (第 報)		報告者名			

災害の概況	発生場所						発生日時	月 日 時 分		

被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人	軽傷		人		一部破損		棟	未分類		棟
	119番通報の件数													

応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)	
	自衛隊派遣要請の状況		
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策			

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)
(被害状況即報)

都道府県		都道府県		被害		被害		被害		被害		被害		被害		被害																																																															
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 () 月 日 時(現在)	報告者名		田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
		区	分																																																																												
報告者名		死者	区	田		流失・埋没冠		畑		学		病		道		橋		河		港																																																											
				区	分	田	流失・埋没冠	畑	学	病	道	橋	河	港	砂	清	掃	施	設	崖	く	ず	れ																																																								
人的被害	死者	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
住家被害	死者	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
死者	死者	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
重傷者	重傷者	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
軽傷者	軽傷者	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
全壊	全壊	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
半壊	半壊	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
一部破損	一部破損	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
床上浸水	床上浸水	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
床下浸水	床下浸水	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
公共建物	公共建物	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
その他	その他	区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港																																																														
区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港	砂	清	掃	施	設	崖	く	ず	れ	鉄	道	不	通	所	被	雪	船	隻	水	道	戸	電	回	線	電	気	戸	ガ	ス	戸	プ	ロ	ッ	ク	ク	塀	等	所	り	災	世	帯	数	人	り	災	者	教	人	火	建	物	件	火	災	危	険	物	件	そ	の	他	の	件
区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港	砂	清	掃	施	設	崖	く	ず	れ	鉄	道	不	通	所	被	雪	船	隻	水	道	戸	電	回	線	電	気	戸	ガ	ス	戸	プ	ロ	ッ	ク	ク	塀	等	所	り	災	世	帯	数	人	り	災	者	教	人	火	建	物	件	火	災	危	険	物	件	そ	の	他	の	件
区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港	砂	清	掃	施	設	崖	く	ず	れ	鉄	道	不	通	所	被	雪	船	隻	水	道	戸	電	回	線	電	気	戸	ガ	ス	戸	プ	ロ	ッ	ク	ク	塀	等	所	り	災	世	帯	数	人	り	災	者	教	人	火	建	物	件	火	災	危	険	物	件	そ	の	他	の	件
区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港	砂	清	掃	施	設	崖	く	ず	れ	鉄	道	不	通	所	被	雪	船	隻	水	道	戸	電	回	線	電	気	戸	ガ	ス	戸	プ	ロ	ッ	ク	ク	塀	等	所	り	災	世	帯	数	人	り	災	者	教	人	火	建	物	件	火	災	危	険	物	件	そ	の	他	の	件
区	分	田	流失・埋没冠	水	ha	畑	流失・埋没冠	水	ha	学	病	道	橋	河	港	砂	清	掃	施	設	崖	く	ず	れ	鉄	道	不	通	所	被	雪	船	隻	水	道	戸	電	回	線	電	気	戸	ガ	ス	戸	プ	ロ	ッ	ク	ク	塀	等	所	り	災	世	帯	数	人	り	災	者	教	人	火	建	物	件	火	災	危	険	物	件	そ	の	他	の	件

※1 被害額は省略することができるものとする。
 ※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えばは約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

9-2 災害報告取扱要領

昭和45年4月10日
消防防第246号消防庁長官

改正 昭和58年12月消防総第833号・消防災第279号・消防救第58号、
昭和59年10月消防災第267号、平成6年12月消防災第278号、平
成8年4月消防災第59号、平成13年6月消防災第101号・消防情第
91号、平成31年4月消防応第28号、令和3年5月消防応第29号

第1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める報告のうち災害に関する報告についてその形式及び方法を定めるものとする。

なお、災害即報については、火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）の定めるところによるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な事故のうち火災（火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）に定める火災をいう。）を除いたものとする。

3 被害状況等の報告

市町村は、把握した被害状況等について必要な事項を都道府県に報告し、都道府県は、市町村からの報告及び自らの情報収集等により把握した被害状況等を整理して、必要な事項を消防庁長官に報告するものとする。

なお、各都道府県は、被害状況の把握にあたって当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連絡を保つものとする。

4 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 災害救助法の適用基準に合致するもの
- (2) 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- (3) 災害が当初は軽微であっても、2都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- (4) 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- (5) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

5 報告の種類、期日等

- (1) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	第1号様式	1部
災害中間年報	12月20日	第2号様式	1部
災害年報	4月30日	第3号様式	1部

- (2) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。
- (3) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第2 記入要領

第1号様式、第2号様式及び第3号様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

1 人的被害

- (1) 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、「災害関連死者」とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
- (2) 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- (3) 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- (4) 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。

2 住家被害

- (1) 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
- (2) 「全壊」とは、住家その居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のものである又は住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- (3) 「半壊」とは、住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
- (4) 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度の

ものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

- (5) 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- (6) 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらぬ程度に浸水したものとする。

3 非住家被害

- (1) 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- (2) 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
- (3) 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
- (4) 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

4 その他

- (1) 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- (2) 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- (3) 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- (4) 「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、具体的には、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
- (5) 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- (6) 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- (7) 「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- (8) 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- (9) 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- (10) 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- (11) 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- (12) 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
- (13) 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- (14) 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
- (15) 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
- (16) 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

- (17) 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- (18) 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
- 例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- (19) 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

5 火災発生

火災発生件数については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

6 被害金額

- (1) 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- (2) 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- (3) 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- (4) 「その他の公共施設」とは、公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- (5) 災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。
- (6) 「公共施設災害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
- (7) 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
- (8) 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
- (9) 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
- (10) 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
- (11) 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

7 備考

備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。

第1号様式 災害確定報告

都道府県			区分			被害			
災害名 ・ 確定年月日			月 日 時確定			田	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
報告者名			そ			畑	流失・埋没	ha	
							冠水	ha	
区分			被害			学 校	箇所		
区 分			被 害			病 院	箇所		
人 的 被 害	死 者		人		の	道 路	箇所		
	うち 災害関連死者		人			橋 り よ う	箇所		
	行方不明者		人			河 川	箇所		
	負傷者	重 傷		人			港 湾	箇所	
		軽 傷		人			砂 防	箇所	
	全 壊		棟			他	清 掃 施 設	箇所	
半 壊		世帯		崖 く ず れ	箇所				
		人		鉄 道 不 通	箇所				
一 部 破 損		棟		被 害 船 舶	隻				
		世帯		水 道	戸				
床 上 浸 水		人		電 話	回線				
		棟		電 気	戸				
家 被 害	床 下 浸 水		世帯		ガ ス	戸			
			人		ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所			
	床 下 浸 水		棟		り 災 世 帯 数	世帯			
非 住 家		公 共 建 物		棟		り 災 者 数	人		
		そ の 他		棟		火 災 発	建 物	件	
						危 険 物	件		
						そ の 他	件		

区 分		被 害	都 道 府 県 災 害 対 策 本 部	名 称			
公 立 文 教 施 設	千 円			災 害 對 策 本 部 名	設 置	月	日 時
農 林 水 産 業 施 設	千 円				解 散	月	日 時
公 共 土 木 施 設	千 円						
そ の 他 の 公 共 施 設	千 円						
小 計	千 円		災 害 對 策 本 部 名	計 団 体			
公共施設被害市町村数	団 体						
そ の 他	農 産 被 害	千 円	災 害 救 助 法 名	計 団 体			
	林 産 被 害	千 円					
	畜 産 被 害	千 円					
	水 産 被 害	千 円					
	商 工 被 害	千 円					
そ の 他	千 円		消 防 職 員 出 動 延 人 数	人			
被 害 総 額	千 円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人			
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の概況 消防機関の活動状況 その他（避難指示等の状況）						

第2号様式 災害中間年報

都道府県名

発生年月日		災害名								計
区分										
人的被害	死者	人								
		うち 災害関連死者	人							
	行方不明者		人							
	負傷者	重傷	人							
		軽傷	人							
住家被害	全壊	棟								
		世帯								
		人								
	半壊	棟								
		世帯								
		人								
	一部破損	棟								
		世帯								
		人								
	床上浸水	棟								
		世帯								
		人								
床下浸水	棟									
	世帯									
	人									
非住家	公共建物	棟								
	その他	棟								
り災世帯数		世帯								
り災者数		人								
公立文教施設		千円								
農林水産業施設		千円								
公共土木施設		千円								
その他の公共施設		千円								
その他被害		千円								
被害総額		千円								
都道府県 災害対策本部	設置	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	/		
	解散	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	月 日			
災害対策本部設置市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体		
災害救助法適用市町村		団体	団体	団体	団体	団体	団体	団体		
消防職員出動延人数		人								
消防団員出動延人数		人								

第3号様式 災害年報

都道府県名

発生年月日		災害名							計
		区分							
人的被害	死者	人							
		うち 災害関連死者	人						
	行方不明者	人							
	負傷者	重傷	人						
		軽傷	人						
住家被害	全壊	棟							
		世帯							
		人							
	半壊	棟							
		世帯							
		人							
	一部破損	棟							
		世帯							
		人							
	床上浸水	棟							
		世帯							
		人							
床下浸水	棟								
	世帯								
	人								
非住家	公共建物	棟							
	その他	棟							
その他	田	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	畑	流失・埋没	ha						
		冠水	ha						
	学校	箇所							
	病院	箇所							
	道路	箇所							
	橋りょう	箇所							
	河川	箇所							
	港湾	箇所							
	砂防	箇所							
	清掃施設	箇所							
	崖くずれ	箇所							
	鉄道不通	箇所							
被害船舶	隻								
水道	戸								

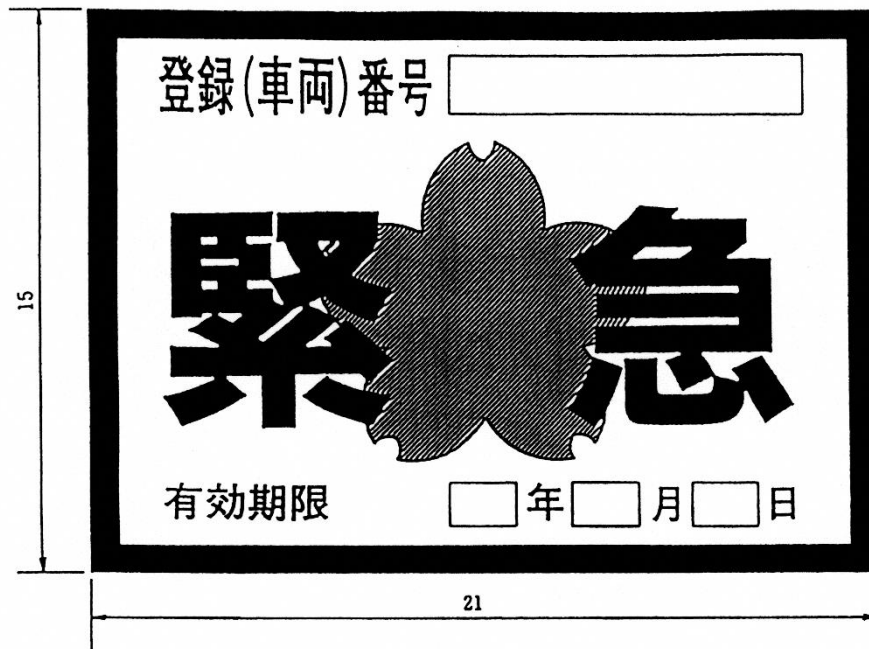
発生年月日		災害名					計
区分							
電	話	回線					
	電	気	戸				
	ガ	ス	戸				
その他	ブロック塀等	箇所					
火災発生	建	物	件				
	危	険	物	件			
	そ	の	他	件			
り		災	世	帯	数	世帯	
り		災	者	数	人		
公立文教施設		千円	()	()	()	()	()
農林水産業施設		千円	()	()	()	()	()
公共土木施設		千円	()	()	()	()	()
その他の公共施設		千円	()	()	()	()	()
小計		千円	()	()	()	()	()
公共施設被害市町村数		団体					
その他	農産被害	千円					
	林産被害	千円					
	畜産被害	千円					
	水産被害	千円					
	商工被害	千円					
	その他	千円					
被害総額		千円					
都道府県 災害対策本部	設置	月	日	月	日	月	日
	解散	月	日	月	日	月	日
災害対策本部設置市町村		団体		団体		団体	
災害救助法適用市町村		団体		団体		団体	
消防職員出動延人数		人		人		人	
消防団員出動延人数		人		人		人	

9-3 緊急通行車両等事前届出関係様式

地震防災 災害	応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 公安委員会 殿 申請者住所 氏名 (電話) 印	平成 年 月 日	平成 年 月 日 公安委員会 印
地震防災 災害	応急対策用 緊急通行車両等事前届出書 左記のとおり事前届出を受けたことを証する	(注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時にはこの届出済書を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
番号 表示 している 番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部に提出してください。			

平成 年 月 日			
緊急通行車両確認申請書			
新潟県公安委員会 殿			
申請者住所 (電話) 氏 名 印			
番号標に表示されている 番 号			
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	経 由 地	目 的 地
備 考			

緊急通行車両の標章



- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

9-4 自衛隊災害派遣要請依頼書

派遣要請依頼者	
担当部課等名	部 課 係
	担当者名
	T e l 防災無線 その他
派遣要請依頼日時	年 月 日 時 分
災害の状況及び派遣依頼理由	
派遣を希望する期間	年 月 日から 年 月 日
	年 月 日から必要とする期間
派遣を希望する区域	町 村 地内
	施設等名称
現 地 連 絡 員	部 課 係、担当者名
派遣を希望する活動の内容	
その他必要事項	

※ 新潟県防災局危機対策課 F a x 025-281-2979

9-5 消防防災航空隊出場要請書

様式第1号 (第6関係)

消防防災航空隊出場要請書

消防防災航空隊 電話 025 (270) 0263

F A X 025 (270) 0265

1 要請団体	発信者		
2 災害種別	(1) 救急	(2) 救助	(3) 火災 (4) 自然災害
3 要請内容	(1) 救急	(2) 救助	(3) 消火 (4) 偵察 (5) 物資輸送
4 発生場所目標	(市・町・村) 番地 目標		
5 発生日時	年 月 日 (曜日)	時 分頃	
6 事故概要又は 害概要			
7 気象	天候 風向 風速 m/s 気温 °C 視界 m (警報・注意報)		
8 出場先 臨着場	場所 (市・町・村) 番地 目標 (名称) 要請側病院名		
9 搬送先 臨着場	場所 (市・町・村) 番地 目標 (名称) 要請側病院名		
10 傷病者等	傷病者氏名 M・T・S・H 年 月 日生 傷病名 程度 (重・中・軽) 男・女 歳		
11 現地搭乗者	(有・無) 職名 氏名		
12 地上指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
13 他の航空機の 活動要請	(有・無) 機関名 氏名		
14 要請日時	年 月 日 (曜日)	時 分	
※ 以下の項目については、航空隊で活動を決定後至急連絡します。			
1 航空隊指揮者 コールサイン	指揮者名 無線種別 (全国波・県内波) コールサイン		
2 到着予定時刻	年 月 日 (曜日)	時 分	
3 活動予定時刻	時間 分		
4 必要資機材			
※ その他の特記事項			
		受信者	

様式第2号 (第9関係)

災害等速報

要請活動事項	(1)救急	(2)救助	(3)消火	(4)偵察
要請者				
発生場所				
発生日時 (要請日時)	年 月 日 ()		時 分頃	
	(年 月 日 ()		時 分)	
要請方法				
事故概要				
死傷者等	死者(性別・年齢)		負傷者等 名	
	計 名		うち重傷 名	
	行方不明 名		中等傷 名	
			軽症 名	
要救助者数 (見込み)	名		救助人員 名	
活動の状況				
その他参考事項				
報告者氏名			活動従事者	

9-6 避難指示等発令（解除）情報

送付日時： 月 日 時 分

市・町・村

避難指示等発令（解除）情報

1 避難情報 高齢者等避難開始

避難指示

緊急安全確保

2 発令・解除 月 日 時 分

3 対象地域・世帯数（対象人数）

対象世帯数計： 世帯（ 人）

○内 訳

(ふりがな) 地 域 名	世 帯 数 (対象人数)	(ふりがな) 地 域 名	世 帯 数 (対象人数)
	()		()
	()		()
	()		()
	()		()

4 発令・解除の理由

発信者：所属部署・氏名

電 話： - - FAX： - -

9-7 市町村から放送局への伝達ルート及び手段

1 対象となる情報

- (1) 災害対策基本法第60条第1項、第5項に基づき市町村長が行う避難指示等の発令・解除に関する情報
- (2) 上記(1)に準じて行う高齢者等避難開始の発令・解除に関する情報

2 市町村から放送局へ情報伝達する目的

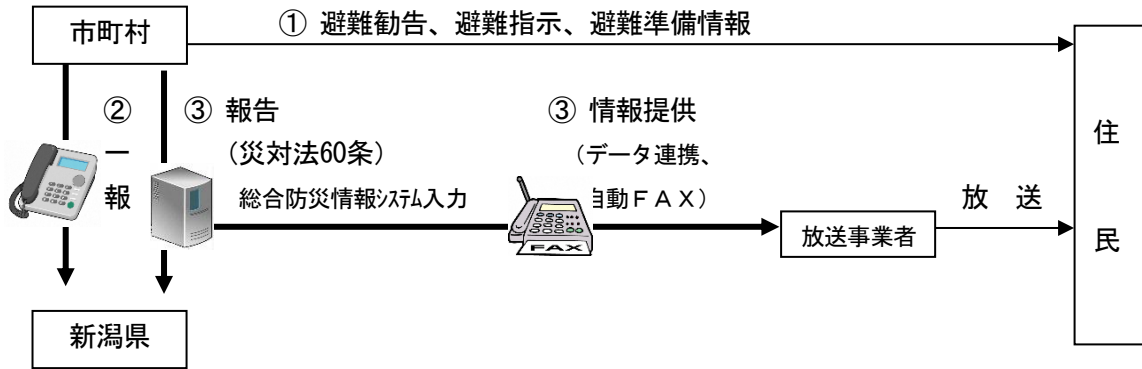
- (1) 市町村長が行う避難指示及び高齢者等避難開始(以下「避難指示等」という。)の発令・解除に関する情報を、対象住民に確実かつ迅速に伝えてもらうため、市町村から放送局への避難指示等の情報伝達ルートを確認し、放送事業者に対して報道協力を依頼する。
- (2) 避難指示等の発令・解除に関する情報を、災害対策基本法第60条第4項に基づき、速やかに都道府県知事に報告する。

3 伝達ルート及び手段

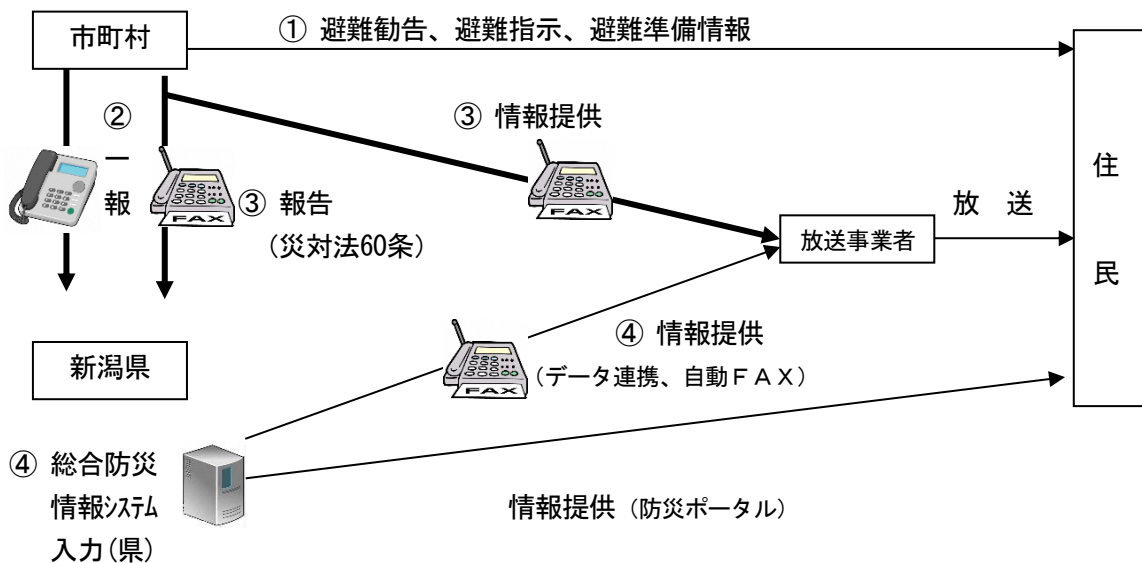
- (1) 市町村は、避難指示等を発令・解除したら、対象住民に市町村が有するあらゆる手段を用いて情報を伝達する。(概要図A・Bの①参照)
 - (2) 市町村は、避難指示等を発令・解除したら、速やかに新潟県(防災局危機対策課)へ電話で一報を入れる。(概要図A・Bの②参照)
 - (3) 避難指示等の発令・解除に関する情報の伝達は、原則、市町村が新潟県総合防災情報システム(以下「システム」という。)へ情報を入力することで行う。(概要図Aの③参照)市町村は、情報を入力した住民がすぐにその対象者かを判断できるよう、わかりやすい情報の発出に努める。
 - (4) 避難指示等の発令・解除に関する情報の報告・提供は、新潟県及び放送事業者がシステムからFAXを受信することで行う。(概要図Aの③、概要図Bの④参照)
 - (5) システムへの情報入力ができないなど不測事態が生じた場合は、市町村は直ちに新潟県(防災局危機対策課)へ連絡するとともに新潟県及び放送事業者へ別紙様式を用いてFAXにより伝達する。(概要図Bの③参照)
- 新潟県(防災局危機対策課)は、報告された避難指示等の情報をシステムへ入力し、新潟県防災ポータルで情報提供する。(概要図Bの④参照)

(6) 極めて緊急を要する事態が生じた場合は、電話による報告・情報提供も可とする。ただし、後ほど新潟県総合防災情報システムへ同一情報を入力し報伝達する。

○通常の伝達ルート及び手法の概要図（A）



○不測事態が生じた場合の伝達ルート及び手法の概要図（B）



9-8 被災者台帳情報の利用及び提供について

(災害対策基本法第90条の4及び施行規則第8条の6)

H26.1.24

1. 被災者台帳情報の本人又は本人が同意した者への提供（法第90条の4第1項第1号）

① 本人への被災者台帳情報の提供

被災者が、生活再建に向けて各種の支援制度を有効に活用できるようにするためには、まず、自身がどのような状況に置かれているかを正確に把握することが重要であり、そのために自身に関する情報が集約された被災者台帳情報の提供を受けることは、有効な手段である。

このことから、市町村が保有している被災者台帳情報については、被災者本人に対して提供することができることとしている。なお、被災者台帳情報の提供を受けようとする際の所要の手續については、施行規則第8条の6において規定している。（別紙1）

② 本人が同意した者への被災者台帳情報の提供

被災者台帳に記載又は記録する被災者に関する情報は、本人又は後述する他の地方公共団体に提供するほか、例えば、民間事業者、被災者支援を行うNPO、社会福祉協議会、民生委員等などの被災者支援を行う団体等に提供し、公共料金の減免や、各団体等が実施している被災者の援護に関する施策の実施の基礎とすることも、有効な活用方法の一つである。

具体的には、申請等に当たり罹災証明書の添付を必要としている被災者支援施策を実施する団体等に対し、被災者本人の同意と当該団体等からの申請の手續を経て、当該被災者に関する「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」の情報を提供することにより、当該団体等が、被災者に対する支援の実施に当たって従来求めていた罹災証明書の添付に代えられるようにすることも考えられる。

そこで、法第90条の4第1項第1号においては、市町村は、被災者本人以外であっても、被災者本人が自身の台帳情報を提供することについて同意した者に対して台帳情報を提供できることとしている。

運用に当たっては、2(3)②2)の、施行規則第8条の5第4号に係る記述においても言及したところであるが、自身の台帳情報を提供することに関し同意をするか否かについては、あらかじめ被災者本人に確認しておくことが効率的である。（別紙2）

2. 他の地方公共団体等に台帳情報を提供する場合（法第90条の4第1項第3号）

被災者の援護については、被災市町村のみならず、例えば義援金の支給等のように、被災都道府県をはじめとする他の地方公共団体においても実施されるものがある。それらの適切な実施に資するためには、被災市町村において整備した被災者台帳の情報を、被災者の援護に必要な範囲で関係地方公共団体に提供することは有効であることから、法第90条の4第1項第3号に基づき、関係地方公共団体に台帳情報を提供できることとしている。ただし、その場合であっても、提供する台帳情報については、個人情報保護条例の例外として認められる第三者提供であることを踏まえ、必要最低限の情報とすることが必要である。（別紙3、別紙4）

3. 被災者台帳の情報提供に関し必要な事項（法第90条の4第2項及び 施行規則第8条の6）

法第90条の4第1項第1号及び第3号の規定による台帳情報の市町村外部への提供に関して必要な事項は、同条第2項において、内閣府令で定めることとしており、具体的には施行規則第8条の6において定めている。

① 申請書の提出（施行規則第8条の6第1項）

法第90条の4第1項第1号又は第3号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者は、市町村長に対し、施行規則第8条の6第1項各号に定める必要事項を記載した申請書を提出しなければならない。これは、被災者台帳情報が、被災者に関する様々な個人情報が集約されたものであり、その外部提供に際しては、必要最低限の情報を適切に提供するために必要性を十分に確

認するとともに、情報管理を徹底する観点から、書面の提出を求めることとしたものである。

第2号の「申請に係る被災者を特定するために必要な情報」とは、どの被災者に係る台帳情報の提供を求めるのかを特定するためのものである。被災者の特定に当たっては、被災者個人に係る氏名、生年月日、性別、住所のいわゆる住民基本台帳の基本4情報等により個人を特定する方法だけでなく、特定の支援制度により支援を受けている者、罹災証明書の発行を受けている者、のように、被災者の属性を指定することで特定する方法によることも可能である。

第3号の「提供を受けようとする台帳情報の範囲」については、第2号により特定した被災者について、法第90条の3第2項及び施行規則第8条の5に規定する被災者台帳に記載又は記録する事項のうち、どの事項について提供を求めるかということを一明らかにさせるものである。

第4号の「提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的」とは、第2号とあわせ、本人以外に対する台帳情報の提供に当たっては、その使用目的を一明らかにさせるものである。

② 台帳情報の提供に当たっての留意事項（施行規則第8条の6第2項）

施行規則第8条の6第2項においては、市町村は、「当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるとき」を除き、台帳情報を提供できることとしている。

法第90条の4第1項に基づく台帳情報の外部提供は、例外的に認めているものであることを踏まえ、市町村においては、申請内容を精査し、具体的にどういった被災者支援策を講じるのかを十分に確認する必要がある。施行規則第8条の6第1項第4号において、申請時にその使用目的を一明らかにすることを求めているが、申請者が当該台帳情報の提供を受けることにより、どのような被災者支援施策を講じる基礎として活用するのかを具体的に求め、使用目的が明確でない場合、被災者の援護の実施のために活用するという趣旨にそぐわない場合、使用目的と提供を求める台帳情報の範囲に合理性が認められない場合等においては、提供を控えることが適切である。

③ 個人番号の取扱いに係る留意事項（施行規則第8条の6第3項）

施行規則第8条の6第3項は、番号利用法の施行の日に施行される規定であるが、同項においては、被災者台帳の記載又は記録事項のうち、施行規則第8条の5第6号に規定する個人番号については、外部提供の対象としてはならないことを規定している。

これは、台帳情報の外部提供を行うにあたり、特定個人情報について、その提供、収集等に制限を課している番号利用法第19条及び第20条に抵触することのないよう、設けているものである。

4. その他

法第90条の4に基づき、必要な限度で行う台帳情報の外部提供については、審査会による審査等の手続を経ることなく行うことが可能となるが、個人情報の取り扱いにより慎重を期する観点から、各市町村において、必要に応じ審査等の手続を設けることについて妨げるものではない。

また、本通知において示した、被災者本人からあらかじめ台帳情報の外部提供に係る同意を得ること及び施行規則第8条の6第1項に規定する申請に係る事務の参考として、別添のとおり様式例を示す。同様式例はあくまでも参考として例示であり、市町村が独自に様式を定めて制度を運用することを妨げるものではないことに留意されたい。

被災者台帳情報提供（本人）申請書

別紙 1

フリガナ			
氏名			印
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
提供を求める 台帳情報	<p>希望する提供情報に○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 <ol style="list-style-type: none"> ① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____ 		
申請者連絡先			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所丸をつける）

住基カード		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他	確認手段：		

別紙2

被災者台帳情報外部提供同意書

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
外部提供先 及び 提供可能情報	<p>①公共料金等減免</p> <p><input type="checkbox"/>電力会社（〇〇電力）</p> <p><input type="checkbox"/>ガス会社（〇〇ガス）</p> <p><input type="checkbox"/>水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/>下水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/>NHK</p> <p><input type="checkbox"/>NTT</p> <p><input type="checkbox"/>携帯電話会社（会社名・支店名 _____）</p> <p>連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒 _____</p> <p>電話番号： _____</p> <p>メールアドレス： _____</p> <p>担当者： _____</p> <p><input type="checkbox"/>その他（ _____ ）</p> <p>連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒 _____</p> <p>電話番号： _____</p> <p>メールアドレス： _____</p> <p>担当者： _____</p> <p>※上記料金減免に必要な情報の提供</p> <p>※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式による同意は不要です</p>		
	（次ページに続きます）		

	<p>②被災者支援団体等への提供</p> <p><input type="checkbox"/> 民生委員</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会</p> <p><input type="checkbox"/> 町内会等地域自治組織</p> <p><input type="checkbox"/> 消防団</p> <p><input type="checkbox"/> その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体等）</p> <p>団体等名称： _____</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒 _____</p> <p>電話番号： _____</p> <p>メールアドレス： _____</p> <p>担当者： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（ _____ ）</p> <p>※別添から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p> <p>③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（再掲）</p> <p><input type="checkbox"/> 国（官署名： _____ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援法人</p> <p><input type="checkbox"/> 独立行政法人住宅金融支援機構</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>団体等名称： _____</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒 _____</p> <p>電話番号： _____</p> <p>メールアドレス： _____</p> <p>担当者： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（ _____ ）</p> <p>※別添から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p> <p>④その他</p> <p>提供同意する団体名： _____</p> <p>提供を同意する理由： _____</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒 _____</p> <p>電話番号： _____</p> <p>メールアドレス： _____</p> <p>担当者： _____</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（ _____ ）</p> <p>※別紙から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p>
--	---

※ 同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

別紙

＜被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）＞

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1から10に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - ① _____
 - ② _____
 - ③ _____
 - ④ _____
 - ⑤ _____

(備考)

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

別紙3

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇 様

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：〇〇市（区・町・村）長 〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体（ 形式） 紙媒体（個表・一覧） その他（ 形式）

6. その他

別紙4

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇
代表〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：特定非営利法人 〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため

5. その他

10 連絡先一覧、協定等

10-1 防災関係機関等連絡先

1 県関係

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
新潟県防災局	危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	TEL025-285-5511(代) FAX 025-282-1640	(直通) 025-282-1638 (危機対策第一)
新潟県防災局	消防課	新潟市中央区新光町4-1	TEL025-282-1664 FAX 025-282-1667	(衛星) 8-40120-6442
新潟県公安委員会 新潟県警察本部		新潟市中央区新光町4-1	TEL025-285-0110 FAX 025-284-8939	(衛星) 8-40120-6971
村上地域振興局	企画振興部	村上市田端町6-25	TEL0254-52-7920 FAX 0254-52-1316	(衛星) 8-401218-203
村上地域振興局	地域整備部	村上市田端町6-25	TEL0254-52-7955 FAX 0254-53-4511	(衛星) 8-401218-704
村上地域振興局	農林振興部	村上市田端町6-25	TEL0254-52-7938 FAX 0254-52-1606	(衛星) 8-401218-603
村上地域振興局 (村上保健所)	健康福祉部	村上市肴町10-15	TEL0254-53-3151 FAX 0254-52-2881	
村上警察署	村上警察署	村上市南町2丁目3-18	TEL0254-52-0110 FAX0254-53-2171	

2 関係指定地方行政機関(自衛隊を含む)

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
【防衛省】 陸上自衛隊	第30普通科連隊 第3科	新発田市大手町6-4-16	TEL0254-22-3151	
【海上保安庁】 第九管区海上保安本部	新潟海上保安部	新潟市中央区竜が島1丁目 5番4号	TEL025-247-0118 FAX 025-244-1004	
【農林水産省】 北陸農政局	新潟地域センター	新潟市中央区船場町2丁目 3435-1	TEL025-228-5211	
【気象庁】 東京管区气象台	新潟地方气象台	新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館	TEL025-281-5871	
【国土交通省】 北陸地方整備局	羽越河川国道事務所	村上市藤沢2-1	TEL0254-62-3211	
【国土交通省】 北陸地方整備局	羽越河川国道事務所 村上維持出張所	村上市新町13-1	TEL0254-53-2942	
【林野庁】 関東森林管理局	下越森林管理署 村上支署	村上市緑町3丁目1-13	TEL0254-53-2151	

3 災害協定市町村機関

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
関川村	総務課	関川村大字下関912番地	TEL0254-64-1441 FAX 53-0079	(衛星) 8-412-10 (総務課)
粟島浦村	総務課	粟島浦村字日の見山1513番地11	TEL0254-55-2111 FAX 55-2159	(衛星) 8-417-10 (総務課)
胎内市	総務課	胎内市新和町2番10号	TEL0254-43-6111 FAX0254-43-5502	(衛星) 8-441-10 (総務課)
山形県鶴岡市	危機管理課	山形県鶴岡市馬場町9番25号	TEL0235-25-2111 FAX0235-24-9071	
見附市	企画調整課	見附市昭和町2丁目1番1号	TEL0258-62-1700 FAX0258-63-1006	衛星携帯 080-1068-1295
妙高市	総務課 危機管理室	妙高市栄町5番1号	TEL0255-74-0002 FAX0255-72-9841	衛星携帯 090-2317-9757
宮城県多賀城市	総務部 交通防災課	多賀城市中央二丁目1-1	TEL0223-68-1141 FAX	
福井県鯖江市	総務部 防災危機管理課	鯖江市西山町13-1	TEL0778-53-2205	

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
茨城県大洗町	生活環境課	東茨城郡大洗町磯浜町6881-275	TEL029-267-5111	
東京都荒川区	民生活部防災課	荒川区荒川2丁目2-3	TEL03-3802-3111	
神奈川県山北町	総務防災課	神奈川県足柄上郡山北町山北1301-4	TEL0465-75-3643	

4 消防機関

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
村上市消防本部	消防本部	村上市塩町12-6	TEL0254-53-0119 FAX0254-53-0690	(内線220 警防課長)
	荒川分署	村上市大津1669-1	TEL0254-62-3240	(内線402)
	神林分署	村上市牧目1224-1	TEL0254-66-7123	(内線403)
	朝日分署	村上市岩沢4887-4	TEL0254-72-1240	(内線404)
	山北分署	村上市府屋6-35	TEL0254-77-2685	(内線405)
	関川分署	関川村大字下関1956	TEL0254-64-2579	(内線401)

5 その他の機関

名称	担当部署	所在地	電話・FAX	その他の連絡方法
東日本電信電話㈱	新潟支店 災害対策室	新潟市中央区東堀通7番町1017番地1	TEL025-227-6802 FAX025-226-8770	
東北電力㈱	村上営業所 総務課	村上市二之町6-36	TEL0254-52-4195	
新発田ガス㈱	村上支店	村上市山居町1丁目15-24	TEL0254-53-4132	
村上郵便局		村上市田端町6-45	TEL0254-53-2200	
東日本旅客鉄道㈱	村上駅	村上市田端町11-11	TEL0254-53-3042	
日本赤十字社	新潟県支部	新潟市中央区関屋下川原町1-3-12	TEL025-231-3121	
日本放送協会	新潟放送局	新潟市中央区川岸町1-49	TEL025-230-1600	
新潟交通北㈱	本社	村上市田端町6-37	TEL0254-53-7255	
粟島汽船㈱	貨物取扱所	村上市岩船港1-67	TEL0254-56-7792	
新潟県医師会		新潟市中央区医学町通2番町13	TEL025-223-6381	
村上市岩船郡医師会		村上市若葉町10-7	TEL0254-52-4666	
村上市岩船郡歯科医師会		村上市松山259-5 (村井歯科医院内)	TEL0254-52-3684	
村上市岩船郡薬剤師会		村上市田端町10-8 (中安調剤薬局内)	TEL0254-52-7058	
村上市社会福祉協議会		村上市三之町1番1号	TEL0254-53-2111	
村上岩船福祉会		村上市上の山2-17	TEL0254-50-2222	
下越障害福祉事務組合		新発田市中央町5-4-7	TEL0254-26-1501	
こいかた岩船農業協同組合	本店	村上市田端町8-5	TEL0254-52-0511	
かみはやし農業協同組合		村上市山田930-5	TEL0254-66-8100	
村上林業協同組合		村上市八日市9-6	TEL0254-50-2020	
いわふね森林組合		村上市羽黒町2-38	TEL0254-52-1593	
村上市森林組合		村上市府屋121-2	TEL0254-77-3121	
村上市岩船港漁業協同組合		村上市岩船港町1-19	TEL0254-56-7621	
三面川鮭産漁業協同組合		村上市若葉町15-1	TEL0254-52-3758	
三面川沿岸土地改良区		村上市山辺里240-2	TEL0254-53-1737	
荒川沿岸土地改良区		村上市花立458	TEL0254-62-3151	
村上商工会議所		村上市小町4-10	TEL0254-53-4257	
山北商工会		村上市府屋219-1	TEL0254-77-2259	
朝日商工会		村上市岩沢5566-1	TEL0254-72-1301	
神林商工会		村上市今宿50-14	TEL0254-66-7408	
荒川商工会		村上市羽ヶ榎104-44	TEL0254-62-3049	
村上市建築組合	建築士会岩船 支部	村上市南町2丁目8-29	TEL0254-53-0531	
新潟県建設業協会	村上支部	村上市田端町6-55	TEL0254-53-3395	
新潟県ダンプ協会	村上支部	村上市山居町2丁目6-8	TEL0254-52-4716	

10-2 災害時における応援協定一覧

【相互応援協定等締結状況】

協定の相手方	協定名称	応援の内容
県内市町村、消防の一部事務組合等	新潟県広域消防相互応援協定 (平成2年1月1日)	大規模火災、特殊災害及びその他の災害で、被害の拡大や多数の人命救助を要する等県下の消防の応援
村上市、関川村、粟島浦村	災害時における相互援助協定 (平成8年4月1日) (平成12年9月5日改定)	災害時の応急対策のため、食糧、資機材の提供、職員等の派遣を行うもの
見附市、妙高市	災害時相互応援協定 (平成8年8月30日) (平成23年8月30日再協定)	災害時の応急対策のため、食糧、資機材の提供、職員等の派遣を行うもの
新発田地域広域事務組合、豊栄郷清掃施設処理組合、阿賀野市	ごみ処理施設相互応援協定書 (平成16年4月1日) (平成20年4月1日改定)	ごみ処理施設が自然災害その他不測の事態の発生により処理ができなくなった場合、相互の協力により処理する
新潟県、県内の市町村・一部事務組合・広域連合	新潟県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定 (平成18年10月23日)	地震、豪雨等による大規模な災害に伴い大量に発生した廃棄物、その他被災した市町村等による処理が困難と認められる廃棄物の処理を行うもの
山形県鶴岡市	消防相互応援協定 (平成20年 4月 1日)	火災防御、救助・捜索、風水害防御、その他応援を必要とする災害防御等
宮城県多賀城市	災害時相互応援協定 (平成24年10月10日)	災害時の応急対策のため、食糧、資機材の提供、職員等の派遣を行うもの
福井県鯖江市	災害時相互応援協定 (平成29年10月13日)	災害が発生し、被災者救護等の応急措置の実施が十分できない場合に被災者に対する救護等を実施する
茨城県大洗町	友好都市協定 (平成30年4月4日)	観光、産業、経済、文化、教育、災害対策支援協力など幅広い分野における交流を通じて、相互の信頼と理解を深め、友好関係をさらに推進する
東京都荒川区	災害時相互応援に関する協 (令和2年9月1日)	大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に相互の応援を円滑に行う
神奈川県山北町	災害時相互応援に関する協定 (令和3年12月16日)	大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に相互の応援を円滑に行う

【民間団体等からの応援協力体制】

協定の相手方	協定名称	応援の内容
村上市建設業協会	災害時の応援業務に関する協定 (平成20年12月 1日)	災害対策用資機材の提供・回転、市管理の施設被害状況調査・障害物の除去・被害の応急処置等
(社)新潟県測量設計業協会	災害時の応援業務に関する協定 (平成21年 4月 1日)	災害時の被災状況の調査、高級対策、災害復旧のための測量及び設計に関する応援等
村上電気工事協同組合	災害時の応援業務に関する協定 (平成21年9月1日)	災害時の建築電気設備資機材の提供、建築電気設備に関する応急対策工事等
村上管工事業協同組合	災害時における水道施設の復旧応援に関する協定 (平成23年9月1日)	災害時における給水機能の早期回復を図るため、水道施設の応急復旧等に協力する
公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 中部支部 新潟県支部	災害時の応援業務に関する協定 (平成25年4月1日)	災害時における下水道及び集落排水管路施設の被害状況調査のほか、特に必要な応援業務
村上スタンド部会	災害時における支援活動等に関する協定 (平成21年11月20日)	災害時の緊急通行車両への優先的な給油、当該給油取扱所を一時休憩所として、飲料水及びトイレを提供する等
東北電力株式会社 村上営業所	災害時の協力に関する協定 (平成22年3月15日)	大規模な停電等が発生した場合、停電地域等の情報の提供及び電力設備の復旧等
社団法人 新潟県エルピーガス協会村上支部	災害時におけるLPガス供給に関する協定 (平成23年7月1日)	災害時におけるLPガスの供給及び運搬等
株式会社 サクマ	災害時における支援活動等に関する協定 (平成23年9月1日)	災害時の緊急通行車両への優先的な給油、当該給油取扱所を一時休憩所として、飲料水及びトイレを提供する等
株式会社 ミナミインターナショナル	災害時における木質バイオマス発電設備による電力供給に関する協定 (令和3年7月15日)	災害時、神林支所敷地内に設置されている低圧木質バイオマス発電設備による電力の無償提供を受けるもの

協定の相手方	協定名称	応援の内容
村上郵便局、市内特定郵便局	災害時相互協力協定 (平成10年 1月13日)	災害時の郵政事業に係わる相互援護、避難場所提供、情報収集に関する協力協定
村上郵便局、村上市内窓口郵便局	災害発生時における村上市と村上市内郵便局の協力に関する協定 (平成27年10月26日)	村上市内に発生した災害時において、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行する
神林郵便局	災害時における相互応援協力に関する協定 (平成10年4月10日)	災害時の応急活動に係る活動要員協力等
旧朝日内郵便局	災害時相互協力協定 (平成10年 12月25日)	災害時の郵政事業に係わる相互援護、避難場所提供、情報収集に関する協力協定
北越生コンクリート協同組合	消火活動に関する応援協定書 (平成16年9月6日)	火災等災害現場における消火活動に活用する消防水利の充水作業等を行う
三国コココーラ・ボトリング株式会社	災害時における救援物資の提供等に関する協定 (平成17年2月3日)	自動販売機内の機内在庫商品を無償提供、自動販売機メッセージボードの無償利用
イオン株式会社 ジャスコ村上東店	災害時の防災活動協力に関する協定 (平成18年6月2日)	災害時の応急活動に係る活動要員の派遣、飲料水、資機材、店舗の避難所としての提供等
かみはやし農業協同組合	村上市の災害時における防災活動協力に関する協定 (平成21年3月1日)	災害時の応急活動に係る活動要員の派遣、飲料水、資機材、避難所としての提供等
信越ペプシコーラ販売株式会社	災害時における救援物資の供給に関する協定 (平成21年 5月 1日)	自動販売機内の機内在庫商品を無償提供、備蓄飲料水の提供等
NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定 (平成21年7月6日)	災害時の応急活動に係る活動用資材、生活必需品の供給、仮避難所、飲料水等の提供等
村上市岩船郡砂利協同組合	村上市の災害時における応援業務に関する協定 (平成23年4月1日)	災害時のパトロール及び情報収集、応急対策、災害復旧に必要な重機及び大型ダンプトラックの提供等
株式会社 アクティオ	災害時における物資供給に関する協定 (平成23年6月1日)	災害時における物資 (レンタル機械・日用生活雑貨品等) の供給等
株式会社 伊藤園	災害時飲料水提供に関する協定 (平成26年1月6日)	市の管轄する場所に設置した自動販売機内の機内在庫商品の無償提供等
一般社団法人 新潟県農業土木技術協会	災害時の応援業務に関する協定 (平成25年8月1日)	災害時における農地・農業用施設等の被害状況の調査、応急対策、復旧のための測量及び設計等
ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定 (平成25年11月20日)	災害に備え、村上市が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ村上市の行政機能の低下を軽減させるための取組みを行う
Google	防災への取り組みに関する協定書 (平成25年12月17日)	災害対応サービスの提供
株式会社 まほろば	道の駅「朝日」防災施設利用に関する協定 (平成26年6月18日)	道の駅「朝日」の防災施設利用に関するもの
中条郵便局	市民生活関係情報提供に関する覚書 (平成28年4月1日)	市民生活関係情報の提供により住みよいまちづくりを推進するもの
アークランドサカモト	災害時における物資供給等に関する協定 (平成29年9月20日)	災害時に物資の供給や一時避難所やインフラ復旧のための応援車両の待機場所として施設用地の提供
長岡移動電話システム株式会社	災害時における臨時災害放送局開設運用の支援に関する協定 (平成29年12月1日)	災害発生時、開設する臨時災害放送局の運用を定め、村上市民に迅速に緊急情報を提供することで被害の軽減を図る
株式会社ゼンリン新潟営業所	災害時における地図製品等の供給等に関する協定 (令和元年8月1日)	災害発生時の地図供給
瀬波温泉旅館協同組合	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定 (令和2年6月19日)	大規模災害発生時の避難先の提供
株式会社 デベロップ	災害時における移動式宿泊施設等の提供に関する協定 (令和3年7月15日)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の移動式宿泊施設等提供
株式会社 新潟放送	防災パートナーシップに関する協定 (令和4年1月25日)	災害時に備え、必要な災害情報を迅速に提供し被害を軽減し、市民の安全確保を図るほか、平常時から防災活動に取り組むことにより防災意識の向上を図る
株式会社 トップライズ	災害時等における応援業務に関する協定 (令和4年1月25日)	ドローンを活用した災害及び防災対策における情報収集の強化

【放送に関する締結状況】

協定の相手方	協定名称	応援の内容
FMラジオ新潟	災害時緊急情報放送に関する協定 (平成17年12月21日)	災害時の被害情報や避難所情報など緊急情報放送をFMラジオで行うもの

【情報交換に関する締結状況】

協定の相手方	協定名称	応援の内容
国土交通省北陸地方整備局	災害時の情報交換に関する協定 (平成23年3月1日)	災害が発生又は災害が発生するおそれがある場合に各種情報の交換等を行い、迅速かつ円滑な災害対策を実施するもの

【原子力発電所に関する締結状況】

協定の相手方	協定名称	応援の内容
東京電力株式会社	東京電力(株)柏崎刈羽原子力発電所に係る住民の安全確保に関する協定 (平成25年1月9日) (平成25年7月8日改定)	原子力発電所連絡会の設置と事故等に関する連絡を行うもの
東京電力 株式会社	緊急時通報連絡設備の設置ならびに保守・運用に関する覚書 (平成29年7月1日)	緊急時通報連絡設備の設置ならびに保守・運用